

平成19年度

行政評価実施結果報告書

《本編》

平成19年9月

新宿区

はじめに

新宿区では、区が行っている「施策」及び「事業」が区民や地域社会にもたらす成果や実態を客観的に評価し、評価結果を区の政策形成の基礎とすることを目的として、行政評価を実施しています。

平成19年度は、第四次実施計画（平成17年度～平成19年度）の体系にある「施策」・「事業」を対象に評価を行うとともに、第四次実施計画で掲げた21の重点項目の視点からも評価を行いました。

限られた行政資源を有効に活用し、これからの公共サービスのあり方を見直し、効率的で質の高い行政サービスを実現していくためには、行政評価の手法を用いて、継続的に評価を行い、評価結果を公表していくことが大切です。

これまでも区は、区民にわかりやすい評価のあり方を求め、さまざまな工夫を加えてきましたが、19年度からは、評価の手法として、外部の意見を取り入れる試みを行ってまいります。

また、行政活動を「計画」・「実行」・「評価」・「見直し」といったサイクルの中で捉え、評価を行っていくことにより、職員の意識改革につなげ、組織のマネジメント能力を高めていくことは、行政の体質改善という観点からも欠かすことのできないプロセス（工程）です。

この報告書は、平成19年度の評価結果を要約としてとりまとめたものですが、今後は、この評価結果をもとに、外部評価のしくみを導入することにより、行政評価の客観性・透明性を高め、これからの区政運営に活かしてまいります。

平成19年9月

新宿区長 中山 弘子

目 次

1	新宿区の行政評価制度	1
1.1	制度の目的	1
1.2	制度導入からの経過	1
1.3	制度の概要	2
2	平成19年度の行政評価	4
2.1	評価の流れ	4
2.2	評価のしくみと評価シートの構成	4
2.3	評価結果	8
2.3.1	重点項目評価	8
2.3.2	施策評価	8
2.3.3	事業評価	9
3	今後の課題	10
4	重点項目評価一覧表	11
5	重点項目評価シートの見方	12
6	重点項目評価シート	14
7	評価対象施策一覧表	56
8	施策評価シートの見方	57
9	施策評価シート	59
10	事務事業評価シートの見方と変更点	145
参考	評価シート	149

1 新宿区の行政評価制度

1.1 制度の目的

新宿区では、区が行っている「施策」及び「事業」が区民や地域社会にもたらす成果や実態を客観的に評価し、評価結果を区の政策形成の基礎とすることを目的として、これまで行政評価を実施しています。

また、この行政評価を実施することで、具体的には、次の4つの事項を達成することを目指しています。

(1) P D C A サイクル()の下に、行政評価制度を組み込み、常に評価結果を施策と事業の見直しに反映していきます。

(行政評価を活用したマネジメントサイクルの確立)

(2) 成果に対する厳正な評価を通じて、行政としての関与の妥当性を検証し、これからの公共サービスのあり方を見直すとともに、費用対効果に優れた効率的な区政運営を実現します。

(公共サービスのあり方を見直し・効率的な区政運営の実現)

(3) 誰の目にもわかりやすい評価制度とし、行政としての説明責任を果たし、区政の透明性を向上させます。(説明責任の確保・透明性の向上)

(4) 評価の過程を通じて、職員の意識改革と組織としての経営意識を涵養し、画一的・硬直的・閉鎖的・縦割りといわれる行政の体質改善を図ります。(行政の体質改善)

PLAN (計画)・DO (実行)・CHECK (評価)・ACTION (見直し)の行政活動の見直しの行程のこと

1.2 制度導入からの経過

新宿区の行政評価制度は、平成11年度の事務事業評価の試行にはじまり、13年度には、施策評価・事業評価を行い、評価結果を「新宿区後期基本計画」、「第三次実施計画」の策定に反映させてきました。また、14年度は、「区民との協働」や「補助金」といった5つのテーマ別評価を試み、「協働の視点からの事業の見直し」や「補助金の見直し」へと評価結果を反映しています。

15年度は、財務会計・文書管理システムの開発にあわせて行政評価システムの開発に取り組んできたため、行政評価そのものを中止としました。また、16年度は、開発中の評価システムを部分的に活用することで、「第四次実施計画」の策定に評価結果を反映させました。そして、17年度からは、本格的に行政評価システムを導入し、行政評価を再始動させました。

18年度は、17年度に実施した施策と事業を対象に評価を行うと

ともに、第四次実施計画で掲げた21の重点項目の視点からも評価を行いました。また、平成15年度から3か年取り組んだ事業別行政コスト計算書の成果を踏まえ、主に施設整備を行った9事業について、発生主義の考え方を取り入れ、試行的にトータルコストに減価償却費を組み入れて、行政評価を実施しました。

今年度は、評価結果を「第一次実行計画」の進行管理に反映させていきます。

また、これまでも区は、区民にわかりやすい評価のあり方を求め、さまざまな工夫を加えてきましたが、19年度からは、外部評価のしくみを制度として確立し、一層評価の客観性・透明性を高めます。

1.3 制度の概要

新宿区後期基本計画は、基本計画の各章を構成する「施策」と予算の裏づけを持つ「事業」の二つの体系で構築されています。

このため、新宿区の行政評価は「事業評価」と「施策評価」との二層構造で評価を実施してきました。

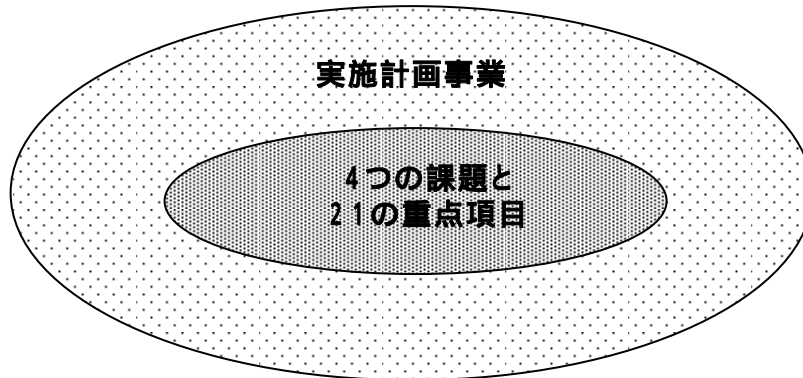
「事業評価」は、個々の計画事業について、事業の意図する成果の達成度、目的・手段の妥当性や実施の効率性等といった観点から評価を行い、今後の方向性を見直しや改革方針を整理しています。

また、「施策評価」は、「事業評価」を行った後に、施策を構成する個々の事業の評価内容を分析的に捉えるとともに、施策の目的や方向性に対する達成度といった点からの評価を行い、今後の方向性を見直しや改革方針を整理しています。

さらに、第四次実施計画では、施策体系とは別の視点として、課題解決に向けて3年間に重点的に取り組むこととした21の重点項目を明らかにしているため、新たに「重点項目評価」を付け加え、重点項目についても、「事業評価」を行った後に、「施策評価」と同様の手法により評価を行い、今後の方向性を見直しや改革方針を整理しています。（第四次実施計画の構成は図1をご覧ください。）

図 1：第四次実施計画の構成

144の実施計画事業と4つの課題に基づく21の重点項目で構成



また、試行的に施設整備を伴う事業等について減価償却の考え方を組み入れることにより、事業が使用する資産にかかる日常の費用の把握に努めました。こうした試みを更に設備整備を伴う事業等に拡大し、継続的に、「事業」と「施策」の評価を行うことにより、新宿区の行政運営におけるP D C Aのサイクルを確立させ、常に、評価結果を「事業」と「施策」の見直しへと反映していきます。

2 平成19年度の行政評価

2.1 評価の流れ

19年度は、第四次実施計画における144実施計画事業と43施策について評価を行うとともに、21の重点項目の視点からも、評価を行いました。

今後、外部評価委員会を設置し、外部評価のしくみを導入します。

それをふまえた評価の流れについては、6ページの図2に示すとおりです。

今回の評価結果は、20年度から始まる「第一次実行計画」の進行管理に反映させていきます。また、20年度の予算編成において、評価結果を活用した予算の見積りに取り組み、行政評価と予算との連動を深めることにより、第四次実施計画事業と施策への反映を目指します。

2.2 評価のしくみと評価シートの構成

「1.3 制度の概要」でもふれましたが、新宿区の行政評価は「事業評価」と「施策評価」の二層構造で実施しており、第四次実施計画の評価については、「重点項目」の視点からも評価しています。

ここでは、事業評価を中心に評価のしくみを説明します。

まず、各主管部では、7ページの図3に示す「評価シート1及び2」に事業内容（目的、対象・手段、3か年の実施内容・コスト情報等）を記入します。その上で、事業の成果（意図する成果）と成果指標、成果の達成状況を記入します。なお、今回の行政評価では、第四次実施計画策定段階で設定した成果指標と併せて、補足的に追加又は代替指標を設定することで、より成果を測定しやすくしました。

つぎに、シート3に示す6つの評価基準に基づき、「事業の達成度」や「成果」、「目的・手段の妥当性」等から評価を行い、これらの結果を踏まえて、シート4で総合評価、今後の方向性、改革方針についての記入を行います。総合評価、今後の方向性、改革方針については、各部経営会議からなる評価委員会と行政評価制度を所管する企画政策部とで、評価内容が適切かどうかのチェックを繰り返し、評価の精度を上げています。

施策評価・重点項目評価についても、同様の方法で評価を行っています。

また、平成15年度から3か年取り組んだ事業別行政コスト計算書の効果を生かし、発生主義の考え方として、主に施設整備を行った9事業（※）について、施行的にトータルコストに減価償却費を組み入れて、行政評価を実施しています。

発生主義の考え方では、経費が発生する原因が生じた時点をもって

費用と認識する「現金の支出を伴わない経費」があります。建物は、鉛筆や紙のような消耗品と異なり、購入した直後に利用しきってしまうものではなく、数十年にわたって利用可能なものです。

建物の建設費は、建物が完成した時点で一括して支払われるのが一般的ですが、発生主義では、長期にわたって建物を利用しているという実態に着目し、建物の施設としての価値を毎年少しずつ利用することで、事業を運営しているという事実を重視して、費用は施設として利用した段階で発生していると考えます。このように、毎年利用している費用額を算出する方法が「減価償却」です。

具体的には、建物の取得価格を施設の利用価値総額とし、施設としての利用ができなくなった時点での建物の価値相当額（残存価値）を差し引いた価格を利用可能年数（耐用年数）で割った金額を、各年度の費用額（償却費）と考えます。

このような発生主義の考え方を行政評価に取り組みることにより、それぞれの事業に要した正確なコストの把握とその評価に努めていきます。

なお、評価シートの構成と具体的内容については、添付資料（149ページ）をご覧ください。

※発生主義の考え方を取り入れた事業

- 13 待機児童の解消
- 20 幼稚園と保育園の連携・一元化
- 43 学校施設の計画的整備
- 44 学校施設の改修
- 45 学校施設の改善
- 62 地域センターの整備
- 83 水位警報装置の改良
- 95 職員防災住宅の整備
- 104 人とくらしの道づくり

図2：行政評価の流れ

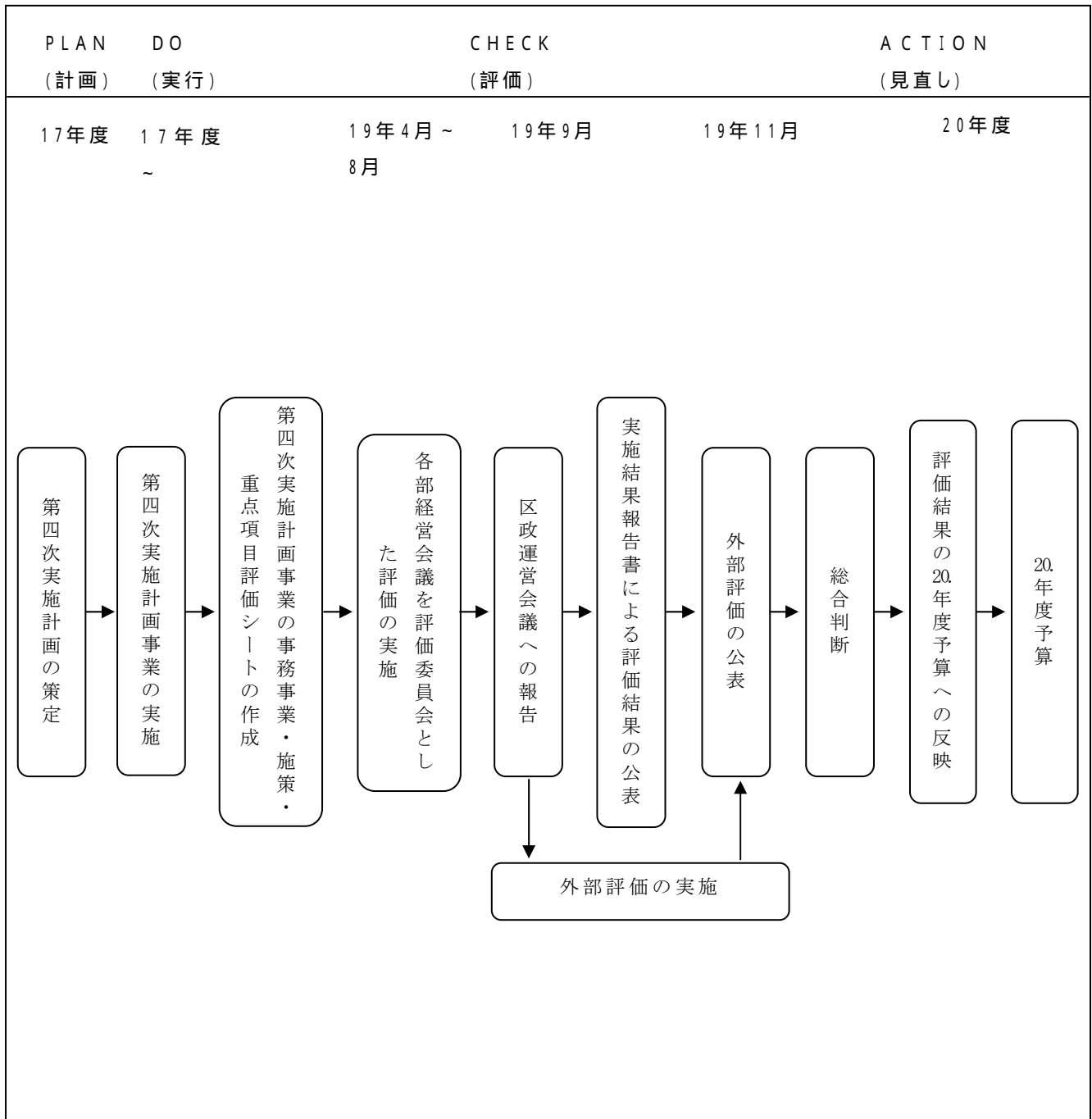
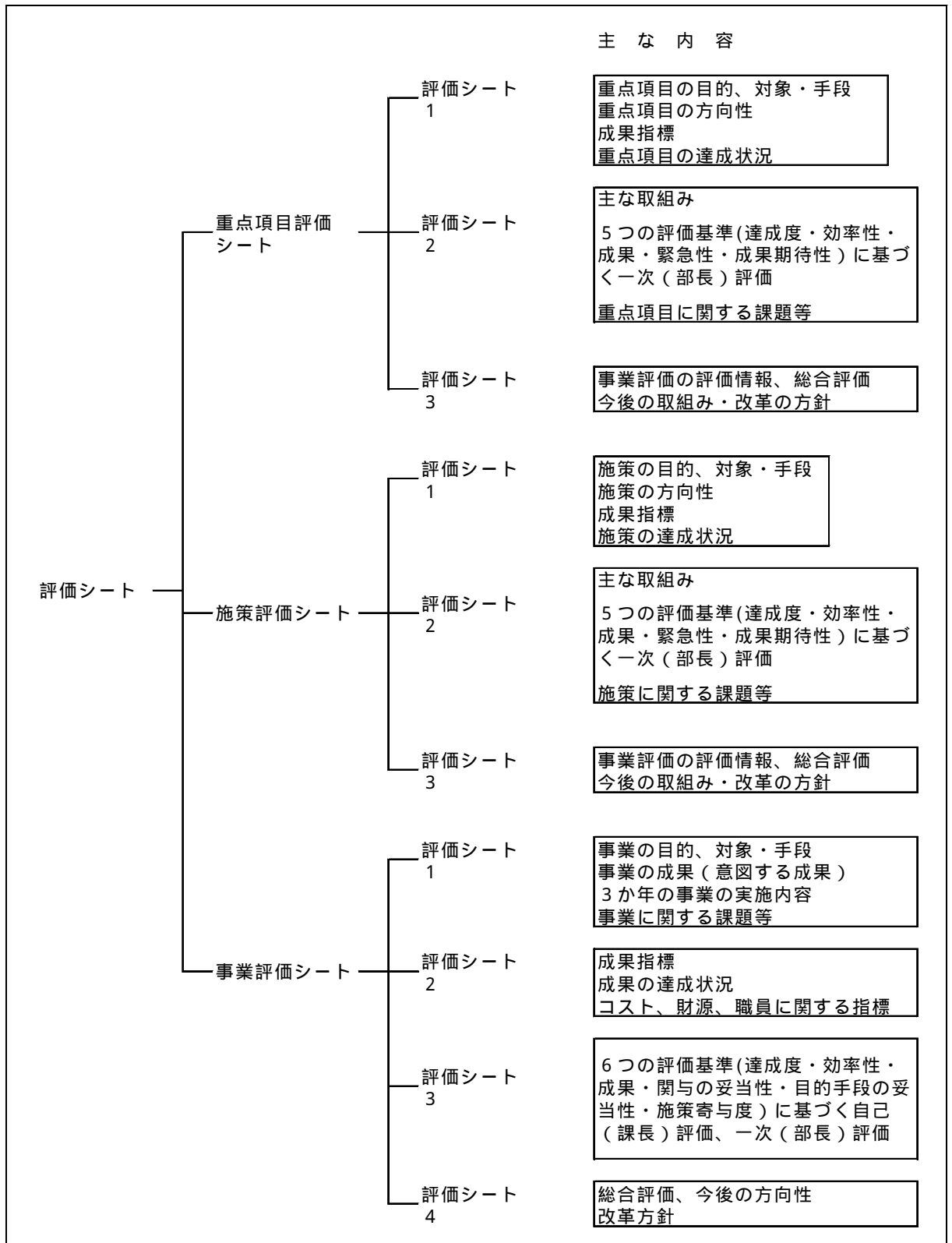


図3：評価シートの構成



2.3 評価結果

2.3.1 重点項目評価

重点項目評価の評価結果は、以下のとおりです。今年度A評価に上がった項目は、「区民主体のまちづくり」「NPO等との協働の環境づくりの推進」で、区民参画や協働事業が推進していると言えます。また、D評価「介護サービス基盤整備の推進」です。各重点項目の評価については、重点項目評価シート(14ページ以降)をご覧ください。

「A」: 意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの。
 重点項目の目的や方向性に照らして、取組内容の達成度が重点項目総体として高いもの。

「B」: 「計画どおり」又は「概ね計画どおり」に重点項目を推進し、予定していた成果をあげたもの。

「C」: 法律・制度の改正等により、計画の見直しを求められるもの。

「D」: 目標水準を下回り、計画そのものの見直しを求められるもの。

重点項目評価		A	B	C	D	計
	前年度	6	14	1	0	21
	今年度	7	13	0	1	21

2.3.2 施策評価

施策評価の評価結果は、以下のとおりです。今年度A評価に上がった施策は、「コミュニティ活動の充実と支援」です。また、D評価の施策は、昨年度と同様「住みよい環境づくり」で、目標水準を下回った事業が多く、事業実施の手段をはじめとした事業の見直しが必要となっているものです。各施策の評価については、施策評価シート(59ページ以降)をご覧ください。

「A」: 意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの。
 施策の目的や方向性に照らして、取組内容の達成度が施策総体として高いもの。

「B」: 「計画どおり」又は「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの。

「C」: 法律・制度の改正等により、計画の見直しを求められるもの。

「D」: 目標水準を下回り、計画そのものの見直しを求められるもの。

施策評価		A	B	C	D	計
	前年度	2	40	0	1	43
	今年度	3	39	0	1	43

2.3.3 事業評価

事業評価の評価結果は、以下のとおりです。特に、「アレルギー疾患等健康相談事業」「都市計画道路の整備（駅街路10号線）」「多目的環境防災広場の確保」「住宅建設資金融資あつ旋」「都心共同住宅供給事業等の推進」「子育て支援マンションの整備誘導」「安心のみどり整備」の7事業は前年度もD評価であり、事業実施の手段をはじめとした事業の見直しが必要となっているものです。

各事業の評価については、別冊の事務事業評価シートをご覧ください。

なお、今後の方向性の「その他」とは、制度改正等により今後の事業のあり方を検討していくものです。

「A」：意図する成果に対して、目標以上の大きな成果をあげたもの。 事業の目的や意図する成果に対して、取組内容の達成度が事業総体として高いもの。
「B」：「計画どおり」又は「概ね計画どおり」に事業を推進し、予定していた成果をあげたもの。
「C」：法律・制度の改正等により、計画の見直しを求められるもの。
「D」：目標水準を下回り、計画そのものの見直しを求められるもの。
今後の方向性 1)現状のまま継続 2)手段改善 3)縮小 4)拡大 5)統合 6)休廃止 7)その他

	今後の方向性							計
	継続	手段改善	縮小	拡大	統合	休廃止	その他	
A	8	1	0	5	0	0	0	14
B	74	23	1	17	0	2	2	119
C	0	1	0	0	0	0	0	1
D	2	7	0	0	0	1	0	10
計	84	32	1	22	0	3	2	144

事業評価		A	B	C	D	対象外	計
	前年度	15	108	2	11	8	144
	今年度	14	119	1	10	0	144

3 今後の課題

PDCAのサイクルの中での位置づけの明確化と効果的な活用

平成11年度からスタートした新宿区の行政評価は、実施の規模や評価の対象を毎年変えてきましたが、平成17年度から新たに導入した行政評価システムを機に、行政評価のしくみをPDCAのサイクルの中に定着させることができました。

今後は、予算編成において、評価結果を活用した予算の見積りに取り組み、行政評価と予算との連動を深めて、予算編成過程を公表する等により、行政評価をより一層効果的に活用していきたいと考えています。

透明性の確保

評価の結果は、行政としての説明責任を果たしていくためにも、区民に対して積極的に提供していくことにより、区政の透明性の向上を図っていくことが求められます。

19年度からは、外部評価のしくみを、制度として確立し、一層評価の客観性・透明性を高めていきます。

また、総合評価におけるA B C Dについては、過年度の評価もあわせて表示することで、事業の実施に対する区の評価の移り変わりを容易に把握できるように改善をはかりました。

今後も、情報提供のツールとして区民へのわかりやすさを確保していくためにも、評価シートに記載すべき内容については、引き続き、見直しをしていくことが必要です。

施策評価の精度の向上

平成17年度の行政評価から、総合評価、今後の方向性、改革方針については、各部経営会議からなる評価委員会と行政評価制度を所管する企画政策部とで、評価内容が適切かどうかのチェックを繰り返し、評価の精度を上げています。チェックにあたっては、目的や設定している成果指標に対して達成できているかどうかを照らし、4段階の評価がなされているか、また、その内容を説明できているか、という視点に重点を置いています。

事業の集合体である施策については複数の部にまたがるものもあり、各事業の影響度や重みなどについて客観的に評価するしくみづくりが必要です。

4 重点項目評価一覧表

課題	重点項目		評価結果		ページ
			前年度	今年度	
課題1 新しい時代を担う 子どもの育成	1	家庭における子育て支援の充実	B	B	14
	2	保育園入所待機児童の解消	A	B	16
	3	幼稚園と保育園の連携・一元化	A	A	18
	4	学校教育の充実	B	B	20
	5	子どもの遊び場・居場所づくり	B	B	22
課題2 高齢者、障害者な ど誰もがいきいき と暮らせる地域社 会づくり	6	元気高齢者の社会参加の促進	B	B	24
	7	介護予防の充実	C	B	26
	8	介護サービス基盤整備の推進	B	D	28
	9	障害者福祉基盤の充実	B	B	30
課題3 安全で快適な文 化の薫るまちづ くり	10	ホームレス対策	B	B	32
	11	災害に強いまちづくり	A	A	34
	12	安全・安心のまちづくり	B	B	36
	13	多文化共生の推進	A	A	38
	14	新しい文化・観光施策の推進	B	B	40
	15	水辺とみどり豊かなまちづくり	B	B	42
	16	区民主体のまちづくり	B	A	44
課題4 柔軟で多様な開 かれた参画シス テムの構築	17	きれいなまちづくりの推進	B	B	46
	18	地区協議会の運営	A	A	48
	19	区民との協働による基本構想・基本計画づくり	A	A	50
	20	NPO等との協働の環境づくりの推進	B	A	52
	21	地域センターの整備	B	B	54

「A」:意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの。重点項目の目的や方向性に照らして、取組内容の達成度が重点項目総体として高いもの。

「B」:「計画どおり」又は「概ね計画どおり」に重点項目を推進し、予定していた成果をあげたもの。

「C」:法律・制度の改正等により、計画の見直しを求められるもの。

「D」:目標水準を下回り、計画そのものの見直しを求められるもの。

5 重点項目評価シートの見方

課題

第四次実施計画の4つの課題

課題1:新しい時代を担う子供の育成

課題2:高齢者、障害者など誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくり

課題3:安全で快適な文化の薫るまちづくり

課題4:柔軟で多様な開かれた参画システムの構築

重点項目

3年間に重点的に取り組む21の重点項目

課題	2	高齢者、障害者など誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくり
重点項目	6	元気高齢者の社会参加の促進

目的

高齢者が自ら進んで地域社会に参加できる環境を整備するとともに、自立的な就労・就業の機会を確保します。

対象・手段

高齢者の地域参加と生きがいづくりにつながる各種活動を支援します。高齢者の就業を促進するため、新宿区社会福祉協議会が実施する無料職業紹介所(新宿わくワーク)に対し、必要経費を助成します。また、高齢者の社会参加の仕組みづくりについて、高齢者社会参加システム協議会で検討します。

重点項目の方向

高齢社会を迎え、熟年期をいかに豊かに過ごすかが、ますます重要になってきています。いわゆる団塊の世代が、近い将来定年を迎えますが、その多くは就労継続の意向を持つ一方、より豊かな第二の人生を求めて地域の活動にも目を向けつつあります。区では、高齢者の豊かな経験、知識や技術を就労や社会貢献活動に活かすことができるよう、また同時に、高齢者が出来るだけ長い期間元気でいられるよう、様々なメニューを検討し、支援していきます。

成果指標

成果指標

成果を計る測定可能な指標

指標名		定義	目標水準			
積極的に外出する高齢者の増加		65歳以上で積極的に外出する人の割合(高齢者実態調査)	(平成19年度)	75.7%	年度の水準達成	
生きがいをもって生活している高齢者の増加		65歳以上で生きがいをもって生活している人の割合(高齢者実態調査)	(平成19年度)	62.5%	年度の水準達成	
無料職業紹介所(新宿わくワーク)による就職者数		求職登録者中の採用決定者の割合	(平成19年度)	30%	年度の水準達成	
重点項目の達成状況						
	単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考	
重点項目 成果指標	目標値1	%		75.70	平成18年度の実績1、2については高齢者実態調査未実施のため、数値未記入。	
	実績1	%		55.60		
	目標達成率1 = /	%		73.45		
	目標値2	%		62.50		
	実績2	%		86.30		
	目標達成率2 = /	%		138.08		
	目標値3	%	30.00	30.00		30.00
	実績3	%	34.00	42.80		61.00
	目標達成率3 = /	%	113.33	142.67		203.33

主な取組み

高齢者の社会参加 いきいき福祉大作戦の実施(高齢者マイスター制度、いきいきパスポートなど)
 高齢者社会参加システム協議会による新しい社会参加の仕組みの検討
 高齢者就業支援 新宿区社会福祉協議会設置の無料職業紹介所への助成

主な取組み
18年度の実施状況

課題

団塊の世代が退職する時期を目前に控えて、それらの人が社会の担い手として活躍できるシステムを作ることが課題です。このため、平成19年度に、「高齢者の社会参加システムの構築に関する検討結果報告書」に基づき決定したモデル事業を実施します。

課題
目的に対する実施状況上の問題
成果に対する実施状況

評価

総合評価	
<p>元気高齢者の社会参加は、いきいき福祉大作戦に多くの方が参加して、高齢者の生きがいがづくりに役立っています。また、元気館の事業も参加者が増加してきており、区民の運動習慣の定着に寄与しています。高齢者の社会参加システムの構築については、協議会から「高齢者の社会参加システムの構築に関する検討結果報告書」が区へ提出され、これに基づき平成19年度に実施するモデル事業を決定し、計画どおり進んでいます。</p>	B

総合評価
目的や成果が達成できているか、いないか、評価している

総合評価
A: 目標以上の成果
B: 計画どおりの成果
C: 制度改正により見直し
D: 目標を下回った

今後の取組み・改革の方針

高齢者社会参加システムの構築については、提出された報告書に基づき決定したモデル事業を平成19年度に実施します。元気館は、引き続き指定管理者による効率的な運営を行うとともに、利用者のニーズに応じたイベント事業等、事業内容の充実を図っていきます。

今後の取組み・改革の方針
課題に対する今後の方向性

総合評価
A: 目標以上の成果
B: 計画どおりの成果
C: 制度改正により見直し
D: 目標を下回った

重点項目を構成する計画事業

高齢者が輝くまちづくり
 元気館事業の充実
 高齢者就業支援事業への助成

総合評価	頁	総合評価	頁
B	19		
B	3		
B	21		

事務事業評価編のページ

課 題	1	新しい時代を担う子どもの育成
重点項目	1	家庭における子育て支援の充実

目的

子ども家庭支援センターを核に、子育てに関する相談事業や情報の提供を行うとともに、乳幼児が安心して集える場の整備や一時保育など各種サービスをコーディネートしながら、家庭における子育てを支援していきます。

対象・手段

対象： 区内に在住する主として乳幼児とその保護者です。
 手段： 子ども家庭支援センターの機能を強化します。
 乳幼児が安心して集える場を整備します。
 在宅子育て支援サービスを充実します。

重点項目の方向

子ども家庭支援センター機能の強化として、特別な支援が必要な子どもと家庭にふさわしいサービスを提供して、子育て不安を軽減します。
 乳幼児親子の居場所づくりとして、身近な場所に乳幼児親子が安心して集える場を提供し、保護者の育児不安や育児ストレス、孤立感の解消を図ります。
 在宅子育て支援サービスの充実として、一時的な保育や宿泊を伴う預かりサービスについて利用対象の拡大や利用方法の改善を図り、子育て家庭をサポートします。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
子ども家庭サポートネットワークの強化		子ども家庭サポートネットワークにおけるサポートチーム会議開催回数(年間)		(平成19年度に)	(50回) の水準達成	
「ひろば」の箇所数		乳幼児親子が集える場		(平成19年度に)	(25箇所) の水準達成	
一時保育実施箇所数		区内で一時保育を実施している箇所数		(平成19年度に)	(47箇所) の水準達成	
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	回		50.00	50.00	
	実績1	回		40.00	53.00	
	目標達成率1 = /	%		80.00	106.00	
	目標値2	箇所		25.00	25.00	
	実績2	箇所		25.00	25.00	
	目標達成率2 = /	%		100.00	100.00	
	目標値3	箇所	46.00	47.00	46.00	
	実績3	箇所	46.00	47.00	46.00	
	目標達成率3 = /	%	100.00	100.00	100.00	

所管部	福祉部
-----	-----

主な取組み

子ども家庭支援センター機能の強化(関係機関が連携して要保護ケースに適切なサービスの提供を検討するサポートチーム会議を53回開催しました。スーパーバイザーによる特別相談を開始、12ケースの関係機関が利用しました。)
 乳幼児親子の居場所づくり(児童館内乳幼児優先スペースを1箇所整備しました。)
 在宅子育て支援サービスの充実(子どもショートステイの区民による協力家庭は13世帯が登録しました。)

課題

子ども家庭支援センターの認知度をより一層上げ、関係機関のネットワークの構築を充実させていく事業展開が必要です。また、育児支援家庭訪問事業については、広報等を活用し、事業目的や利用方法の周知を図ることが必要です。
 子育てひろばを実施している機関のより一層の連携の強化を図っていくことが課題です。今後は、区民との協働を進めるために、ひろば事業も積極的な区民参加による運営を行っていく必要があります。
 身近なところでサービスを利用できるように、ファミリーサポート提供会員やショートステイ協力家庭の新規開拓とともに、一時保育実施施設の拡充を地域的に偏りがないように進めていく必要があります。

評価

総合評価	
<p>相談件数の増加や、関係機関による会議の依頼が増加するなど、子ども家庭支援センターの認知度が高まっていることがわかります。今後は、一層認知度を上げ、関係機関のネットワークの構築を充実していく事業展開が必要です。 児童館など身近な場所で乳幼児親子が安心して集える場を提供し、保護者同士の仲間づくりやさまざまな育児情報の提供、気軽な育児相談を行うことは、区民の要望も高く、子育て支援に大変有効です。区立施設で実施するほか、民間の乳児院・保育園及び区民が運営する団体にひろば事業を委託し、実施することは効率的で妥当と考えます。 育児支援家庭訪問事業やショートステイ協力家庭制度など、きめ細やかな在宅子育て支援サービスを展開していく仕組みづくりができたことは評価できます。今後は既存の子育てサービスでは十分に対応できない多様で広範な子育てニーズに対して、より一層サービスを充実していくことが重要です。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

先駆型子ども家庭支援センターとして、子どもと家庭の支援と虐待予防の中核機関となるために、関係機関と連携を強化し、子ども家庭サポートネットワークを充実させていきます。また、育児支援家庭訪問事業については、周知の徹底を図るとともに、利用可能期間を生後2か月から生後1年以内に拡大します。
 乳幼児が安心して利用できる乳幼児優先スペースを増やします。ひろば事業を実施している施設の連絡会の充実や子育て仲間づくり事業とも連携し、ひろば事業を活性化させていきます。
 ファミリーサポート事業の提供会員の増加を重点的に進めるために、提供会員の少ない地域で講習会を開催します。ショートステイは乳児院での利用定員を拡大します。専用室型一時保育実施施設を拡大します。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
子ども家庭支援センター機能の強化	B	33		
乳幼児親子の居場所づくり	B	35		
在宅子育て支援サービスの充実	B	31		

課 題	1	新しい時代を担う子どもの育成
重点項目	2	保育園入所待機児童の解消

目的

多様な保育資源を活用した諸施策を講じ、待機児童の解消を図ることで保護者の子育て支援や児童の福祉を向上させます。

対象・手段

認可保育園において児童定員の拡大や弾力的運用を実施し、受入れ枠を拡大します。
 老朽化した区立保育園の建替えに伴い、私立認可保育園を開設し、児童定員の拡大と新たな保育サービスを提供します。
 認可保育園を補完する役割を持つ東京都独自の認証保育所の整備を支援します。

重点項目の方向

共働き世帯や核家族世帯の増加、就業スタイルの変化等により、保育の需要は増加するとともに、多様化しています。このような保育需要に対応するために、保育園の定員の見直しや保育メニューの多様化などサービスの拡充を図っていきます。また、認証保育所など、民間事業者を含む多様な運営主体によるサービスへの支援も行っていきます。

成果指標

指標名		定義			目標水準	
待機児童解消数		平成15年度4月待機児童数(89人)を基準とした当該年度における待機児童解消数 = 待機児童減少数 / 目標解消数			(平成19年度に)	待機児童0人の水準達成
					()	年度に
					()	の水準達成
					()	年度に
					()	の水準達成
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	人		89.00	89.00	
	実績1	人		54.00	57.00	
	目標達成率1 = /	%		60.67	64.04	
	目標値2					
	実績2					
	目標達成率2 = /					
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

所管部	福祉部
-----	-----

主な取組み

児童福祉法最低基準に定める保育室の認可面積に余裕がある保育園を対象に、基準を満たす範囲の中で児童定員の拡大や弾力運用を実施し、受入れ枠の拡大を図りました。
 定員の拡大と多様な保育サービスの提供を目的に、下落合二丁目に建設中の私立保育園(新宿せいが保育園)の施設整備に対して補助しました。
 区民が利用した認証保育所に対し、年齢区分に応じて運営費を補助しました。

課題

認可保育園については、受け入れ枠の拡大への取り組みとともに、地域需要に応じた多様な保育サービスを展開できる保育園のあり方を検討することが課題となっています。
 認証保育所については、待機児童の状況を考慮し、既存の認可保育園では難しい様々な就労形態やライフスタイルにあった保育需要に応えるための新たな増設を検討することが課題となっています。

評価

総合評価	
<p>保育需要が高まる中で、待機児童を前年度とほぼ同規模に抑えられたことは、大きな成果であり、目的に対する事業の有効性が実証されたものといえます。また、当初計画では受入れ枠の拡大247名のところ502名まで拡大できました。そして、年度末の入所率も96.6%であり、待機児童解消に効果が上がっています。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

今後の待機児童解消策は、多角的視点をもって、受け入れ枠の拡大のみならず、特定の園に入所申請が集中しないような多様な保育サービスを地域需要に応じて展開します。緊急対策は、経常事業として、定数の弾力化の継続や経常的な弾力枠の定数化を図っていきます。また、公私立保育園の役割を検討していく中で、老朽化した認可保育園は、私立の認可保育園に建て替え、効果的・効率的な園運営の中で、地域の保育需要に機動的に対応していきます。認証保育所は増設し、既存の認可保育園では難しい様々な就労形態やライフスタイルにあった保育需要に対応していきます。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
待機児童の解消	B	25		

課 題	1	新しい時代を担う子どもの育成
重点項目	3	幼稚園と保育園の連携・一元化

目的

0歳から就学前までの子どもの成長と発達を見据え、幼児教育と保育が受けられる機会を保障し、豊かな心と社会性を身につけた次代を担う子どもを育てていく環境を整備するとともに、地域のすべての子育て家庭を支援し、地域と家庭の子育て力の向上を図ることを目的として、幼保連携・一元化を推進します。

対象・手段

幼保連携の推進・・・愛日幼稚園と中町保育園の連携による合同の活動・行事の実施、合同保護者懇談会等
 幼保一元化の推進・・・四谷子ども園の開設、四谷幼保一元化懇談会等による保護者との意見交換、職員プロジェクトチームによる保育教育計画の作成等
 職員の共通理解を深めるための幼稚園教諭・保育士の合同研修の実施等

重点項目の方向

幼保連携・一元化に対する保護者や職員の理解が深まること、区民に理解され、地域に支えられる中で、人間形成の基礎の段階としての子どもの育ちの環境が実現されることを意図しています。

成果指標

指標名		定義			目標水準	
愛日・中町の幼保連携の実施 四谷子ども園(幼保一元化施設)の開設		連携・一元化の実施 17年度 愛日・中町の連携 19年度 四谷子ども園の開設			(平成19年度に2所連携一元化)	年度にの水準達成
連携・一元化に対する保護者の関心・理解の高まり		子どもの育ちの場としての幼保連携・一元化への関心・理解の高まり			(-)	年度にの水準達成
連携・一元化に対する職員の意識の深まり		幼稚園教諭・保育士の理解度向上			(-)	年度にの水準達成
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	所	2.00	2.00	2.00	保護者の関心・理解の高まり 子どもたちの日常的な交流や保護者アンケート、懇談会等を通じて、保護者の関心や理解の高まりを捉えることができています。
	実績1	所	0.00	1.00	1.00	
	目標達成率1 = /	%	0.00	50.00	50.00	
	目標値2					幼稚園教諭・保育士の理解度向上 職員PTによる課題整理や合同研修からは、相互理解が深まる状況が確認できる一方、文化や意識の違いがさらに明らかになった部分もあります。
	実績2					
	目標達成率2 = /					
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

主な取組み

愛日・中町の幼保連携：日々の連携、幼保運動会・合同遠足等の行事の実施、19年度合同保育実施の決定(9月)、合同保護者懇談会4回実施
 四谷子ども園：新宿区立子ども園条例の制定、四谷幼保一元化懇談会6回ほか保護者懇談会の実施、職員PTによる保育教育計画・子育て支援事業計画の策定
 幼稚園教諭と保育士による合同研修：理論研修、交流保育、ビデオカンファレンス等

課題

愛日・中町の幼保連携は、合同保育の実践の過程を通して、両園職員が積極的に参画し、課題整理を行う仕組みを構築するとともに、共通理解を深め、保育・教育に反映していくことが課題です。19年4月には、四谷子ども園が開設しました。職員PTによる保育教育計画の策定過程等を通じて、職員の相互理解が深まる状況が確認できる一方、文化や意識の違いが更に明らかになった部分もあります。また、幼児教育のあり方検討会最終報告書を踏まえた今後の新宿区における幼保一元化施設のあり方を考えていくことも必要です。

評価

総合評価	
<p>愛日・中町の幼保連携については、日々の連携や幼保合同による行事の実施などにより、子どもたちが相互に刺激しあい、活動や交流は広がっています。また、そのことが保護者の期待感につながっています。より連携を深め、広げることでの合同保育の枠組みと課題を整理し、19年度の園児募集に反映することができたと評価しています。</p> <p>四谷子ども園は、懇談会や説明会等の過程を通じて、保護者・地域の方にも、子ども園のしくみを理解していただく中で、園児の入園を決定し、開園を迎えることができました。また、幼保連携・一元化の中での実践の取り組みや合同研修等を通じて、さらなる職員の相互理解を深め、保育・教育に反映していくことが必要であると評価します。</p>	A

今後の取組み・改革の方針

愛日・中町の幼保連携については、これまでの取組みと評価を踏まえ、連携の取組みが一層、進み、深まる具体的な方策を、幼稚園・保育園職員が参加するプロジェクトチームで、引続き、検討していきます。

四谷子ども園については、園運営におけるPDCAサイクルの中で、保育教育計画と子育て支援事業計画の検証を行い、20年度の園運営に反映していきます。

今後の新宿区における幼保一元化施設のあり方については、「幼児教育のあり方検討会最終報告書」を踏まえ、方向性を整理していきます。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
幼稚園と保育園の連携・一元化	A	39		

課 題	1	新しい時代を担う子どもの育成
重点項目	4	学校教育の充実

目的

子どもたちを取り巻く学習・教育環境が急激に変化するなかで、子どもたちの「生きる力」を培うため、学校教育環境の一層の整備充実を図ります。

対象・手段

対象：子ども

手段：学校適正配置計画に基づく新校建設(よりよい教育環境づくりと地域に開かれた学校づくり)

特色ある学校づくり教育活動計画(3か年計画)に基づき、計画的な学習の実施

区の費用負担による講師の配置(教育効果を高める少人数学習指導等)

「スクールスタッフ新宿」(地域の人材を各学校で相互に活用する仕組み)

重点項目の方向

21世紀を担う子どもたちが、幅広い知識や考える力、心身のたくましさや豊かな感性などの「生きる力」を身につけることが強く求められています。

このためには、学校が児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい、よりよい教育環境づくりを行います。また、各学校においては、中長期的な視点に立った計画的な特色ある学校づくりを進めるとともに、個に応じたきめ細かな指導、地域人材の活用を充実していきます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
学校適正配置計画に基づく計画的整備(統合新校「四谷小学校」の新校舎・落成)		進捗率 基本設計・実施設計をもって50%とする 新校舎落成をもって100%とする		(平成18年度に)	100%の水準達成	
中長期的な視点に沿って特色ある学校づくりに取り組む学校		左記の内容に取り組む学校数		(毎年度に)	全校の水準達成	
小・中学校における少人数指導等の配置数		全小・中学校のうち少人数学習指導等の配置数		(毎年度に)	全校の水準達成	
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	%	100.00	100.00	100.00	17年度統廃合により2校減になっています。
	実績1	%	30.00	60.00	100.00	
	目標達成率1 = /	%	30.00	60.00	100.00	
	目標値2	校	44.00	42.00	42.00	
	実績2	校	44.00	42.00	42.00	
	目標達成率2 = /	%	100.00	100.00	100.00	
	目標値3	校	43.00	41.00	41.00	
	実績3	校	41.00	38.00	38.00	
	目標達成率3 = /	%	95.35	92.68	92.68	

主な取組み

学校施設の計画的整備 第五次・学校適正配置計画(戸塚・大久保地区中学校適正配置)
 第六次・学校適正配置計画(四谷地区小学校適正配置)
 特色ある学校づくり 計画的な学習活動の実施、総合的な学習の時間の運営、校内研修会の実施等
 少人数学習指導の推進 区の費用負担による講師を配置し、児童・生徒の個に応じた指導を充実
 地域学校協力体制の整備 「スクールスタッフ新宿」を導入(学校ごとに学校ボランティア、教育インターンシップを活用)

課題

学校適正配置ビジョンを推進するため、今後、適正配置未実施地区の実施時期等について、更に検討していく必要があります。
 特色ある学校づくりでは、学校(園)長の裁量権を拡大していく中で、より自主的・自律的な教育活動の展開が可能になる仕組みづくりが必要となってきます。
 少人数学習指導の保護者要望は高く、学校間の均衡を図りつつ、学校での活用方法の質を高めることが課題です。
 「スクールスタッフ新宿」では、今後、地域の人材の掘り起こしや、相互活用の円滑化に取組んでいく必要があります。

評価

総合評価	
<p>子どもたちを取り巻く学習・教育環境が急激に変化する中で、施策目標の実現のために早急に取組むべき各事業をほぼ計画どおり達成できました。このことにより、全体的には子どもたちの「生きる力」の育成と心身ともにたくましい成長に寄与できたものと評価しています。</p> <p>学校の適正配置計画は、第六次学校適正配置計画を進め、19年度四谷小学校が開校しました。第五次学校適正配置計画については、関係者の協力により計画どおりに進み、20年2月の新校舎竣工に向けて建設工事に着手しました。また、西戸山地区中学校の適正配置は第七次学校適正配置計画が決定し、統合協議会での協議を進めています。</p> <p>特色ある学校づくりでは、平成17年度に各校(園)ごとに策定した「特色ある学校づくり教育活動計画」に沿って、経営上の目標を的確に設定しつつ、実践を続けています。予算編成の段階から校(園)長の裁量を拡大する取り組みとして、概ね順調に事業実施できたものと評価しています。</p> <p>少人数学習指導の推進では、個に応じたきめ細かな指導への各学校・保護者からの期待は高く、区の費用負担による講師派遣により指導体制を充実させ、確かな学力の育成に成果をあげています。</p> <p>地域学校協力体制の整備では、地域に根ざした教育活動を推進するために有効な事業と考えます。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

子どもの「学力」や「学ぶ意欲」の低下に対する不安や議論が展開される中で、「確かな学力」の育成や個性を伸ばす教育の推進が強く求められています。教育の環境整備の面では、学校の適正配置をさらに進め、よりよい教育環境と地域開放にも配慮した魅力ある学校づくりを進める必要があります。今後は、「確かな学力」の育成のため学校の体制づくりを進めるほか、わかりやすい授業の創造と教員の資質・指導力の向上が課題です。また、地域に根ざした教育活動を推進するため、地域の人材の掘り起こしや相互連携の円滑化を図ることが必要です。学校適正配置においては、計画を進める際に計画段階から地域住民の意向を確認する手法を検討していきます。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
学校施設の計画的整備	B	85		
特色ある学校づくり	B	69		
少人数学習指導の推進	B	73		
地域学校協力体制の整備	B	79		

課 題	1	新しい時代を担う子どもの育成
重点項目	5	子どもの遊び場・居場所づくり

目的

家庭や地域など子どもの生活領域において、子どもの生活の主要な部分を占める「遊び」や生活体験・社会体験のための環境づくりや居場所づくりをすることにより、子どもたちが地域の中で集団で体をつかって力いっぱい遊び、様々な経験を経ることで、子どもの「育つ力」を伸ばすとともに「生きる力」を養います。

対象・手段

対象)0歳から18歳未満の子どもとその保護者及び子どもたちを見守り支援する地域住民・団体
 手段) 地域の教育力との協働・連携の推進
 児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化
 学校施設を活用したひろばづくり

重点項目の方向

児童館・学童クラブ及び公園など地域の遊び場の充実を図るとともに、学校施設をはじめとした社会資源を有効に相互利用していきます。
 学校を中心として地域の大人たちが子どもにかかわっていく環境づくりを進めたり、学校跡地を活用したコミュニティひろばづくりも進めていきます。
 ハードの整備とともに、地域の人材を活用した子育ての仕組みづくりや心の居場所づくりにも配慮していきます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
居場所事業への参加児童・生徒数		目標値に対する参加者数		(毎) 年度に (30人) の水準達成		
時間延長対応学童クラブ数		時間延長対応学童クラブ数		(平成19) 年度に (10箇所) の水準達成		
地域検討会開催数		四谷地区協議会四谷ひろばプロジェクト開催数		(平成18) 年度に (6回) の水準達成		
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	人		30.00	30.00	
	実績1	人		43.00	33.26	
	目標達成率1 = /	%		143.33	110.87	
	目標値2	箇所		10.00	10.00	
	実績2	箇所		6.00	6.00	
	目標達成率2 = /	%		60.00	60.00	
	目標値3	回		6.00	6.00	
	実績3	回		6.00	6.00	
	目標達成率3 = /	%		100.00	100.00	

主な取組み

地域の教育力との連携事業の実施10団体14事業実施、地域の教育力を考えるフォーラム1回250名参加、情報誌の発行年2回各12,000部発行
 区立小中学校全校で居場所づくり事業実施、延べ716回、24,251人参加(国事業や地域団体との連携事業等を含む)
 各小中学校の総合学習等に講師等地域の人材情報等を提供
 時間延長に対応するため児童指導業務委託を導入する百人町学童クラブ、西落合学童クラブ及び平成19年度より新たに開設する戸山小学校内学童クラブ受託事業者選定プロポーザルと準備委託の実施
 地域が自主管理・自主運営するひろばの運営協議会準備委員会を設置して、アンケート、地域意見交換等実施して、運営の準備

課題

組織基盤の脆弱な団体や組織目標が明確でない団体等、団体の実態にあわせた対応をしつつ、新たな団体の掘り起こしとともにプログラム開発を共同で行う必要があります。また、居場所事業については、効率的運営を進めるため、既存事業との整合性を図る必要があります。
 利用者及び地域関係者の意見要望を反映しながら、効率的でサービスが向上する児童館・学童クラブ事業を実施する必要があります。
 19年度中の四谷ひろば利用開始に向けて、地域住民が主体となる運営協議会を設置する必要があります。継続して安定した管理運営を行う組織とするために幅広い地域団体等の協力が必要となります。

評価

総合評価	
家庭や地域などの子どもの生活領域において、子どもの生活の主要な部分を占める「遊び」や生活体験・社会体験のための環境づくりや居場所づくりをすることにより、子どもたちが地域の中で集団で体をつかって力いっぱい遊び、様々な経験を経ることで、子どもの「育つ力」を伸ばすとともに「生きる力」を養っています。 次世代を担う子どもたちの健全な育成は、地域の大人たちの責務であり、そのことが、地域のコミュニティ作りにも役立ち、安心・安全に過ごせる地域ともなっていきます。そのためには、区としても重点課題として継続して支援していく必要があります。 18年度は、「地域の教育力との協働・連携の推進」「児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化」「学校施設を活用したひろばづくり」とも、計画通り推進できました。	B

今後の取組み・改革の方針

地域の教育力との協働・連携の推進については、連携する団体の実態に合わせるとともに、新たな団体の掘り起こしやプログラム開発のためフォーラムの開催において地域団体間の情報交換を進めます。また、子どもの居場所づくりは、効率的な運営を図るため「総合型地域スポーツ・文化クラブの育成」への事業統合を進めます。児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化については、学童クラブ需要が多く、学区域内に学童クラブがない場合には、余裕教室等の状況を見ながら、学校内学童クラブ事業の実施を目指すとともに、民間学童クラブに対し、その利用実態を検証しながら、必要な助成を継続して行います。また、業務委託実施館では、運営協議会を設置し、利用者や地域の方の意見を反映した運営を行うとともに、地域との連携を図っていきます。学校跡施設を活用したひろばづくりでは、平成19年度に地域のひろばとしての施設利用が開始できるよう、関係部署と調整を図りながら準備を進めていきます。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
地域の教育力との協働・連携の推進	B	67		
児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化	B	37		
学校跡地を活用したひろばづくり	B	121		

課 題	2	高齢者、障害者など誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくり
重点項目	6	元気高齢者の社会参加の促進

目的

高齢者が自ら進んで地域社会に参加できる環境を整備するとともに、自立的な就労・就業の機会を確保します。

対象・手段

高齢者の地域参加と生きがいがいづくりにつながる各種活動を支援します。高年齢者の就業を促進するため、新宿区社会福祉協議会が実施する無料職業紹介所(新宿わくワーク)に対し、必要経費を助成します。また、高齢者の社会参加の仕組みづくりについて、高齢者社会参加システム協議会で検討します。

重点項目の方向

高齢社会を迎え、熟年期をいかに豊かに過ごすかが、ますます重要になってきています。いわゆる団塊の世代が、近い将来定年を迎えますが、その多くは就労継続の意向を持つ一方、より豊かな第二の人生を求めて地域の活動にも目を向けつつあります。区では、高齢者の豊かな経験、知識や技術を就労や社会貢献活動に活かすことができるよう、また同時に、高齢者が出来るだけ長い期間元気でいられるよう、様々なメニューを検討し、支援していきます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
積極的に外出する高齢者の増加		65歳以上で積極的に外出する人の割合(高齢者実態調査)		(平成19年度に)	75.7% の水準達成	
生きがいをもって生活している高齢者の増加		65歳以上で生きがいをもって生活している人の割合(高齢者実態調査)		(平成19年度に)	62.5% の水準達成	
無料職業紹介所(新宿わくワーク)による就職者数		求職登録者中の採用決定者の割合		(平成19年度に)	30% の水準達成	
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	%		75.70		平成18年度の実績1、2については高齢者実態調査未実施のため、数値未記入。
	実績1	%		55.60		
	目標達成率1 = /	%		73.45		
	目標値2	%		62.50		
	実績2	%		86.30		
	目標達成率2 = /	%		138.08		
	目標値3	%	30.00	30.00	30.00	
	実績3	%	34.00	42.80	61.00	
	目標達成率3 = /	%	113.33	142.67	203.33	

所管部	健康部
-----	-----

主な取組み

- 高齢者の社会参加 いきいき福祉大作戦の実施(高齢者マイスター制度、いきいきパスポートなど)
- 高齢者社会参加システム協議会による新しい社会参加の仕組みの検討
- 高齢者就業支援 新宿区社会福祉協議会設置の無料職業紹介所への助成

課題

団塊の世代が退職する時期を目前に控えて、それらの人が社会の担い手として活躍できるシステムを作ることが課題です。このため、平成19年度に、「高齢者の社会参加システムの構築に関する検討結果報告書」に基づき決定したモデル事業を実施します。

評価

総合評価	
<p>元気高齢者の社会参加は、いきいき福祉大作戦に多くの方が参加して、高齢者の生きがいに役立っています。また、元気館の事業も参加者が増加してきており、区民の運動習慣の定着に寄与しています。高齢者の社会参加システムの構築については、協議会から「高齢者の社会参加システムの構築に関する検討結果報告書」が区へ提出され、これに基づき平成19年度に実施するモデル事業を決定し、計画どおり進んでいます。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

高齢者社会参加システムの構築については、提出された報告書に基づき決定したモデル事業を平成19年度に実施します。
 元気館は、引き続き指定管理者による効率的な運営を行うとともに、利用者のニーズに応じたイベント事業等、事業内容の充実を図っていきます。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
高齢者が輝くまちづくり	B	19		
元気館事業の充実	B	3		
高齢者就業支援事業への助成	B	21		

課 題	2	高齢者、障害者など誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくり
重点項目	7	介護予防の充実

目的

高齢者ができる限り要介護状態に陥らずに、自立した生活が続けられるように介護予防施策を充実させます。

対象・手段

加齢などにより心身の機能が低下した閉じこもり等の高齢者を対象としたいきがい通所事業や、介護保険法に基づく地域支援事業として介護予防が必要な対象者の選定、改善のための介護予防教室等を実施します。

介護保険法に基づき、地域包括支援センターにおいて要支援1・2の認定者ならびに要支援・要介護状態となるおそれのある65歳以上の高齢者(特定高齢者)を対象に介護予防ケアマネジメントを行い、関係機関との連携を図りながら支援を行います。

重点項目の方向

介護予防が必要な高齢者を的確に把握し、その対象者に必要な介護予防サービスが効果的に提供できるような体制を整備推進していきます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
事業参加による改善率		介護予防教室の参加者のうち、要支援・要介護状態に移行しなかった者の割合(%)		(平成20年度)	30%の水準達成	
延べ参加人数		いきがい対応型デイサービスに参加した年間延べ人数		(平成19年度)	7,500人の水準達成	
地域包括支援センター10所の整備		特別出張所管轄および区役所管轄に各1所		(平成18年度)	100%の水準達成	
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	%			18.00	事業開始前に目標値を設定するにあたり、国が示す要支援・要介護への移行防止率の計画値を用いましたが、新宿区の実績は大きく上回りました。 (参考) 国が示す移行の防止率の目標 平成18年度 18% 平成19年度 24% 平成20年度 30%
	実績1	%			94.40	
	目標達成率1 = /	%			524.44	
	目標値2	人	7,500.00	7,500.00	7,500.00	
	実績2	人	6,685.00	7,561.00	8,915.00	
	目標達成率2 = /	%	89.13	100.81	118.87	
	目標値3	所			10.00	
	実績3	所			10.00	
	目標達成率3 = /	%			100.00	

所管部	健康部
-----	-----

主な取組み

- いきがい対応型デイサービス(区内6か所)
地域支援事業
- 要支援・要介護になる可能性の高い虚弱高齢者を把握する事業の実施
- 介護予防教室の実施(区内12施設)
- 地域包括支援センター(10所)の設置・運営

課題

平成20年度には高齢者の5%を目安として介護予防事業を実施することを目標としています。このために、成人健診の時に実施するチェックリスト等で把握した虚弱高齢者等を地域包括支援センターの介護予防の窓口に確実につなげるなど、より多くの対象者が教室事業に参加するしくみづくりとその実践が課題となります。

評価

総合評価	
「介護予防の充実」は、介護予防教室と地域包括支援センターの介護予防ケアプラン作成を両軸に、できるだけ要介護状態に陥らず、自立した生活が継続できるよう支援するものです。平成18年度は制度改正一年目に当たります。介護予防教室参加者の94%が要支援・要介護に移行せずすんでおり、高い予防効果があったと評価できます。 今後はさらに施策の充実を図りながら事業を展開していく必要があります。	B

今後の取組み・改革の方針

本項目の大部分が介護保険法に基づく地域支援事業として実施しており区市町村の必須事業です。今後は区の経常事業として、これまでの経験と実績を基に、より効果的な介護予防のための事業展開を行っていきます。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
地域包括支援センターの整備	B	51		
介護予防事業の整備	B	45		
自立支援対策の推進	B	47		

課 題	2	高齢者、障害者など誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくり
重点項目	8	介護サービス基盤整備の推進

目的

介護保険事業計画に基づき、自宅での生活が困難になった要介護高齢者のための特別養護老人ホーム及び在宅生活の継続を支援する短期入所生活介護や地域密着型サービスを整備します。

対象・手段

対象:特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)、短期入所生活介護、地域密着型サービス
 手段:国有地等公有地及び施設整備に対する補助金を活用して、事業者を公募(プロポーザル)し、民設民営方式により整備します。

重点項目の方向

在宅生活の継続を重視した介護保険法の改正に伴い、地域密着型サービスの整備を推進するとともに、在宅生活を継続することが困難になった要介護高齢者のため及び療養病床再編成への対応策のひとつとして特別養護老人ホームを整備していきます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
特別養護老人ホームの定員の整備数		区内特別養護老人ホームの整備目標数		(平成22年度に)	(450人) の水準達成	
小規模多機能型居宅介護の登録定員の整備数		区内小規模多機能型居宅介護の整備目標数		(平成20年度に)	(225人) の水準達成	
認知症高齢者グループホーム定員の整備数		区内認知症高齢者グループホームの整備目標数		(平成22年度に)	(114人) の水準達成	
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	人	450.00	450.00	450.00	目標達成率は、本表作成時の、各指標の最終目標値対比で表示しています。
	実績1	人	270.00	270.00	270.00	
	目標達成率1 = /	%	60.00	60.00	60.00	
	目標値2	人			225.00	
	実績2	人			24.00	
	目標達成率2 = /	%			10.67	
	目標値3	人	114.00	114.00	114.00	
	実績3	人	60.00	65.00	75.00	
	目標達成率3 = /	%	52.63	57.02	65.79	

所管部	健康部
-----	-----

主な取組み

小規模多機能型居宅介護：事業者公募(5事業所分)。1事業所開設。
 夜間対応型訪問介護：事業者公募(区内に1事業所)。1事業所開設。
 認知症高齢者グループホーム：1所開設(ワセダグループホーム)、定員増(1所5人→6人)、事業者公募(4ユニット分)。
 特別養護老人ホーム：百人町四丁目国有地を活用した施設整備(19年2月着工)、矢来町都有地を活用した施設整備(19年2・3月地域説明会開催。認知症高齢者グループホーム併設)。

課題

夜間対応型訪問介護事業所の整備は完了し、百人町四丁目国有地を活用した特別養護老人ホーム整備事業及び矢来町都有地を活用した特別養護老人ホーム整備事業は、それぞれほぼ予定通り進んでいます。
 今後は、小規模多機能型居宅介護及び認知症高齢者グループホームの整備を進めていく必要があります。

評価

総合評価	
地域密着型サービスのうち夜間対応型訪問介護事業所は整備目標を達成し、特別養護老人ホームは2か所で整備事業が進行しており、概ね順調に進んでいます。 しかしながら、小規模多機能型居宅介護の事業所や認知症高齢者グループホームは整備が進みませんでした。	D

今後の取組み・改革の方針

今後、要介護高齢者が、在宅生活が困難になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするために、特に地域密着型サービスを提供する事業所の整備を進めていく必要があります。
 今後は、整備の進まない理由を分析するとともに、地価が高い等の課題については、公有地の活用を含め整備の方法を多角的に検討します。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
介護サービス基盤整備の推進	D	43		

課 題	2	高齢者、障害者など誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくり
重点項目	9	障害者福祉基盤の充実

目的

障害者福祉基盤を充実していくことで、障害者が住み慣れた地域において自立して生活し、安心して住み続けられるための障害者福祉基盤の充実に努めます。

対象・手段

障害者用のグループホームや、心身障害者入所施設などを区内に設置する社会福祉法人に対し、建設費の一部を補助します。

重点項目の方向

ノーマライゼーションの理念のもと、障害者が住み慣れた地域において自立して生活していくために、グループホームなどの障害に応じた介助や見守りを受けながら安心して住み続けるための住居の確保や、居宅生活が困難な障害者が住み慣れた地域とのつながりを維持しながら支援を受けられるための入所施設を区内に設置することで、障害者福祉基盤の充実に努めます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
区内心身障害者グループホーム設置数		目標値 6箇所(42人)		(平成19年度に設置数6箇所)	年度にの水準達成	
区内心身障害者入所施設の設置数		目標値 1箇所(10人)		(平成20年度に設置数1箇所)	年度にの水準達成	
知的障害者・障害児ショートステイの開始		新宿生活実習所多目的ルームに3人/日のショートステイ施設を設置し運営を開始		(平成17年度に100%)	年度にの水準達成	
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	箇所	3.00	6.00	6.00	目標値2については、平成19年度以降の設定です。
	実績1	箇所	3.00	3.00	4.00	
	目標達成率1 = /	%	100.00	50.00	66.67	
	目標値2	箇所	0.00	0.00	0.00	
	実績2	箇所	0.00	0.00	0.00	
	目標達成率2 = /	%	0.00	0.00	0.00	
	目標値3	人/日	0.00	3.00	3.00	
	実績3	人/日	0.00	3.00	3.00	
	目標達成率3 = /	%	0.00	100.00	100.00	

所管部	福祉部
-----	-----

主な取組み

区内に重度知的障害者グループホームを設置する社会福祉法人に建設費の一部助成を行いました。重度重複心身障害者グループホーム設置の社会福祉法人に対しては、区有地を有償貸与し建設着工しました。平成18年度に建設費の一部助成を行い、平成19年4月の開設です。
 障害者入所施設に関しては、区内の国有地に身体障害者を対象とする入所施設を設置する社会福祉法人に対して平成18年度、19年度に建設費の一部助成を行います。平成20年6月に開設予定です。
 3人/日の知的障害者・障害児ショートステイ事業を平成17年7月から生活実習所内で実施しています。

課題

障害者自立支援法の制定により、障害福祉サービス体系が変わったため、入所施設、グループホームの位置づけも変わりました。これに伴い、区内で実施している障害福祉サービス事業所が区民にとって必要な施設類型となるよう、区民ニーズやサービス提供環境などの検討を充分に行い、新宿区障害福祉計画及び平成20年度策定予定の新宿区障害者計画において、明確に位置づける必要があります。
 民間の知的障害者グループホーム1所が、平成17年度末で区外へ移転し、グループホームを平成19年度までに6所設置する目標でしたが、平成19年度4月開設予定のものを入れても、平成19年度中は目標未達成となります。平成18年度に策定した障害福祉計画においてもグループホーム設置数を数値目標としてあげており、その達成のためにも新たな誘致策を検討する必要があります。

評価

総合評価	
<p>本項目は、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者が住み慣れた地域において自立して生活するための様々な支援基盤充実を目指しているものです。 平成17年度はグループホーム設置に対し、建設費の一部補助を行いました。また、居宅での生活が困難な場合に、住み慣れた地域とのつながりを維持しながら支援を受けられる心身障害者入所施設についても、選定した社会福祉法人に対し、平成18年度と19年度に建設費の一部補助を行うなど、障害者福祉基盤の充実は順調に進んでいると評価しています。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

障害者自立支援法では、これまでの障害別ごとの施設類型ではなくなり、またグループホームの位置づけも一部変更になるなど、障害福祉サービスの体系が大きく変わりました。これに伴い、今後設置予定の施設のあり方のみならず、既に設置した施設についても、障害者自立支援法に則った類型で区民にとって必要な障害福祉サービスの提供ができるように、第二期の新宿区障害者計画を策定する中で検討していきます。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
心身障害者グループホームの設置促進	B	59		
心身障害者入所施設の設置促進	D	61		
知的障害者・障害児ショートステイの充実	B	57		

課 題	2	高齢者、障害者など誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくり
重点項目	10	ホームレス対策

目的

大都市問題であるホームレス問題の解決のために、『新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画』に基づき、区全体で取り組んでいくための総合的な対策を整備していく中で、区とNPOや区民等との協力・連携、都及び各区との連携による事業の推進によりホームレスの自立を支援します。

対象・手段

対象は、区内のホームレス、区民・事業者・NPO等民間団体です。
手段は、 宿泊所等入所者相談援助事業 NPO・住民との連携 啓発事業、 拠点相談事業です。

重点項目の方向

『宿泊所等入所者相談援助事業』では、自立生活への相談指導、再びホームレス生活へ戻らないよう相談、援助指導を支援します。
『NPO・住民との連携』では、区と区民・団体等が連携して、自立支援のネットワークづくり、また、NPOや活動団体によるシンポジウム、研究会の開催を支援し情報の共有化を図ります。
『啓発事業』では、ホームレスの実情や自立支援策を説明するパンフレットを作成・配布し、区民等に理解と協力を得られるよう啓発活動を行います。
『拠点相談事業』では、継続的にホームレスの相談に応じ、自立に関する情報や福祉施策に関する情報を提供することで早期の自立を支援します。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
新宿区区民意識調査の区政への要望で、ホームレスに関する施策への要望を減らす。		ホームレスの自立が進めば、ホームレスに関する要望が減り、前年度を下回れば100%。		(毎年度)	年度に	
				(100%)	の水準達成	
				()	年度に	
				()	の水準達成	
				()	年度に	
				()	の水準達成	
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	%		100.00	100.00	
	実績1	%		100.00	100.00	
	目標達成率1 = /	%		100.00	100.00	
	目標値2					
	実績2					
	目標達成率2 = /					
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

所管部	福祉部
-----	-----

主な取組み

ホームレスの自立支援等に関するシンポジウム等への支援。(3回)
 区立小中学校教師研修会への講師派遣。(1回)
 ホームレスの自立を支援する団体等の連絡会議を開催。(12回)
 『宿泊所等入所者相談援助事業』、『拠点相談事業』を実施。
 都区共同事業『地域生活移行支援事業』及び『自立支援システム事業』を実施。

課題

区民・NPOとの連携、都・区の共同事業、区の単独施策などホームレスの自立支援のための仕組みが整えられてきています。今後は、より困難な自立への阻害要因を抱えるホームレスが再び路上生活に戻ることのないように、阻害要因を一つ一つ解決するために、自立支援の仕組みを最大限活用しながら自立を支援することが課題です。

評価

総 合 評 価	
ホームレス問題に関する啓発活動を行うとともに、区民やNPO、都・他区との協力・連携が進み協力や業務の委託などにより、ホームレスの自立支援は効果を上げており、施策の有効性を示しています。	B

今後の取組み・改革の方針

ホームレスを路上生活に再び戻さないためには、都区共同事業や区の施策などの事業利用者を増やすことが重要です。そのためには、区民、NPO・都、他区との連携を基本に事業の体系化・総合化を図り、効率性をより一層高めた継続的な取組みが必要です。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
ホームレス対策	B	279		

課 題	3	安全で快適な文化の薫るまちづくり
重点項目	11	災害に強いまちづくり

目的

首都直下地震や都市型水害の発生が危惧される中で、災害への備えを強化することで被害を少なくする減災社会の実現が重要となっています。「自分たちのまちを、自分たちで守る」という視点に立ち、区民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を分かち合い、災害に強いまちづくりを地域ぐるみで協働することができる体制づくりを推進することで、災害時における区民の生命、身体、及び財産を災害から保護します。

対象・手段

対象:区民

手段: 旧耐震基準(昭和56年以前)で設計・建築された区立小・中学校や福祉施設等区立施設のうち、耐震診断の結果、補強工事が必要とされた施設について耐震補強設計、耐震補強工事を実施します。 避難所運営管理協議会を年1回以上開催し、避難所運営管理マニュアルの見直しや確認を行います。 水位警報装置は配置等を見直し、監視体制の強化に向けて器機を改善します。

重点項目の方向

- 避難所等の震災対策
- 避難所機能の充実
- 水位警報装置の改良

成果指標

指標名		定義		目標水準		
避難所の震災対策		耐震補強工事(教育施設18件) (福祉施設4件)		(平成19年度に)	(定義欄)の水準達成	
避難所機能の充実		避難所運営管理協議会の開催(26件) 災害用トイレの整備(39箇所設置)		(平成18年度に)	(定義欄)の水準達成	
水位警報装置の改良		水位警報装置設置箇所(1箇所)		(平成18年度に)	(定義欄)の水準達成	
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	箇所	2.00	24.00	22.00	<避難所の耐震補強工事> 18年度に計画を見直したため 目標が減となっています。
	実績1	箇所	2.00	3.00	17.00	
	目標達成率1 = /	%	100.00	12.50	77.27	
	目標値2	箇所	(45:50)	(45:50)	(45:50)	<避難所機能の充実> 左: 避難所運営管理協議会開催数 右: 災害用トイレ設置箇所延べ件数
	実績2	箇所	(19:22)	(19:30)	(26:39)	
	目標達成率2 = /	%				
	目標値3	箇所	0.00	12.00	1.00	<水位警報装置の改良>
	実績3	箇所	0.00	12.00	1.00	
	目標達成率3 = /	%		100.00	100.00	

主な取組み

耐震補強工事: 小学校 校舎4校 屋内運動場7校 中学校 校舎5校 屋内運動場2校 幼稚園舎1園 福祉施設 1箇所
 下水道利用型トイレの設置: 9箇所(合計39箇所)
 水位警報装置の設置: 1箇所

課題

教育施設の耐震補強工事は夏休みを工期に当てていますが、校舎全体に及び大規模工事では9月以降も工期となり、授業に支障をきたす場合があります。また、福祉施設の多くが複合・併設施設のため、仮設施設の必要性がでてきます。避難所の運営では、災害時の避難所運営を安定したものとするため、避難所運営協議会を年1回以上開催することで維持・活性化を図ってきましたが、何年も開催していない避難所運営管理協議会があります。また、高齢化により活性化が困難な組織もあり、新たな方策が必要です。水位警報装置では、9月4日の集中豪雨により警報サイレンの重要性が再認識され、今後は緊急時に装置が安定して作動させるための保守点検が重要です。

評価

総合評価	
<p>教育・福祉施設における耐震対策は、良好な教育・福祉環境を整備するうえで、必要な安全性を担保するものでもありますが、避難所としての機能もあわせて確保されていなければなりません。そのため、耐震対策には多額な経費を要しますが、施設の現状と将来を勘案しつつ、計画的な工事をしてきました。第二次避難所となる福祉施設の耐震補強は急務であり、施設利用者の安全確保の観点からも重要です。</p> <p>避難所機能に関しては、避難所運営管理協議会の充実を着実に進んでいますが、年1回以上の開催がされていない協議会については運営方法の相談を受けるなど、積極的に働きかけていく必要があります。協議会を構成する防災区民組織の高齢化に伴い、地域の住民が自主的に運営できる態勢を確立するとともに、ハード・ソフト両面から避難所機能の充実を図っています。</p> <p>また、当初は空き教室を利用して備蓄倉庫を設置していたが、教育の多様化にともない、教室が多目的に利用されるため、備蓄倉庫を校内に確保することが難しくなっており、見直しが必要と考えられます。</p> <p>災害用トイレは当所の目的を達成できる内容で整備できました。</p> <p>水位警報装置については18年度に新たにサイレンを増設し、水防への備えを強化しました。</p>	A

今後の取組み・改革の方針

教育施設の耐震化では、統廃合を含めた建替え計画を視野に入れながら工事を行い、第一次避難所としての安全性を高めていく必要があります。そして、第四次実施計画では、平成15年度までに実施した耐震診断に基づき、基本的には19年度末までに耐震補強を完了させます。また、福祉施設の耐震対策は、利用者の安全と第二次避難所としての機能確保のうえで実施されるものであり、可能な限り、実施時期の前倒しが望ましいと考えます。

災害時の避難所運営を安定したものとするため、特別出張所との連携により避難所運営管理協議会の持続的な活性化を図り、年1回以上の定例的な開催を促進します。

災害用トイレは通常使用しているトイレが災害時にも使用できるよう、学校施設の改築時に合わせ関係部署と相談します。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
避難所等の震災対策	A	181		
避難所機能の充実	B	185		
水位警報装置の改良	B	165		

課 題	3	安全で快適な文化の薫るまちづくり
重点項目	12	安全・安心のまちづくり

目的

誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを、地元・事業者・行政・関係機関が連携・協働して推進します。

対象・手段

歌舞伎町対策は、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会での提言をもとに、クリーン作戦プロジェクト・地域活性化プロジェクト・喜兵衛プロジェクト・まちづくりプロジェクトにおいて、地元・事業者・行政機関が一体となり歌舞伎町再生に向けた取り組みを行っています。

「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」に基づく安全推進地域活動重点地区指定地域への支援、パトロール協力団体への支援及び防災防犯意識啓発活動の推進により安全・安心なまちづくりを進めます。

重点項目の方向

地元・有識者・新宿区・関係機関等で構成する歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下、「犯罪インフラの除去と環境美化」、「新たな文化の創造と発信」、「健全で魅力あふれるまちづくり」など官民一体となった総合的な取組みを推進し、歌舞伎町を誰もが安心して楽しむことができるまちへと再生します。

地元・事業者・行政等が連携・協働し、新宿区に住むものにとっても、訪れる者にとっても、安全で安心して過ごせるまちづくりを実現します。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
歌舞伎町地区放置自転車台数		歌舞伎町地区の放置自転車の台数		(平成19年度に1,400台以下)	年度にの水準達成	
歌舞伎町シネシティ広場の年間使用日数		シネシティ広場におけるイベント等実施日数		(平成19年度に365日)	年度にの水準達成	
安全推進地域活動重点地区の指定数		安全推進地域活動重点地区に指定した地区の延べ数		(平成19年度に30地区)	年度にの水準達成	
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	台		1,800.00	1,600.00	1 歌舞伎町地区放置自転車台数(平成18年度目標値1,600台以下) 2 歌舞伎町シネシティ広場イベント開催日数(平成18年度は舞台設置工事が行われたため、シネシティ広場が2ヶ月間使用できませんでした。) 3 重点地区(平成18年度目標計20地区) 平成15年度 7地区 平成16年度 4地区 平成17年度 2地区 平成18年度 7地区
	実績1	台		1,629.00	1,428.00	
	目標達成率1 = /	%		110.50	112.04	
	目標値2	日		365.00	365.00	
	実績2	日		237.00	217.00	
	目標達成率2 = /	%		64.93	59.45	
	目標値3	地区		20.00	20.00	
	実績3	地区		11.00	13.00	
	目標達成率3 = /	%		55.00	65.00	

主な取組み

歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下、クリーン作戦プロジェクトによる環境浄化・環境美化への取組み、地域活性化プロジェクトでのシネシティ広場イベントやフリーペーパーの発行による情報発信、喜兵衛プロジェクトにおける歌舞伎町再生の担い手の誘致、まちづくりプロジェクトでの歌舞伎町まちづくり誘導方針案の策定を行いました。
 (2)新宿区民の安全・安心の推進に関する条例に基づく重点地区を指定し、地域防犯活動団体に対するジャンパーの貸与、防犯カメラ・防犯灯等防犯設備設置補助や安全・安心ステーション整備補助などの支援を行いました。また、区内新聞販売店・郵便局のパトロールの実施や教育委員会での防犯ブザーの設置、特別出張所における安全マップの作成など総合的な取組みを実施しました。

課題

歌舞伎町対策の検討課題として、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会のあり方の見直し及び歌舞伎町版タウンマネジメント組織の設立があります。
 安全で安心して暮らせるまちづくりの実現には、地域が主体となって取り組んでいく必要があります。区は、積極的な側面支援を行っていますが、条例施行から2年が経過しており、各地区で進められている事業の効果や検討課題についての検証と実績の評価を行っていく必要があります。

評価

総合評価	
<p>クリーン作戦による環境浄化・環境美化活動は、継続して粘り強く進めていく必要があります。地域活性化のための情報発信は軌道に乗ってきており、歌舞伎町再生を担う事業者誘致も大きな成果をみせています。また、歌舞伎町まちづくりの将来像を示す「歌舞伎町まちづくり誘導方針案」も策定され、歌舞伎町ルネッサンスの実現に向けて進展しています。</p> <p>条例に基づく重点地区の指定により、地域の自主的な活動を側面から支援するとともに防犯カメラや防犯灯等防犯設備の設置補助など、安全・安心のまちづくりを進めることができました。また、条例制定から2年が経過し区民の安全安心のまちづくりに対する意識も徐々に高まり、地域の連帯感が醸成されつつあります。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下、ルネッサンス事業の総合調整を行いプロジェクトを推進していく「歌舞伎町版タウン・マネージメント組織」の設置に向けた準備を進めていきます。
 安全・安心のまちづくりの施策・事業について、地域との協働を進めるとともに、全庁的な集中実施体制が取れるようになります。また、重点地区以外においても区民が防災防犯ボランティア活動に参加しやすくするため、小グループに対する支援を行っていきます。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
歌舞伎町対策の推進	B	167		
安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	A	169		

課 題	3	安全で快適な文化の薫るまちづくり
重点項目	13	多文化共生の推進

目的

日本人と外国人との交流を促進し、文化、歴史等の相互理解を深めることにより、多様な文化を持つ人々が共に生きる地域社会を形成します。

対象・手段

しんじゅく多文化共生プラザを拠点に地域住民や活動団体のネットワーク化を図るとともに、外国人を含めた様々な人や団体が交流し、互いの理解を深めることができる事業を展開します。また、外国人への情報提供や、相談業務を実施することなどにより総合的な事業として推進します。

また、日本語教室における学習機会の充実を図るとともに、既存の日本語ボランティア教室のネットワークづくりと活動への支援を行っていきます。

重点項目の方向

しんじゅく多文化共生プラザを拠点に、外国人、地域、活動団体からなるネットワークをさらに充実し、顔の見える関係を広げていきます。

また、外国人が日本語を学びながら、日本の生活習慣やマナーを身につけることができるよう工夫するとともに、外国人の情報提供や相談業務を充実します。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
多目的スペースの利用件数		2件/日×28開館日/月=56件/月		(平成18年度に)	(56件/月)の水準達成	
日本語教室の会場数		日本語教室の地域展開		(平成18年度に)	(8箇所)の水準達成	
日本語教室、日本語教授法講座の参加者数		日本語教室 20×9クラス×2回(前後期)=360人 教授法講座 定員40人×4回=160人		(平成18年度に)	(520人)の水準達成	
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	件/月		56.00	56.00	
	実績1	件/月		43.00	45.00	
	目標達成率1 = /	%		76.79	80.36	
	目標値2	箇所		8.00	8.00	
	実績2	箇所		8.00	8.00	
	目標達成率2 = /	%		100.00	100.00	
	目標値3	人		520.00	520.00	
	実績3	人		377.00	432.00	
	目標達成率3 = /	%		72.50	83.08	

所管部	地域文化部
-----	-------

主な取組み

しんじゅく多文化共生プラザで各種講座や交流事業を実施するとともに、地域住民や活動団体のネットワークが主体となり 防災 子どもの教育・学習支援 情報提供 イベント などについて取組みを行いました。
 また、外国語版広報紙のページ数増加や、外国語版ホームページの毎月更新と新規画面の作成を行うことにより、外国人への情報提供の充実を図りました。
 さらに、日本語教室の地域展開と、日本語教授法講座やブラッシュアップ講座を行うことにより、日本語ボランティアが主体となった日本語学習支援へとつなげました。

課題

多文化共生のさらなる推進のためには、しんじゅく多文化共生プラザを拠点とした各種事業を検証するとともに、地域の実情や区民ニーズを的確に把握することが必要です。
 日本語学習への支援については、日本語教室や日本語学習コーナーを、地域住民と外国籍住民の相互交流の場としても寄与させていくことが求められています。また、成人だけでなく、来日間もない外国人の子どもの日本語学習も課題になっています。

評価

総 合 評 価	
<p>本項目は、外国人も地域住民の一員として受け止め、地域における外国人との異文化理解を促進し、参加と交流を通じて、共に生きる地域社会を築くことをめざしています。 平成18年度は、しんじゅく多文化共生プラザを拠点に各種交流事業を展開するとともに、プラザ開設1周年を記念したイベントを行うことにより、利用者が着実に増加していきました。 また、地域住民や活動団体によるネットワークが主体となった事業が行われ、参加者の知識や経験など専門性を活かすことができました。 情報提供については、広報紙や生活情報紙の配布先の拡大や、ホームページの毎月更新など、効果的に情報提供ができるよう工夫しました。 さらに、日本語教室の会場を見直し、より広い地域で展開することにより、外国人が参加しやすい環境を整備することができました。 これらの成果は多文化共生のまちづくりを着実に推進させるものであると言えます。 今後は、これらの事業を発展させて、日本人と外国人がともに生活する地域社会づくりを進めていきます。</p>	A

今後の取組み・改革の方針

区は、外国人、地域住民、活動団体によるネットワーク連絡会が参加できる事業を開催するとともに、ネットワーク連絡会が主体的に事業を行えるよう支援します。
 日本語学習の支援については、今後は、外国人が日本語を学びながら、日本の生活習慣やマナーを身につけることができるように内容を充実して実施します。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
多文化共生のまちづくり	A	135		
日本語学習への支援	A	137		

課 題	3	安全で快適な文化の薫るまちづくり
重点項目	14	新しい文化・観光施策の推進

目的

区民が区内の様々な文化資源に出会い、まちを知ることにより、まちへの愛着と誇りを育むことを促進することで、懐が深く、活力に満ちた、文化の薫るまちづくりを目指します。

対象・手段

文化体験プログラム事業の展開:様々な文化、芸術に触れる機会をつくることで、区民の文化・芸術に対する理解と関心を深めます。 地域文化発掘:区民自らが、まちの文化資源を発掘することで、地域への愛着を深めます。 文化・観光ルートの整備:地域や産業のブランド化を促すようなコンセプトイメージを確立するとともに、観光パンフレット・モバイルサイト・観光案内標識等により観光情報を積極的に発信します。 文化・観光施策推進体制の整備:区と関係機関の協働体制を整備し、文化・観光施策を推進します。

重点項目の方向

新宿の持つ様々な歴史・文化資源を活かして地域活性化を図るためには、文化・観光・産業施策の視点からそれぞれの事業の推進はもちろん、事業を連携させての効率的・効果的な実施や、その相乗効果を図る取組みも必要です。この観点から、事業実施主体との連携を強めるなど、総合的な文化観光施策を推進します。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
文化体験プログラム参加団体数		文化体験プログラムの実施主体となる団体数		(平成19年度に)	(10団体) の水準達成	
観光案内標識設置数		観光案内標識の設置数		(平成18年度に)	(10基) の水準達成	
観光パンフレット(日本語版)配布数		パンフレット配布数		(平成18年度に)	(30,000枚) の水準達成	
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	団体		10.00	10.00	観光案内標識については、平成18年度で事業完了。
	実績1	団体		10.00	9.00	
	目標達成率1 = /	%		100.00	90.00	
	目標値2	基		5.00	10.00	
	実績2	基		3.00	15.00	
	目標達成率2 = /	%		60.00	150.00	
	目標値3	枚			30000.00	
	実績3	枚			32015.00	
	目標達成率3 = /	%			106.72	

所管部	地域文化部
-----	-------

主な取組み

文化体験プログラム事業の展開:オーケストラ、ミュージカル、日本舞踊等9種類の文化体験プログラムを実施しました。
 地域文化の発掘:区民に募集を行い、まちの歴史・文化を発掘し、情報の提供を受けました。
 文化・観光ルートの整備:観光モバイルサイト、観光パンフレット作成、観光案内標識の設置等により、観光情報等を発信し、観光客を誘致するとともに、地域ブランドのコンセプトイメージ及びPR支援施策の検討を行いました。
 文化・観光施策推進体制の整備:文化・観光施策を総合的に推進するため、文化観光関連団体と文化・観光施策の推進体制について意見を交換しました。

課題

地域文化の発掘:区民からの情報について、既知の文化資源に関するものが少なくなかったため、新たな発掘を促進する取組みが必要です。
 文化・観光ルートの整備:地域・産業のブランド化を促すためには、新宿区を持つ多様性という魅力を損なわないような方法を検討し、個々のプロダクト(商品)ブランドの品質管理等を徹底させるなど、リスクマネジメントを指導・強化できるような体制づくりを促すことが必要です。
 文化・観光施策推進体制の整備:文化・観光施策を推進するために総合的に推進できる組織のあり方の検討が必要です。

評価

総合評価	
<p>本項目は、区民が区内の様々な文化資源に出会い、まちを知ることにより、まちへの愛着と誇りを育むことを促進することで、活力に満ちた、文化の薫るまちづくりを目的とするものです。観光案内標識の設置数、観光パンフレット配布数などの成果指標も、実施計画の最終年度である19年度を待たずに目標値を達成しています。また、文化体験プログラムは、前年度までの国の補助がなくなった中で、地域文化団体との協働等の工夫により9プログラムを実施することができ、多くの区民の参加を得られ、アンケートにおいても、満足度は高いという結果が出ました。以上のことから、事業は概ね計画どおりに進行し、事業の成果が得られたと評価しています。</p> <p>さらに地域における文化・芸術活動を活性化するため、文化・芸術的な体験をした区民が家族や友人を誘う、また、身近な歴史・文化資源を知った区民が新たな歴史・文化資源を発掘するというように、裾野の広がるように進めていきます。</p> <p>また、観光は、他産業への波及効果も期待できることから、今後の展開としても引き続き観光施策を継続し、地域経済の活性化を図る仕組みとしていくことが必要です。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

地域の文化・観光資源を発掘し、価値を高め、発信するなどの各事業について、事業を連携させて効率的・効果的に実施するとともに、個々の事業についても更なるレベルアップを行うことで、事業効果を高めていきます。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
文化体験プログラム事業の展開	B	105		
文化・観光施策の推進	B	107		

課 題	3	安全で快適な文化の薫るまちづくり
重点項目	15	水辺とみどり豊かなまちづくり

目的

公共施設の緑化と民間施設の緑化を進めるとともに、生き物が生息できる環境の回復と水辺の整備を進めることによって、都市と自然が共生したうおいとやすらぎのある空間の形成を目指します。

対象・手段

公共施設の緑化の充実に取り組むとともに民有地における既存樹木の喪失の抑制と新たな創出に努めます。併せて、神田川などの水辺空間の整備を進め、魚類等に親しみ、ふれあえる川づくりを行います。

重点項目の方向

公共施設と民間施設の緑化について、区民や事業者との連携と協働による多様な緑化手法によって新たなみどりを創出します。また、区民等への緑化意識の啓発に努め、建築行為や開発に際して緑化誘導を図ります。都市の骨格を形成する街路樹については「新宿りっぱな街路樹運動」を推進していきます。区民が川や水辺に親しむ機会をもてるようにするため、河川改修に合わせた水辺の整備を進め、魚などの生き物と親しみ、ふれあえる環境づくりを進めます。

成果指標

指標名		定義			目標水準	
親水施設の整備率		親水施設整備箇所(累計)/整備予定箇所数7箇所			(平成19年度に)	100%の水準達成
学校緑化の実施箇所数		区立小学校、中学校、養護学校及び幼稚園における緑化実施箇所数の累計			(平成19年度に)	44箇所の水準達成
					()年度に	()の水準達成
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	箇所	7.00	7.00	7.00	目標数値は、小中学校の統廃合に伴い、46箇所から44箇所になっています。
	実績1	箇所	6.00	6.00	6.00	
	目標達成率1 = /	%	85.71	85.71	85.71	
	目標値2	箇所	46.00	44.00	44.00	
	実績2	箇所	20.00	28.00	37.00	
	目標達成率2 = /	%	43.48	63.64	84.09	
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

所管部	環境土木部
-----	-------

主な取組み

公共施設の緑化と民間施設の緑化の推進
 「新宿りっぱな街路樹運動」の一環として街路樹の目標樹形の設定や道のサポーター制度の拡充。
 神田川の河川公園整備の推進

課題

新宿は、都市化の進展が著しいために建築行為や開発によって既存の緑地が喪失しやすい状況にあります。一方で、特に商業地域においては、新たな緑地を創出するための余地空間がほとんど存しないのが現状です。このような背景の中で、民有地のみどりを保全し、都心区にふさわしい特色あるみどりを創出していくための方策を確立していくことが課題です。また、水辺空間の整備については、河川公園整備構想の具現化に向けた、具体的な施設整備の推進が課題です。

評価

総合評価	
<p>本項目は、みどりの保全と創出を図ると共に、生き物が生息できる環境の回復と水辺の整備を進めることにより、自然との共生を図ると共に、うるおいと安らぎのある空間をつくることを目的としています。</p> <p>公共施設の緑化としては、区立小中学校での多様な緑化や庁舎等の壁面緑化を実施し、街路樹については、街路樹管理指針に従い、今後の街路樹のあり方を見据えた管理を始めました。</p> <p>民有地の緑化では建築行為や開発に際しての緑化誘導を実施するとともにみどりの協定による支援などを行い、既存樹木の保全と新たなみどりの創出に努めました。</p> <p>水辺空間の整備については、河川公園整備に向けて関係機関と協議を進めました。</p> <p>平成17年度に実施した新宿区みどりの実態調査(第6次)の結果では、区内の緑被率は前回平成12年度の調査と比べて実質的には0.32%の減少となりました。区では様々な施策に取り組みその効果は着実に現れていますが、今あるみどりを残し、新たに創出する一方で、開発によって失われるみどりの方が大きいため、区のみどりの総量は漸減しているといえます。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

区は今あるみどりを残し、新たに増やすために、学校や庁舎などの公共施設の緑化の充実を建築物緑化や芝生緑化などの多様な手法を用いて進めていきます。特に都市の骨格を成す街路樹については、17年度に策定した「街路樹管理指針」に基づき、適切な剪定や刈り込みなどの維持管理を実施していきます。また、民有地における開発や建築行為に対しては、緑化計画書制度によって、既存樹木の喪失を抑制し、新たな緑地を創出するように誘導していきます。加えて、平成19年度に実施する新宿区みどりの基本計画の改定の中で、みどりを守り、増やすための更なる有効な施策を検討していきます。さらに、やすらぎとうるおいのある水辺空間を実現するために、関係機関と協働のもと、具体的な施設整備の実施に取り組んでいきます。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
アユが喜ぶ川づくり	B	229		
公共施設の緑化・民間施設の緑化	B	221		
新宿りっぱな街路樹運動	B	227		

課 題	3	安全で快適な文化の薫るまちづくり
重点項目	16	区民主体のまちづくり

目的

新宿区の持つ歴史と文化を再発見し、活かしていくまちづくりを目指します。

対象・手段

10地区程度を想定し、区民主体のまちづくり活動を支援しながら、地区計画の策定を推進します。区民会議及び地区協議会を活用し、区民の参画を得て都市マスタープランを改定します。

重点項目の方向

まちづくりにあたっては、地域特性を活かし、住民の意思を反映したきめ細かな計画づくりが求められています。それぞれの地域特性や歴史を踏まえ、区民や地域で活動する事業者等の参加と協力による、地域に根ざした計画づくりやまちづくりを進めます。

区における都市計画の基本である都市マスタープランの改定にあたっては、基本構想の見直しや次期基本計画の策定と連携しながら、区民参画によって進めます。この都市マスタープランの改定により、民間による建築・都市開発の適切かつ一体的な誘導を図っていきます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
地区計画等の策定数(まちづくり構想等の任意のまちづくりルールを含む)		地区計画等のまちづくりルール策定数 / 12地区		(平成19年度に12地区)	の水準達成	
地区計画等の策定区域面積(まちづくり構想等の任意のまちづくりルールを含む)		地区計画等の策定区域面積 / 112ha		(平成19年度に112ha)	の水準達成	
都市マスタープランの改定における区民の意見収集のための会議等の開催回数		区民意見の収集、反映の度合を表すものとして、会議等の回数を指標にします。		(平成19年度に100回)	の水準達成	
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	地区		12.00	12.00	平成18年度末現在10地区 98.4ha 区民会議(第3分科会)を23回、地区協議会を121回開催しました。
	実績1	地区		9.00	10.00	
	目標達成率1 = /	%		75.00	83.33	
	目標値2	ha		112.00	112.00	
	実績2	ha		91.40	98.40	
	目標達成率2 = /	%		81.61	87.86	
	目標値3	回		100.00	100.00	
	実績3	回		82.00	144.00	
	目標達成率3 = /	%		82.00	144.00	

主な取組み

区民の主体的なまちづくり活動に対し、専門業者による地区の現況調査やまちづくり相談員の派遣など、地区計画の策定を視野に入れ、それぞれの地区の実情に応じ、支援を行ないました。
 都市マスタープランの改定にあたっては、平成18年6月に区民会議から提言書を、8月に地区協議会から意見書の提出を受けました。また、7月には都市計画審議会に「都市マスタープランの改定について」諮問し、提言書と意見書の内容を尊重して審議を進め、平成19年2月に基本計画と都市マスタープランが一体となった答申を受けました。

課題

地域の特性をいかしたまちづくりを推進していくためには、地区計画制度等の活用が有効です。そのためには、地域住民の合意形成をいかに図っていくのかが大きな課題となっています。そして、合意形成のためには多くの時間を要するという現実も踏まえ、地域住民とともに、粘り強い取り組みを継続していくための体制を整備していく必要があります。
 都市マスタープランの改定にあたっては、今後、東京都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、現在の都市計画及び隣接区の都市マスタープランとの整合を図る必要があります。

評価

総合評価	
<p>区民主体のまちづくりでは、地区計画等を活用したまちづくりルールを策定することにより、地域特性にふさわしいきめ細かなまちづくりを推進していくことができます。具体的に1地区で「街並み再生方針」を策定し、地区計画(再開発等促進区を定める地区計画)を策定するための手続きに着手することができたので、概ね計画どおりまちづくりを推進できました。</p> <p>都市マスタープランは、建築・都市開発の適切な誘導、調和の取れたまちづくりを進めるための重要な法定計画です。平成18年度には、区民会議及び地区協議会において「区全域及び地区ごとのまちづくり方針」が提言書及び意見書としてまとめられ、提出を受けました。区民会議等により、計画づくりの初期段階から住民の参画を得て、都市マスタープランを検討することは、極めて先進的な取り組みです。また、平成19年2月の都市計画審議会の答申は、基本構想審議会と連携を密にとり、基本計画と都市マスタープランとの総合化を図るなど目標以上の大きな成果をあげました。</p>	A

今後の取組み・改革の方針

現在、多くの地区でまちづくり活動が展開されています。これらの地区における合意形成をより積極的に支援するとともに、新たな地区におけるまちづくりの相談も寄せられていることから、今後は、個別の地区におけるまちづくりの支援にあたり、区全体としてのまちづくりの視点にたった対応を検討していく必要があります。
 都市マスタープランの改定では、同時期に見直しを行う、区の基本構想や基本計画と一体の総合的な計画づくりを進めていきます。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
区民主体のまちづくり・地区計画の推進	B	157		
都市マスタープランの改定	A	141		

課 題	3	安全で快適な文化の薫るまちづくり
重点項目	17	きれいなまちづくりの推進

目的

「ポイ捨て防止」の意識改革と美化活動の充実、「路上喫煙禁止」のPRとパトロールにより、区、区民、事業者が役割分担しながら、相互に協力して清潔できれいなまちづくりを進めます。

対象・手段

区民に加え、通勤・通学者も対象として、公共の場所でのポイ捨てによるごみの散乱防止に向けた啓発活動、地元住民との協力による美化活動を行います。また、路上喫煙禁止を推進するため、街頭キャンペーンやパトロール、事業所を通じた従業員への啓発活動、商店街等の協力によるPR等、区、区民、事業者が相互に協力して進めます。

重点項目の方向

清潔で快適に過ごせる都市環境づくりを推進するため、駅周辺地区を中心に環境美化・環境衛生対策の充実を図ります。ポイ捨てによるごみの散乱や路上喫煙がなくなるように啓発活動を積極的に推進するとともに、地域の美化活動としてゴミゼロ運動を全区的に広げていきます。また、路上喫煙禁止のPR・パトロールに加え、地域住民等による協力員制度も実施します。こうした事業展開をしていく中で、区、区民、事業者が役割分担しながら相互に協力して清潔できれいなまちづくりを進めます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
ゴミゼロデー参加団体数		新宿区一斉道路美化清掃の日(5月30日)における参加団体数		(19) 年度に (200団体) の水準達成		
路上喫煙の減少率		条例施行前(平成17年6月)からの路上喫煙率の減少率 4.13%から1%に減らす 減少率75.8%		(19) 年度に (75.8%) の水準達成		
事業者向け説明会の開催		参加事業者数		(19) 年度に (400社) の水準達成		
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	団体	200.00	200.00	200.00	
	実績1	団体	262.00	267.00	207.00	
	目標達成率1 = /	%	131.00	133.50	103.50	
	目標値2	%		75.80	75.80	
	実績2	%		56.70	71.70	
	目標達成率2 = /	%		74.80	94.59	
	目標値3	社		400.00	400.00	
	実績3	社		176.00	279.00	
	目標達成率3 = /	%		44.00	69.75	

所管部	環境土木部
-----	-------

主な取組み

新宿駅東口周辺、西口周辺、高田馬場駅周辺の美化推進重点地区における散乱防止計画の策定
 ポスター・標識等による美化意識の啓発 商店会等を中心とした美化キャンペーン・クリーン作戦、ゴミゼロデー一斉清
 掃活動の展開 「新宿区空き缶等の散乱防止及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」施行
 区内主要駅周辺等における路上喫煙禁止のキャンペーン・パトロール
 町会・商店街・事業所・学校・集客施設等におけるポスター・ステッカーの掲出、路面標示等のPR
 企業・学校向け路上喫煙禁止説明会、出張研修

課題

路上喫煙やポイ捨ては減少してきていますが、夜間や休日における苦情がいまだに多く、その解決が課題となっています。区内事業所・学校等に対するPRの徹底とともに、休日買い物等に訪れる来街者に対するPRやパトロール指導も必要です。また、路上喫煙協力員制度を各地で立ち上げ、区民との協働による取組みの推進が必要です。

評価

総合評価	
<p>本項目は、「ポイ捨て防止」や「路上喫煙禁止」の積極的な啓発活動を行うとともに、地域の美化活動としてゴミゼロ運動を全区的に広げ、区、区民、事業者が役割分担しながら、相互に協力して清潔できれいなまちづくりを進めることを目的としています。</p> <p>地元商店会の美化・清掃活動の活発化に伴い、来街者のポイ捨てについての意識は向上しています。今後も、ポイ捨て防止の意識啓発を図っていきますが、区内全域に清掃活動が拡大していることは評価でき、協働の仕組みが整ってきたと言えます。また、路上喫煙禁止についての意識も向上し、効果は出ていますが、まだ苦情も多く、ゼロにはなっていないため、さらに受動喫煙やタバコの火による被害の防止による快適なまちづくりを推進していく必要があります。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

まち美化については地元商店会、団体及びボランティアとの協働による清掃活動が定着してきていますが、更なる推進のため、美化推進重点地区を中心に、区民等との協働による清掃活動とポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーンを総合的・一体的に実施していきます。路上喫煙禁止のパトロールによる個別指導については、地域の拡大や時間を延長し、地域団体との連携による路上喫煙対策協力員制度を更に広め、区民との協働により路上喫煙率ゼロを目指します。また、本年度、区長が指定する喫煙所を5箇所から6箇所に増設しましたが、分煙の徹底のため、敷地管理者と協議のうえ、受動喫煙にならない場所での喫煙所の設置に更に取り組んでいきます。景観計画については、都市マスタープランとの整合性を図りつつ、特に地形や土地利用の歴史を十分に踏まえ、今後の景観まちづくりを効果的に誘導していくものとしていきます。そのためにも、平成20年度中に景観行政団体になります。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
路上喫煙対策の推進	B	241		
ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進	B	243		

課 題	4	柔軟で多様な開かれた参画システムの構築
重点項目	18	地区協議会の設立・運営

目的

各特別出張所の地域単位で、区民の区政への参画及び地域課題を解決する場として設立した地区協議会が区政に関し自由な議論と区との意見交換を行い、区政へ参画するよう促すとともに、自らの発想と力で地域課題を解決する役割を担い住民自治の拡充を図ります。

対象・手段

特別出張所が地区協議会の事務局として会議開催の支援を行うとともに、地域課題の解決に向けた情報提供や関係機関への橋渡し等の支援を行います。

重点項目の方向

各地区において、区民をはじめ多様な主体の区政への参画及び地域課題を解決する場として機能していくことで、地域の自治意識の高まりと自らの発想と力で地域課題を解決する力がつくことにより、住民自治の拡充が図られます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
区への提出(意見書)		地区別まちづくり方針などについて区へ提出(意見書)した地区協議会数		(平成18年度)	10箇所	
地区協議会の運営		各分科会及び各課題プロジェクトごとに月1回程度の会議を開催する(43各分科会+課題別プロジェクト)×12月)		(平成18年度)	10所で516回開催	
地区協議会の参加		各地区協議会の委員の定足数を満たす		(平成18年度)	10所で508人	
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	箇所		10.00	10.00	平成17年度目標値地区協議会の設立は平成17年度内に100%達成済のため、平成18年度は新たな指標に変更しました。
	実績1	箇所		10.00	10.00	
	目標達成率1 = /	%		100.00	100.00	
	目標値2	回		245.00	516.00	
	実績2	回		228.00	449.00	
	目標達成率2 = /	%		93.06	87.02	
	目標値3	人		508.00	508.00	
	実績3	人		453.00	448.00	
	目標達成率3 = /	%		89.17	88.19	

所管部	地域文化部
-----	-------

主な取組み

平成18年8月、新宿区都市マスタープラン改定に向けて、地区の将来像を検討し、10箇所の地区協議会によるまちづくり方針意見書が区長に提出されました。各地区協議会においては、各テーマごとに分科会と課題別プロジェクトを設置し448人の区民等が委員として参加し、18年度末までに10の地区協議会で延べ449回の会議を開催し地域課題の解決に向けた検討がなされました。18年度分科会は、主にまちづくり関連・安全安心関連及び福祉関連の3つに分かれ課題を検討しました。

課題

区は、地区協議会の自主性を重んじながら、その活動の充実が図られるように協議会の位置づけを明確化し、一定の責任と権能を付与するための仕組みづくりを検討していく必要があります。地区協議会が多くの区民との協働を進め、地域の自治意識を高め、地域課題の解決に向けての取組みを通じて「皆でまちを担うしくみ」として地域に根ざすことが重要です。

評価

総合評価	
平成17年10月に10箇所の地区協議会が設立し、それぞれの地区の課題解決に向けて課題別プロジェクト等を組織し、区や他の地域活動団体、NPOなど協働しての取組みが始まっています。多様な主体の人々が地域を担うしくみづくりとして地区協議会をみた場合に、448人の区民等が参加し、常設の地域住民組織として区政への参画と地域課題の解決に向けた取り組みがなされたことは、新たな住民自治への第一歩であり、今後、更に地区協議会が区政参画と地域課題を解決する場として住民自治の拡充に寄与することが期待されます。	A

今後の取組み・改革の方針

地区協議会のより一層の周知を図り、地域コミュニティの核となり、「区政参画」「地域課題の解決の場」として、自主・自立の組織となれるよう区は支援していきます。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
地区協議会の設立・運営(地区協議会との協働)	A	277		

課 題	4	柔軟で多様な開かれた参画システムの構築
重点項目	19	区民との協働による基本構想・基本計画づくり

目的

区民や地域団体、NPO、企業等が区民の目線から基本構想・基本計画原案を検討することにより、区民の生活実態に対応した、区民にとって自分たちの生活と区の施策とのつながりが分かりやすい計画づくりを行ないます。

対象・手段

第一段階として、多くの区民等に参画いただく「新宿区民会議」を立上げ、ワークショップ方式等を用いながら、検討をいただき、18年6月に、その検討結果を区長へ提言いただきました。第二段階として、基本構想審議会を設置・諮問し、専門的識見等から審議いただき、19年2月に答申を得ました。第三段階である19年度は、答申に基づき区案を作成し、パブリック・コメントを経て策定します。

重点項目の方向

区と区民や地域団体、NPO、企業等とが、互いに尊重・協働しながら基本構想の見直し及び新たな基本計画の策定に取り組むことにより、地域の目線や区民の目線にもとづく、協働と参画による、地域や区民生活の実態に根ざした計画づくりをすすめ、区民と行政が将来のまちづくりの方向性を共有できるようにします。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
区民会議へ100人規模の区民等の参画を得ること。		区民会議設置時の参加数		(平成17年度に)	100人の水準達成	
区民会議委員の自主的・主体的な活動状況		区民会議委員として、月2回の定例的分科会以外の活動の状況により、区民会議委員の自主性・主体性等を把握する		(平成17年度に)	60回(月1回)の水準達成	
基本構想審議会の審議状況		基本構想審議会での審議回数		(平成18年度に)	14回の水準達成	
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	人		100.00		
	実績1	人		376.00		
	目標達成率1 = /	%		376.00		
	目標値2	回		60.00		
	実績2	回		119.00		
	目標達成率2 = /	%		198.33		
	目標値3	回			14.00	
	実績3	回			16.00	
	目標達成率3 = /	%			114.29	

主な取組み

平成17年6月に区民検討組織である「新宿区民会議」を立ち上げ、テーマ別の6つの分科会に分かれ基本構想、基本計画に盛り込むべき内容について検討しました。平成18年6月に「新宿区民会議」から基本構想、基本計画に盛り込むべき内容についての検討結果として提言書を区長に提出していただきました。この提言書を受け7月に基本構想審議会を設置し、専門的識見等から基本構想・基本計画について審議いただきました。12月には審議会の基本構想・基本計画骨子案について、区民の方々、区民会議、地区協議会から意見を伺い、平成19年2月に区長へ答申いただきました。

課題

区民会議の提言書を尊重した審議会答申を踏まえた区素案づくりを行うとともに、区素案に対する区民意見を十分に聴きする必要があります。

評価

総 合 評 価	
<p>区民会議には当初想定した以上の区民等の参画を得られ、月2回の定例的な会議以外にも自主的な打ち合わせが行なわれるなど、非常に活発な活動が行われました。その検討成果を提言書としてまとめたいただくことができました。</p> <p>また基本構想審議会では活発な議論をいただき、区民会議の提言を尊重した答申を得ることができました。</p> <p>以上により基本構想、基本計画策定の過程が順調に進捗するとともに、区民会議参加者のまちの担い手としてのこれからの活躍を大いに期待することができます。</p>	A

今後の取組み・改革の方針

基本構想、基本計画の策定にあたっては、区民会議及び地区協議会の提言・意見を尊重した審議会答申の内容を踏まえ各計画素案を作成し、パブリック・コメントを実施するとともに、各地域ごとに説明会を開催し、区民及び各地区協議会から意見をいただき区案をまとめていきます。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
区民との協働による基本構想・基本計画づくり	A	275		

課 題	4	柔軟で多様な開かれた参画システムの構築
重点項目	20	NPO等との協働の環境づくりの推進

目的

区民・事業者・NPO・ボランティアなど多様な主体が出会い、地域の様々な課題に取り組むために協働を推進する過程で生じる具体的な問題や協働を推進するための協議や多様な主体による協働を推進するため、「協働支援会議」の運営や多くの区民・事業者などの寄附に支えられたNPOへの財政支援、また、地域の人材の育成・支援を行うなど、様々な主体との協働の環境づくりを進めます。

対象・手段

NPO等との協働事業や活動を促進するため、協働の過程で生じる具体的な問題を協議する場として、中間支援組織の役割を果たす「協働支援会議」の運営と、多くの区民・事業者等の寄附に支えられた協働推進基金により、NPOへの財政支援を推進します。また、地域型コミュニティリーダーを養成していくための講座「協働カレッジ」を開催し、横断的な地域課題に対応できる人材を育成・支援します。

重点項目の方向

IT等も積極的に活用しながら、NPO等との協働の取組み事例を提供していく中で、地域の課題を区民自らが考え、解決に向けて主体的に取り組むための協働のしくみづくりを推進します。また、ボランティアやNPO等と地域活動との連携を図る等、住みよい地域社会づくりを支援します。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
NPOの活動資金助成の実施		協働推進基金への寄附金目標額		(平成18年度に2,000,000円)	年度にの水準達成	
協働カレッジの開催		協働カレッジの受講修了者人数		(平成19年度に100人)	年度にの水準達成	
				()	年度にの水準達成	
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	千円		2,000.00	2,000.00	17年度 35人 18年度 70人 19年度 100人
	実績1	千円		2,098.41	12,363.20	
	目標達成率1 = /	%		104.92	618.16	
	目標値2	人		35.00	70.00	
	実績2	人		37.00	88.00	
	目標達成率2 = /	%		105.71	125.71	
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

所管部	地域文化部
-----	-------

主な取組み

「協働推進基金」によるNPO活動資金助成
 趣旨普及として協働推進基金「NPO活動資金助成事業の案内」冊子作成
 地域リーダー養成講座「協働カレッジ基礎講座・ステップアップ講座」を開催
 「協働事業提案制度及び協働事業提案制度の導入」についての報告書作成及び両制度の実施
 新宿NPOネットワーク協議会の設立
 (仮称)新宿区民活動支援サイトの導入検討

課題

区民ニーズへの対応と地域の実情に即した課題への取り組みためには、先駆性・専門性を持ったNPOをはじめとする地域を支える多様な主体との協働が必要です。そのためには、NPOをはじめとする地域の様々な活動団体とのネットワークをつくり、協働・参画を進めるとともに、多くの区民等、地域の方々の地域への参加を促進するため、今後、さらに地域を支える新たな人材発掘と地域リーダーの養成し、地域自らが課題解決を図っていくための環境を整備する必要があります。

評価

総合評価	
<p>本項目は、区とNPO等との協働事業のしくみを整え地域との協働を推進するための環境整備を行うものです。NPOなどの多様な主体による協働環境の整備とその取組みは、協働と参画によるまちづくりの実現において、とても重要です。地域課題の解決の担い手としてのNPOなどが地域に根ざした組織としてNPO同士及びNPOと地域との連携を深め具体的な課題に対応できるように、NPOのネットワーク化、協働カレッジの開催などの取組みは一定の成果を上げてきましたが、今後さらに環境を整備することが必要です。その意味では、協働事業提案制度や協働事業評価制度の導入により、多様な主体との協働による事業を選定し、第三者機関による協働事業評価が実施できたことは、協働と参画を推進するうえで意義のあることです。今後、この取組みを推進し、協働と参画によるまちづくりの実現に結びつけていきます。</p>	A

今後の取組み・改革の方針

新たな人材の発掘と地域における様々な主体をコーディネートできる地域リーダーの養成が急務です。その中で「協働カレッジ」の開催を通して一定の成果を得られたことは意義があります。今後はそのような人材を地域において具体的な活動に結び付け、地域における人たちのネットワーク化を図るための環境整備を行います。また、新宿NPOのネットワーク協議会を中心に区内の社会貢献活動団体のネットワーク化を促進して、より実効性のある組織としていきます。
 また、協働事業提案制度については、NPOや地域活動団体などの多様な主体との協働を推進するための仕組みとして、その拡充に取組んでいきます。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
NPO等との協働の環境づくりの推進	A	117		

課 題	4	柔軟で多様な開かれた参画システムの構築
重点項目	21	地域センターの整備

目的

地域における様々なコミュニティ活動を支える場と機会の充実を図ります。

対象・手段

対象: 区民、各種団体、NPO、ボランティア等
 手段: コミュニティ活動の拠点としての地域センターを整備します。

重点項目の方向

特別出張所(10箇所)の単位で地域センターを整備し、地域のコミュニティ活動を支える場と機会を充実し、地域の連帯・自治意識の醸成を図ります。

成果指標

指標名		定義	目標水準			
地域センター整備達成率		10特別出張所でセンター化された割合	(平成21年度に)	100%	の水準達成	
地域センター利用率		地域センター利用率	(平成20年度に)	70%	の水準達成	
			()		の水準達成	
重点項目の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目 成果指標	目標値1	センター	10.00	10.00	10.00	
	実績1	センター	8.00	8.00	8.00	
	目標達成率1 = /	%	80.00	80.00	80.00	
	目標値2	%	70.00	70.00	70.00	
	実績2	%	63.90	66.50	66.00	
	目標達成率2 = /	%	91.29	95.00	94.29	
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

主な取組み

落合第二地域センターは、19年6月の地域センター開設に向けて、管理運営委員会を立上げ、各種規定の策定、事業計画、予算案の作成、事務局職員の採用など順次進めます。また、建設工事・設備工事の工程においては、近隣対策や環境対策を行い、地域(近隣者)の理解を得られるようにします。
 (仮称)戸塚地域センターは、建設準備会で施設構成等の基本計画案を決定します。

課題

落合第二地域センターは、地域の方々に組織された管理運営委員会が指定管理者として管理代行することになりました。管理運営委員会がしっかりと地域センターを管理運営できるように、体制作りの支援を行う必要があります。
 (仮称)戸塚地域センターは、建設準備会で決定した基本計画案を踏まえた基本・実施設計について、地域住民の合意形成に努める必要があります。

評価

総合評価	
<p>落合第二地域センターは、建設工事・設備工事について各種対策を行い、近隣者の理解を得ながら竣工することができました。(仮称)戸塚地域センターは、平成19年3月に課題であった東京都市計画公園の変更が決定され、施設内容の検討においても基本計画案が建設準備会において決定されました。</p> <p>このように、両施設とも計画通りに進捗しており、21年度には全ての地域に協働の核となる地域センターが設置され、地域の方が気軽に集え、交流できる場を提供することで地域の連帯・自治意識の醸成に寄与することが期待できます。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

落合第二地域センターは、19年6月の開設に向けた準備を進める一方、管理運営委員会による地域センター事業を支援していきます。
 (仮称)戸塚地域センターは、建設準備会で決定した基本計画案を踏まえた基本・実施設計案について、地域住民の合意形成が図れるように取組みます。
 全地域センターでは指定管理者制度の移行や、利用区分の細分化など、柔軟な管理運営、利用促進に向けた取組みが進んでいますが、その効果や影響等について、地域センター指定管理者の評価委員会を通じて検証していきます。落合第二地域センターは、管理運営委員会による地域センター事業を支援していきます。

重点項目を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
地域センターの整備	B	123		

7 評価対象施策一覧表

章	施策	評価結果		ページ
		前年度	今年度	
第 章 健康でおもいやりの あるまち	1 生涯を通じた心と体の健康づくり	B	B	59
	2 きめこまやかな総合的福祉の推進	B	B	61
	3 在宅福祉、在宅医療の推進	B	B	63
	4 社会参加と生きがいづくり	B	B	65
	5 子育て支援の推進	B	B	67
	6 福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開	B	B	69
	7 ともにつくる福祉の推進	B	B	71
第 章 ともに学ぶ、文化とふ れあいのあるまち	8 学習・教育環境の充実	B	B	73
	9 開かれた学校づくり	B	B	75
	10 生涯学習、スポーツの条件整備	B	B	77
	11 地域文化活動の活性化	B	B	79
	12 文化資源の保護と文化環境づくりの推進	B	B	81
	13 コミュニティ活動の充実と支援	B	A	83
	14 コミュニティ施設の充実と利用の促進	B	B	85
	15 男女平等のための意識づくり	B	B	87
	16 あらゆる分野における男女共同参画の促進	B	B	89
	17 家庭生活を男女がともに担うための支援	B	B	91
	18 平和事業の推進	B	B	93
	19 国際化に対応した地域社会づくり	A	A	95
第 章 安全で快適な、みど りのあるまち	20 適切な都市構造の実現	B	B	97
	21 地域の特性を生かした参加のまちづくり	B	B	99
	22 防災都市づくり	B	B	101
	23 地域ぐるみの防災体制づくり	B	B	103
	24 住みよい環境づくり	D	D	105
	25 人にやさしい道路、交通施設の整備	B	B	107
	26 みどりと水の豊かなまちづくり	B	B	109
	27 公園、広場などの整備充実	B	B	111
第 章 にぎわいと魅力あふ れるまち	28 魅力ある都市空間づくり	B	B	113
	29 清潔で美しいまちづくり	B	B	115
	30 中小企業の振興	B	B	117
	31 地場産業の振興	B	B	119
	32 商店街の活性化	B	B	121
	33 魅力ある買物空間づくり	B	B	123
	34 消費者の自立支援	B	B	125
第 章 身近な環境に配慮し た、地球にやさしいま ち	35 環境への負荷の低減	B	B	127
	36 資源循環型社会の形成	B	B	129
	37 環境保全思想の普及と啓発	B	B	131
	38 環境施策の総合的展開と推進	B	B	133
	39 環境保全型まちづくり	B	B	135
第 章 構想の推進のために	40 参加と協働のまちづくりの推進	B	B	137
	41 地域を基盤とした区政の推進	A	A	139
	42 広域的な都市課題への対応	B	B	141
	43 行財政の効率的運営	B	B	143

「A」:意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの。施策の目的や方向性に照らして、取組内容の達成度が施策総体として高いもの。

「B」:「計画どおり」又は「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの。

「C」:法律・制度の改正等により、計画の見直しを求められるもの。

「D」:目標水準を下回り、計画そのものの見直しを求められるもの。

第四次実施計画期間中に実施計画事業を有しない施策については、今回の施策評価の対象とはしていません。

施策

章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	01	学習・教育環境の充実

目的

21世紀を担う子どもたちが、心身ともにたくましく成長するために、家庭、地域と学校の連携を進めるとともに、学校教育及び学校外教育環境の充実を図ります。

対象・手段

対象：子ども、家庭、地域

手段：地域の協力を得て社会体験学習などを実施し、地域の教育力の向上に努めます。
 学校教育の充実と教育基盤整備を総合的に推進し、新宿区らしい特色ある教育を目指します。
 また、新たな視点に立った就学前教育を推進します。

施策の方向

家庭、地域、学校の連携を基本に子どもの健全な育成を推進していきます。
 教育環境の変化に対応した特色のある教育内容・方法の開発、学校図書館の充実など学習環境の整備を図るとともに、学校適正配置の推進、教育環境の改善と充実を図ります。さらに、新たな視点に立った就学前の子どもの教育・保育環境づくりを推進していきます。

成果指標

成果指標

成果を計る測定可能な指標

指標名	定義	目標水準
連携事業後の地域団体の自主的活動数	目標値に対する実施数	(毎) 年度に (100%) の水準達成
中長期的な視点に沿って特色ある学校づくりに取り組む学校	左記の内容に取り組む学校数	(毎) 年度に (全校) の水準達成
「学校適正配置のビジョン」に基づく、地域別達成状況(小学校)	小学校全3地区(淀橋地区、四谷地区、牛込地区)の適正配置	(平成19) 年度に (全地区) の水準達成

施策の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	回	3.00	3.00	3.00	17年度統廃合により2校減になっています。
	実績1	回	3.00	3.00	3.00	
	目標達成率1 = /	%	100.00	100.00	100.00	
	目標値2	校	44.00	42.00	42.00	
	実績2	校	44.00	42.00	42.00	
	目標達成率2 = /	%	100.00	100.00	100.00	
	目標値3	地区	3.00	3.00	3.00	
	実績3	地区	2.00	2.00	2.00	
	目標達成率3 = /	%	66.67	66.67	66.67	

主な取組み

家庭教育学級、家庭教育講座、PTA研修会、地域の教育力を考えるフォーラム、地域の教育力との連携事業の実施、情報誌の発行
 少人数学習指導を推進するため、TT(ティームティーチング)及び少人数授業のための教員を配置
 幼稚園と保育園の連携・一元化(愛日・中町幼保連携の実施、四谷子ども園の開設)
 学校選択制度実施に向けた学校案内冊子や制度周知チラシの発行、学校公開、学校説明会
 戸塚・大久保地区中学校の適正配置、四谷地区小学校の適正配置、西戸山地区中学校の適正配置

主な取組み
18年度の実施状況

課題

子どもの健全育成のため、地域や家庭の教育力の向上を支援する取組みの充実や、就学前の子どもの教育・保育の豊かな環境づくりが課題です。
 「確かな学力」の定着と個性と創造力を伸ばす教育をさらに進めるため、わかりやすい授業の創造や授業内容を向上させる具体的な取組み、少人数学習指導や学校選択制度等の効果を検証していくことが課題です。

課題
目的に対する実施状況上の問題
成果に対する実施状況

評価

総合評価	
<p>本施策は、家庭、地域、学校の連携を基本に子どもの健全な育成を推進し、教育環境の変化に対応した特色のある教育内容・方法の開発、学校図書館の充実など学習環境の整備を図るとともに、学校適正配置の推進、教育環境の改善と充実を図ることを目的としています。</p> <p>幼稚園と保育園の連携・一元化では、四谷子ども園を開設するとともに、合同研修を通して職員相互の理解が深まり、日常的な連携の取組みにより保護者の安心感・期待感につながっています。</p> <p>家庭や地域の教育力の向上については、保護者自身が主体的に講座の運営に携わり、家庭教育に対する意識の高揚が図られました。また、活動に関わった地域の大人たち同士の連携も増えており、地域の人材育成、地域全体で子どもを育成する意識の向上につなげることができたことと評価しています。</p> <p>特色ある学校づくりでは、平成17年度に各校(園)ごとに策定した「特色ある学校づくり教育活動計画」に沿って、経営上の目標を的確に設定しつつ、実践を続けています。予算編成の段階から校(園)長の裁量を拡大する取り組みとして、概ね順調に事業実施できたものと評価しています。</p> <p>少人数学習指導の推進では、個に応じたきめ細かな指導への各学校・保護者からの期待は高く、区の費用負担による講師派遣により指導体制を充実させ、確かな学力の育成に成果をあげています。</p> <p>学校の適正配置計画は、第六次学校適正配置計画を進め、19年度四谷小学校が開校しました。第五次学校適正配置計画については、関係者の協力により計画どおりに進み、20年2月の新校舎竣工に向けて建設工事に着手しました。また、西戸山地区中学校の適正配置は第七次学校適正配置計画が決定し、統合協議会での協議を進めています。</p> <p>心身障害教育の充実では、小学校2校目の通級指導学級の開設に続き、中学校に情緒障害通級指導学級を新設し、小中学校を通じて情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童生徒に専門的な教育の場を設けることができました。</p>	B

総合評価
目的や成果が達成できているか、いないか、評価している

総合評価
A: 目標以上の成果
B: 計画どおりの成果
C: 制度改正により見直し
D: 目標を下回った

今後の取組み・改革の方針

子どもの「学力」や「学ぶ意欲」の低下に対する不安や議論が展開される中で、「確かな学力」の育成や個性を伸ばす教育の推進が強く求められています。また、子どもたちが家庭や地域で過ごすうえで、家庭や地域が果たす役割は大切さを増しており、学校教育と家庭・地域の教育力がそれぞれの機能を補完しあいながら運営されることが必要です。教育の環境整備の面では、学校の適正配置を更に進め、よりよい教育環境と地域開放にも配慮した魅力ある学校づくりを進める必要があります。今後は、「確かな学力」の育成のため学校の体制づくりを進めるほか、わかりやすい授業の創造と教員の資質・指導力の向上が課題です。学校と家庭・地域の教育力との連携では、地域の人材の掘り起こしや相互連携の円滑化を図るとともに、家庭の教育力向上のため、保護者の学びの機会を拡充することが必要です。また、学校適正配置においては、計画を進める際に計画段階から地域住民の意向を確認する手法を検討していきます。

今後の取組み・改革の方針
課題に対する今後の方向性

総合評価
A: 目標以上の成果
B: 計画どおりの成果
C: 制度改正により見直し
D: 目標を下回った

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁		総合評価	頁
家庭の教育力の向上	B	65	地域学校協力体制の整備	B	79
地域の教育力との協働・連携の推進	B	67	心身障害教育の充実	A	81
特色ある学校づくり	B	69	幼稚園と保育園の連携・一元化(再掲)	A	39
情報教育の推進	B	71	学校適正配置の推進	B	83
少人数学習指導の推進	B	73	学校施設の計画的整備	B	85
確かな学力推進員の配置	A	75	学校施設の改修	B	87
学校図書の実践	B	77	学校施設の改善	B	89

事務事業評価編のページ

章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	01	心と体の健康づくり
施策	01	生涯を通じた心と体の健康づくり

目的

自分の健康は、自分でつくり、自分で守るという意識を深めながら、各世代のニーズに即した主体的な健康づくりを推進します。
それぞれの世代の心の健康づくりを推進します。

対象・手段

各種健診を実施して、疾病の予防、早期発見に努めるとともに、各種健康教室や元気館事業を通し、区民の健康的な生活習慣確立を支援します。また、区内飲食店の協力を求めて、健康的なメニューを提供し、食事を通じた健康づくりの普及を図ります。結核やエイズについては、疾病理解と予防のための普及啓発活動とともに、検診・検査による早期発見と治療の支援を行います。区民に対するこころの健康づくりをすすめるための普及啓発活動や相談を行います。

施策の方向

区民が生涯を通じた健康づくりに主体的に取り組むことができるように支援します。それぞれの世代、状態、環境に対応した健康づくりメニューを整備し、区民の日常生活における食生活、運動、休養等に対応する健康的な生活習慣の確立に取り組めます。また、結核やエイズの予防と早期発見、治療支援などを通して区民の健康を守っていきます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
運動習慣のある区民の割合		60～64歳の区民で、週に1回以上運動をしている者の割合(高齢者保健福祉施策調査)		(平成19年度に)	70% の水準達成	
元気館健康増進事業すべてのプログラムの利用率		利用率(利用者延べ人数/延べ定員数)		(平成19年度に)	60% の水準達成	
骨粗しょう症予防検診受診者数の増加		骨粗しょう症検診受診者数/平成15年設定の目標人数		(平成19年度に)	100% の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	%	70.00			指標1 平成13年度実績52.1% 17年度・18年度は調査せず、(平成19年度調査予定)
	実績1	%	66.80			
	目標達成率1 = /	%	95.43			
	目標値2	%	60.00	60.00	60.00	
	実績2	%	47.90	53.90	57.40	
	目標達成率2 = /	%	79.83	89.83	95.67	
	目標値3	%	100.00	100.00	100.00	
	実績3	%	63.89	78.94	76.46	
	目標達成率3 = /	%	63.89	78.94	76.46	

主な取り組み

食を通じた健康づくり	区内飲食店の協力により、健康メニューの普及啓発を行っています。
運動習慣の定着	元気館で、各種運動習慣定着のための事業を行っています。
結核エイズ対策	結核やエイズ検査、治療の支援、普及啓発活動などを行っています。
健診の実施	骨粗しょう症予防検診をはじめ、各種健診を実施しています。

課題

健康づくりのためには、健全な食生活がかかせません。特に子どものころからの食習慣が重要です。そこで、平成19年度に策定が予定されている後期健康づくり行動計画の重点項目として食育についての総合的な取り組みを構築していく必要があります。

平成20年度、現行の40歳以上の方への健診制度が大きく変わるため、それにあわせて新たな体制を確立する必要があります。

結核対策については、検診の機会にめぐまれない対象者への検診による早期発見の推進や、服薬治療支援のさらなる充実が必要です。

評価

総合評価	
<p>区民の体の健康づくりという点においては、骨粗しょう症予防検診等の受診者の増加や、元気館事業の利用者拡大など、各世代に対応した健康づくり支援策が推進できました。また、健康づくり協力店については、受動喫煙防止の意識が高まる中、登録要件に受動喫煙防止策を付加するため、禁煙・分煙調査を実施しました。</p> <p>結核対策については、り患率の低下や治療完了率の向上などがみられ成果があがっています。エイズ対策については、HIV抗体検査時の相談充実や青少年へ向けての啓発を行い、計画どおりの成果をあげています。</p> <p>心の健康づくりについては、講演会やリーフレットの配布などの普及啓発を行いました。</p>	B

今後の取り組み・改革の方針

平成19年度に策定を予定している後期健康づくり行動計画の重点項目として、生活習慣病の予防・食育の推進・心の健康づくりについての総合的な取り組みを構築していきます。

40歳以上の方を対象とした特定健診の平成20年度からの実施に合わせ、骨粗しょう症予防検診等各種検診の新たな実施体制を検討します。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
健康づくりの推進	D	1		
元気館事業の充実	B	3		
アレルギー疾患等健康相談事業	D	5		
結核対策の充実	B	7		
エイズ対策の充実	B	9		
骨粗しょう症予防検診	C	11		

章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	01	きめこまやかな総合的福祉の推進

目的

区民が安心して福祉サービスを利用することができるように、福祉制度全般に対応する利用者を支援する制度が確立することを目的とします。

認知症高齢者等が、判断能力の低下により自らの財産管理や日常生活が困難となった場合にも、地域で安心して生活を続けられるように成年後見制度推進機関を設置し、制度の積極的な活用を目指します。

対象・手段

利用者支援の充実【対象】福祉サービス利用者及び福祉サービス事業者【手段】ホームページによる総合的な情報提供、福祉総合電話相談等の相談体制の充実、福祉サービス第三者評価の推進

成年後見制度の利用促進【対象】成年後見制度の利用を必要とする区民及びその家族など【手段】委員会を設置して成年後見制度推進機関の設置運営について検討するほか、制度の周知を図ります。

施策の方向

支援を必要とする人や家族に対し、福祉関連部門が連携した総合的な情報提供を目指します。

わかり易く、利用しやすい相談体制の整備に努めます。また、関係部署と連携した総合的なサービス調整を可能にします。

利用者の選択権の保障、サービスの質の向上、情報公開のしくみを構築することにより、利用者が安心して福祉サービスを受けられるようにします。

成年後見制度の利用促進を図るために、成年後見制度推進機関の設置に向けた検討を行い、パンフレット等による制度の周知に努めます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
福祉ホームページアクセス件数		福祉ホームページへのアクセス件数		(平成18年度に1,176,000件)	年度にの水準達成	
福祉総合電話相談件数		福祉総合電話相談における相談件数		(平成18年度に120件)	年度にの水準達成	
民間サービス事業者のサービス評価受審件数		受審費用助成の制度を利用してサービス評価を受審した民間の介護サービス事業者の数		(平成18年度に36所)	年度にの水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	件		1176000.00	1176000.00	新HP 654,101件 旧HP 990,460件
	実績1	件		1227697.00	1644561.00	
	目標達成率1 = /	%		104.40	139.84	
	目標値2	件		120.00	120.00	
	実績2	件		63.00	161.00	
	目標達成率2 = /	%		52.50	134.17	
	目標値3	所		36.00	36.00	
	実績3	所		14.00	13.00	
	目標達成率3 = /	%		38.89	36.11	

主な取組み

福祉総合電話相談(161件)、成年後見・権利擁護相談(119件)、法律相談(8件)
 区立福祉施設に対する福祉サービス第三者評価(6所)、民間在宅福祉事業者に対するサービス評価受審費用助成(13社)
 学識経験者・専門家・社会福祉士等の外部委員を含めた検討委員会による、成年後見制度推進機関の設置に向けた検討(7回)
 成年後見制度周知用パンフレットの発行(10,000部)

課題

民間事業者における福祉サービス第三者評価の受審率は伸び悩んでおり、今後も受審を促進させていく必要があります。また、福祉総合電話相談も、困り事などの気軽な相談方法として、引き続き区民に周知していくことが必要です。
 平成19年4月には、社会福祉協議会に成年後見制度推進機関を設置しました。今後は、推進機関の運営体制を充実させていくことで、区民の方々にとって利用しやすいものにしていく必要があります。また、制度の更なる普及促進が求められます。

評価

総合評価	
福祉の新ホームページは、平成18年度のアクセス件数が160万件を超え、情報の提供機能の充実という視点から、有効に活用されているものと考えられます。 福祉総合電話相談は、様々な相談の窓口としての機能を果たすとともに、寄せられた相談を通して利用者支援施策の充実を図るなど、福祉サービス利用者の保護及び利便性向上に寄与しています。 福祉サービス第三者評価は、先駆的に普及促進に取り組み、一定の成果を上げました。しかし、民間事業者における福祉サービス第三者評価の受審率は伸び悩んでおり、今後も受審を促進させていく必要があります。 成年後見制度を利用する人は増加することが予想され、推進機関を設置して総合的に支援していくことは、区民の福祉増進に寄与するものと考えられます。	B

今後の取組み・改革の方針

民間事業者における福祉サービス第三者評価は、福祉サービスの質の継続的な向上のために、その意義を普及啓発し、引き続き受審を推進していきます。
 相談事業のうち「成年後見・権利擁護相談」は、平成19年4月から社会福祉協議会に設置した成年後見制度推進機関において実施しています。今後は、推進機関における運営体制を充実させ、制度を利用する人を支援するしくみを構築していく必要があります。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
利用者支援の充実	B	13		
成年後見制度の利用促進	B	15		

章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	02	在宅福祉、在宅医療の推進

目的

心身の状況や療養の状態によって保健指導が必要と認められる方を対象に、心身機能の低下の防止、健康の保持・増進を図ります。

対象・手段

次のいずれかに該当し、療養上、保健指導が必要と認められる区民及びその家族等に対し、保健師、理学療法士、栄養士、歯科衛生士による訪問指導を実施します。

虚弱高齢者 要介護高齢者の介護者
認知症予防の必要な高齢者 寝たきり・準寝たきり者等

施策の方向

要介護状態になることや重症化を予防することで、対象者の在宅生活の質を確保することができます。また、介護に携わる家族を支援し、介護者の健康の保持・増進も図ります。在宅で療養している区民の方に対し、日常の生活の場に多職種が直接訪問することで、食生活から自立支援、介護予防、介護者支援等、在宅生活の質の向上を図ります。

成果指標

指標名		定義	目標水準			
理学療法士、作業療法士による訪問リハビリテーション回数の増加		理学療法士等の訪問回数/17年度の設定目標回数	(平成19年度)	100%	水準達成	
栄養士による訪問栄養指導回数の増加		栄養士の訪問栄養指導回数/17年度の設定目標回数	(平成19年度)	100%	水準達成	
歯科衛生士による訪問歯科指導回数の増加		歯科衛生士の訪問歯科指導回数/17年度の設定目標回数	(平成19年度)	100%	水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	回	153.00	153.00	153.00	
	実績1	回	139.00	128.00	79.00	
	目標達成率1 = /	%	90.85	83.66	51.63	
	目標値2	回	48.00	48.00	48.00	
	実績2	回	24.00	24.00	20.00	
	目標達成率2 = /	%	50.00	50.00	41.67	
	目標値3	回	12.00	12.00	12.00	
	実績3	回	1.00	5.00	2.00	
	目標達成率3 = /	%	8.33	41.67	16.67	

所管部	健康部
-----	-----

主な取組み

保健師・理学療法士等による訪問指導の実績
 年間延べ回数(平成18年度): 保健師訪問指導 250回(延べ人数399人)、理学療法士同行 79回(延べ人数128人)
 訪問栄養指導 20回(延べ人数23人)、訪問口腔衛生指導 2回(延べ人数3人)

課題

介護保険の導入により、保健師の訪問指導対象者が減少しています。一方、平成18年度からの医療におけるリハビリテーションの算定日数が制限されたことで、退院後の地域リハビリテーションを必要とするニーズは大きくなっています。今後は、要介護状態の進行を予防するためにも、訪問指導を必要とする方への幅広い周知と関係機関との連携を強化する必要があります。また、関係機関も含め、訪問介護に携わる専門職の技術向上への援助も課題です。

評価

総合評価	
訪問指導によりADL(日常生活動作)機能の維持が図られ、また栄養指導により食生活の改善もみられており、事業を継続することで、生活の質の向上が期待でき、徐々に効果があがっていくものと思われます。ADL(日常生活動作)とは、食事・更衣・移動・排泄・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動を指します。	B

今後の取組み・改革の方針

訪問指導は、平成18年度に対象者の年齢制限を撤廃し、広く区民のニーズに応えられるようにしましたが、まだ十分に利用されていません。今後、区民への事業周知を強化するとともに、関係機関との連携強化を進め、利用向上に努めます。また、指導の質を高めるため、訪問介護に従事する専門職を対象とした技術講習会を開催し、在宅療養者の生活の質の向上を目指します。

施策を構成する計画事業

計画事業	総合評価	頁	総合評価	頁
訪問指導の充実	B	17		

章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	03	社会参加と生きがいづくり

目的

高齢者や障害者が自ら進んで地域社会に参加できる環境を整備するとともに、自立的な就労・就業の機会を確保します。

対象・手段

高齢者の地域参加と生きがいづくりにつながる各種活動を支援します。高齢者の就業を促進するため、新宿区社会福祉協議会が実施する無料職業紹介所(新宿わくワーク)に対し、費用を助成します。また、高齢者の社会参加の仕組みづくりについて、高齢者社会参加システム協議会で検討します。
 障害者就労福祉センターの運営基盤を強化し、障害者就労支援を多角的に実施できる体制づくりに向け準備します。

施策の方向

高齢者については、社会参加と生きがいづくりを推進するとともに、価値観と行動様式が多様化したこれからの高齢者の社会参加の新たな仕組みづくりについて、検討していきます。
 障害者については、就労支援の充実を行います。

成果指標

指標名		定義	目標水準			
積極的に外出する高齢者の増加		65歳以上で積極的に外出する人の割合(高齢者実態調査)	(平成19年度に)	75.70%	の水準達成	
生きがいをもって生活している高齢者の増加		65歳以上で生きがいをもって生活している人の割合(高齢者実態調査)	(平成19年度に)	62.50%	の水準達成	
社会福祉協議会の高年齢者職業紹介所による就職者数		採用、決定者の実数	(平成19年度に)	184人	の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	%		75.70		平成18年度の実績1、2については高齢者実態調査未実施のため、数値未記入。
	実績1	%		55.60		
	目標達成率1 = /	%		73.45		
	目標値2	%		62.50		
	実績2	%		86.30		
	目標達成率2 = /	%		138.08		
	目標値3	人	184.00	184.00	184.00	
	実績3	人	196.00	226.00	281.00	
	目標達成率3 = /	%	106.52	122.83	152.72	

主な取組み

高齢者の社会参加	いきいき福祉大作戦の実施(高齢者マイスター制度、いきいきパスポートなど)
高齢者就業支援	社会参加システム協議会による新しい社会参加の仕組みの検討
障害者の就労支援	新宿区社会福祉協議会設置の無料職業紹介所への助成 薬王寺保育園跡における就労支援施設の準備室の開設 運営

課題

団塊の世代が退職する時期を目前に控えて、それらの人が社会の担い手として活躍できるシステムを作ることが課題です。このため、平成19年度に、「高齢者の社会参加システムの構築に関する検討結果報告書」に基づき決定したモデル事業を実施します。

障害者の就労支援については、障害者自立支援法においても柱の一つと位置づけられており、より効果的に支援できる体制を整えていく必要があります。このため、支援体制の根幹を担うことができる法人格を持った機関の育成を行うことが必要です。

評価

総合評価	
<p>元気高齢者の社会参加は、いきいき福祉大作戦に多くの方が参加して、高齢者の生きがいづくりに役立っています。</p> <p>高齢者の社会参加システムの構築については、協議会から「高齢者の社会参加システムの構築に関する検討結果報告書」が区へ提出され、これに基づき平成19年度に実施するモデル事業を決定し、計画どおり進んでいます。</p> <p>障害者の就労支援については、薬王寺保育園跡の施設改修を行い、就労支援事業所準備室を開設するなど、概ね計画どおり進行しています。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

高齢者社会参加システムの構築については、提出された報告書に基づき決定したモデル事業を平成19年度に実施します。

また、新宿区の障害者の就労支援を効果的に行うため、(仮称)新宿仕事センターの開設を目指すとともに、その中で就労移行、継続事業を行う事業所として指定を受ける準備を行います。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
高齢者が輝くまちづくり	B	19		
高齢者就業支援事業への助成	B	21		
知的障害者通所授産施設の充実	B	23		

章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	04	子育て支援の推進

目的

子育て支援サービスの質・量の充実に図るとともに子育て家庭のニーズを捉えた使いやすいサービスの実現を目指します。
 子育て家庭を地域で支えあうための機会や場の充実に図ります。

対象・手段

対象：子ども・子育て家庭・子育て支援に関係する区民・事業者等
 手段：子育て支援サービスの内容・提供方法の多様化を促進します。
 子育て支援サービスの総合化と各種サービスの提供主体のより一層の連携を進めます。

施策の方向

すべての子育て家庭が、心にゆとりを持って子育てを楽しむことができるように、多様できめ細やかな支援を行います。
 現代の多様な生活スタイルに対応した保育等のサービスの充実に図っていきます。
 子育てを支援するため、保健・医療、福祉、教育等の連携を強化し、相談・指導を始めとした支援体制の充実に図ります。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
保育園の待機児童解消数		平成15年度4月待機児童数(89人)を基準とした当該年度における待機児童解消数 待機児童発生園数/認可保育園数 = 17		(平成19年度に)	(待機児0人)の水準達成	
子ども家庭サポートネットワークの強化		子ども家庭サポートネットワークにおけるサポートチーム会議開催回数(年間)		(平成19年度に)	(50回)の水準達成	
幼稚園と保育園の連携・一元化の箇所数		幼稚園と保育園の連携・一元化の実施		(平成19年度に)	(2箇所)の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	人		89.00	89.00	
	実績1	人		54.00	57.00	
	目標達成率1 = /	%		60.67	64.04	
	目標値2	回		50.00	50.00	
	実績2	回		40.00	53.00	
	目標達成率2 = /	%		80.00	106.00	
	目標値3	箇所	2.00	2.00	2.00	
	実績3	箇所	0.00	1.00	2.00	
	目標達成率3 = /	%	0.00	50.00	100.00	

主な取組み

保育園の待機児の解消(待機児童数 32人 18年4月現在)
 幼稚園と保育園の連携・一元化(愛日幼稚園・中町保育園の日々の連携、幼保運動会、子ども園条例の制定等)
 子育て相談の充実(保健センターの育児相談 104回実施 1126名参加)
 在宅子育て支援の充実(ファミリーサポート事業 利用件数19005件、ショートステイ協力家庭登録13世帯)
 児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化(戸塚第二小学校内学童クラブ開設)
 子ども家庭サポートネットワークの強化(サポートチーム会議53回開催)

課題

子育て支援サービスのメニューは豊富になったものの、利用者のニーズを捉えた使いやすい内容や実施方法の実現という点では、今後も引き続き改善していくことが必要です。
 効率的で効果的なサービスを実施していくためには区民のニーズを子どもの健全育成の視点で捉え、民間事業者やNPO・ボランティアなど多様な主体と提供体制の協働をおこなっていくことが必要です。
 子育てしやすさを区民が実感できる環境としていくためには、地域みんなで子育てしていける場や機会の一層の充実が必要です。特に、サービスの総合化や情報発信の方法の改善、区民との協働による事業の推進については、新しい試みも多いため、絶えず内容や方法を検証し進めていく必要があります。

評価

総合評価	
<p> 本施策は、子育て家庭のニーズにあった支援の充実を図るとともに、子育てを支え合う地域を目指すことにより、子どもが健やかに育つ環境づくりを行うことを目的とした施策です。 保育園待機児童の解消は、当初計画では受入枠の拡大247名のところ502名まで拡大できました。今後は、多様な保育サービスを地域需要に応じて展開していくことが必要です。 平成17年度から事業開始した幼稚園・保育園の連携は、日々の連携や幼保合同による行事の実施などにより子どもたちが相互に刺激しあい、活動や交流は広がっています。また、四谷子ども園は懇談会や説明会の過程を通じて、保護者、地域の方にも子ども園のしくみを理解していただく中で、園児の入園を決定し、開園することができました。今後とも、幼保の連携・一元化を一層進めていくことが必要です。 保健センターでは妊娠中からの子育ての準備及び産後の子育て期間を通じて保健師が子育て相談に関わり育児不安の解消や軽減に寄与しています。 学童クラブ需要に対応するため、引き続き放課後の子どもたちの安心・安全な居場所が必要となっています。また、保護者の就労形態に関わらず利用できる子どもの放課後の居場所を検討していくことが求められています。 子どもと家庭に関する施策を総合的に推進めるために、子ども家庭支援センターを中心に子ども家庭サポートネットワークを立ち上げ、関係機関が連携して子育て支援に取り組める体制が整備されました。 </p>	B

今後の取組み・改革の方針

今後は、次世代育成支援計画に盛り込んだ内容を中心に、子育て支援策を着実に推進していきます。
 子育て支援の多様な区民ニーズに対応していくため、区は事業者・ボランティアなど様々な担い手と協働し、より使いやすく、役に立つサービスを展開していきます。
 子育て支援のサービスや施設の総合化、ネットワーク化を図っていきます。
 こころの問題や強い育児不安を抱えているなど特に支援が必要な保護者と子どもに対して、状況に応じて関係機関との連携、協働を強化するとともに、専門相談を充実させていきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁		総合評価	頁
待機児童の解消	B	25	幼稚園と保育園の連携・一元化	A	39
子育て相談の充実	B	27	新宿区児童手当	B	41
絵本でふれあう子育て支援	B	29			
在宅子育て支援サービスの充実	B	31			
子ども家庭支援センター機能の強化	B	33			
乳幼児親子の居場所づくり	B	35			
児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化	B	37			

章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開

目的

区民ニーズの多様化に対応して地域における福祉と保健・医療サービスなどの総合的な展開を図ります。

対象・手段

高齢者の入所施設を整備充実するとともに、ショートステイや通所リハビリ等の居宅サービスの充実を図ります。在宅の虚弱な高齢者等に対しては、介護予防教室や機能訓練等の介護予防を目的とした支援を行います。
また、地域包括支援センターにより高齢者の総合的な相談体制の充実を図ります。

施策の方向

介護保険法の改正により、高齢者の介護予防を基本としたサービスが制度化されました。高齢者やその家族が安心して日常生活を送ることができるよう、それぞれ必要なサービスが総合的に提供できるしくみづくりを進めます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
特別養護老人ホームの定員の整備数		区内特別養護老人ホームの整備目標数		(平成22年度に)	450人の水準達成	
延べ参加人数		いきがい対応型デイサービスに参加した年間延べ人数		(平成19年度に)	7,500人の水準達成	
認知症専門相談の結果、生活の質(QOL)が改善されたと思った人の割合		認知症専門相談に来所した家族で、改善されたと思った人/来所者数		(平成19年度に)	70%の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	人	450.00	450.00	450.00	
	実績1	人	270.00	270.00	270.00	
	目標達成率1 = /	%	60.00	60.00	60.00	
	目標値2	人	7500.00	7500.00	7500.00	
	実績2	人	6685.00	7561.00	8915.00	
	目標達成率2 = /	%	89.13	100.81	118.87	
	目標値3	%	70.00	70.00	70.00	
	実績3	%	80.00	75.00	75.90	
	目標達成率3 = /	%	114.29	107.14	108.43	

所管部	健康部
-----	-----

主な取組み

夜間対応型訪問介護・事業者公募(区内に1事業所) 1事業所開設
 特別養護老人ホーム:百人町四丁目国有地を活用した施設整備、矢来町都有地を活用した施設整備
 介護予防教室(認知症予防、低栄養予防、尿失禁予防、転倒予防)の実施 (年間延べ参加人数 18年度3,095人)
 いきがい対応型デイサービスの実施 (年間延べ参加人数 18年度8,915人)
 認知症専門相談・物忘れ相談等の実施
 介護保険の適正利用の促進(不適正な介護保険サービス事業者の実地調査・指導、利用者への給付費通知等)

課題

要介護高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするために、小規模多機能型居宅介護及び認知症高齢者グループホームの整備を進めていく必要があります。
 また、高齢者が地域においてできる限り自立した生活が継続できるよう日常的な健康管理や介護予防に取り組み、介護が必要になったときには必要なサービスが総合的に受けられる仕組みづくりが必要です。
 認知症は加齢と共に罹患率が上昇する疾病であり、今後高齢者人口が益々増加することから、認知症予防の早期発見・早期対応のための普及啓発及び相談の取組みを強化する必要があります。
 また、認知症の方が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送ることが出来るよう、地域の中で支えあうしくみづくりが必要です。

評価

総合評価	
<p>介護基盤整備については、地域密着型サービスのうち夜間対応型訪問介護事業所は整備目標を達成し、特別養護老人ホームは2か所で整備事業が進行しており、概ね順調に進んでいます。しかしながら、小規模多機能型居宅介護の事業所や認知症高齢者グループホームは整備が進みませんでした。 認知症高齢者対策では、普及啓発及び相談回数の増加に努めた結果、認知症専門相談により生活の質(QOL)が改善されたと思った人の割合が増えるなど、一定の成果を得ることができました。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

介護サービスの基盤整備については、要介護高齢者が、在宅生活が困難になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするために、特に地域密着型サービスを提供する事業所の整備を進めていく必要があります。
 介護保険法の改正により制度化された介護予防のための事業を充実させていくとともに、いきがい対応型デイサービス等の介護保険外サービスを組み合わせ、より効果的な事業展開を図っていきます。
 認知症に対する正しい理解の普及啓発や早期発見・早期対応のための体制づくりを図ります。また、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の中で支えあうしくみづくりを進めます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
介護サービス基盤整備の推進	D	43		
介護予防事業の整備	B	45		
自立支援対策の推進	B	47		
認知症高齢者対策の推進	B	49		
地域包括支援センターの整備	B	51		
介護保険利用者保護体制の充実	B	53		
介護保険の適正利用の促進	B	55		

章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり
施策	02	とものつくる福祉の推進

目的

障害者が地域社会の中で、生活を営めるように、障害程度や希望に応じた訓練や生活の場を整備します。地域社会との交流に乏しい一人暮らしの高齢者等を訪問し、安否の確認や話相手になるなどして、高齢者の孤独解消と事故の未然防止を図ります。併せて介護の予防と自立した生活を支援します。高齢者が地域社会の支えあいの中で生活を営めるようなネットワークの推進を図ります

対象・手段

障害者入所施設及び障害者グループホームを区内に設置する社会福祉法人等に対し必要な助成を行います。生活実習所の多目的ルームを利用し3名/日のショートステイ事業を行います。
 地域見守り事業 対象: 65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯
 手段: ボランティアの地域見守り協力が高齢者を訪問し、日常生活の相談及び安全の確認をします。また、より専門的な相談をふれあい訪問・見守り協力員事業推進員が行います。

施策の方向

民間との連携の推進
 行政の責任を明確にしなが、民間における多様な供給主体との役割分担を踏まえた、福祉サービスの充実を図ります。
 参加と協働の推進
 ボランティア活動の支援や福祉教育を通じて、参加と協働による福祉を推進します。新宿区社会福祉協議会のコーディネート(調整)機能を活かし、ボランティア・NPOと協働して地域における見守り、支えあいのネットワークを推進します。

成果指標

指標名		定義	目標水準			
障害者施設、グループホームの区内設置数		心身障害者グループホーム6箇所 心身障害者入所施設2箇所の設置又は設置準備	(平成20)	年度に	(8箇所) の水準達成	
知的障害者・障害児ショートステイの開始		新宿生活実習所多目的ルームを活用した知的障害者・障害児ショートステイ 一日3人	(平成17)	年度に	(100%) の水準達成	
地域見守り対象者数		地域見守り協力が訪問する、地域見守り対象者の数	(平成19)	年度に	(530人) の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	箇所	8.00	8.00	8.00	
	実績1	箇所	3.00	5.00	5.00	
	目標達成率1 = /	%	37.50	62.50	62.50	
	目標値2	人		3.00	3.00	
	実績2	人		3.00	3.00	
	目標達成率2 = /	%		100.00	100.00	
	目標値3	人	640.00	530.00	530.00	
	実績3	人	496.00	491.00	484.00	
	目標達成率3 = /	%	77.50	92.64	91.32	

主な取り組み

重度重複心身障害者グループホーム設置の社会福祉法人に、区有地を有償貸与し建設費の一部助成を行いました。(平成19年4月開設) 区内に身体障害者入所施設を設置する社会福祉法人に対して、平成18年度19年度に建設費の一部助成行います(平成20年6月開設予定) 3人/日の知的障害者・障害児ショートステイ事業を平成17年度から生活実習所内で運営しています。 ボランティアの地域見守り協力員が高齢者を訪問し日常生活の相談等を行い、より専門的な相談をふれあい訪問・見守り協力員事業推進員が行います。新宿区社会福祉協議会に委託して事業を実施しています。

課題

障害者自立支援法により、障害福祉サービスの提供類型が大きく変わりました。グループホームや入所施設についても名称はもとより期待される役割なども変化しています。区にとって真に必要なサービス提供が行えるよう、施設等の運営法人等と継続して調整を行っていく必要があります。

高齢者見守りサービスについては、今後、認知症高齢者の支援や高齢者の孤独死を防止するための地域のささえあいの仕組みづくりを検討していく中で、地域の見守りのあり方を総合的に検討していく必要があります。

評価

総合評価	
<p>本施策は、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障害者が安全に安心して住みなれた地域において生活するために、民間事業者、社会福祉法人やボランティアとの協働により地域における支援体制や福祉サービスを充実させることを目的としています。</p> <p>障害に応じた介助や見守りを受けながら安心して住むことのできるグループホーム設置に対する建設費の一部補助や、区内の心身障害者入所施設への建設費の一部補助について計画通りに進んでいます。</p> <p>地域社会との交流に乏しい一人暮らしの高齢者等を地域のボランティアが訪問し、安否確認及び話し相手になることは高齢者の孤独感解消、介護の予防や自立した生活の支援につながることも、より広範できめの細かい地域の支えあいの仕組みづくりのためにも有意義なものといえます。</p>	B

今後の取り組み・改革の方針

障害者自立支援法により、施設体系では、障害別施設類型ではなくなるほか、グループホームの位置づけも一部変更になるなど、障害福祉サービスの体系が大きく変わりました。このことに伴い、身体障害者療護施設は身体障害者を主たる対象とする入所支援施設として設置することになりました。、すでにある施設について、順次障害者自立支援法に則った障害福祉サービス提供の施設に移行させていくとともに、区内で障害福祉サービスを実施する民間法人などとも十分に情報交換や連携を行い、区民にとって必要なサービスの構築を目指します。

地域のさまざまな団体への働きかけ等により登録ボランティアの拡大を図るとともに、高齢者の地域参画のきっかけづくりや相談相手になるなど、高齢者の生活支援につながるよりきめ細かな見守り体制を推進していきます。また、他の一人暮らし高齢者向けサービスと連携しながら見守り対象者の利用促進を図ります。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
知的障害者・障害児ショートステイの充実	B	57		
心身障害者グループホームの設置促進	B	59		
心身障害者入所施設の設置促進	D	61		
地域見守りネットワークの充実	B	63		

章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	01	学習・教育環境の充実

目的

21世紀を担う子どもたちが、心身ともにたくましく成長するために、家庭、地域と学校の連携を進めるとともに、学校教育及び学校外教育環境の充実を図ります。

対象・手段

対象：子ども、家庭、地域

手段：地域の協力を得て社会体験学習などを実施し、地域の教育力の向上に努めます。

学校教育の充実と教育基盤整備を総合的に推進し、新宿区らしい特色ある教育を目指します。

また、新たな視点に立った就学前教育を推進します。

施策の方向

家庭、地域、学校の連携を基本に子どもの健全な育成を推進していきます。

教育環境の変化に対応した特色のある教育内容・方法の開発、学校図書館の充実など学習環境の整備を図るとともに、学校適正配置の推進、教育環境の改善と充実を図ります。さらに、新たな視点に立った就学前の子ども教育・保育環境づくりを推進していきます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
連携事業後の地域団体の自主的活動数		目標値に対する実施数		(毎) 年度に (100%) の水準達成		
中長期的な視点に沿って特色ある学校づくりに取り組む学校		左記の内容に取り組む学校数		(毎) 年度に (全校) の水準達成		
「学校適正配置のビジョン」に基づく、地域別達成状況(小学校)		小学校全3地区(淀橋地区、四谷地区、牛込地区)の適正配置		(平成19) 年度に (全地区) の水準達成		
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	回	3.00	3.00	3.00	17年度統廃合により2校減になっています。
	実績1	回	3.00	3.00	3.00	
	目標達成率1 = /	%	100.00	100.00	100.00	
	目標値2	校	44.00	42.00	42.00	
	実績2	校	44.00	42.00	42.00	
	目標達成率2 = /	%	100.00	100.00	100.00	
	目標値3	地区	3.00	3.00	3.00	
	実績3	地区	2.00	2.00	2.00	
	目標達成率3 = /	%	66.67	66.67	66.67	

主な取組み

家庭教育学級、家庭教育講座、PTA研修会、地域の教育力を考えるフォーラム、地域の教育力との連携事業の実施、情報誌の発行

少人数学習指導を推進するため、TT(ティームティーチング)及び少人数授業のための教員を配置

幼稚園と保育園の連携・一元化(愛日・中町幼保連携の実施、四谷子ども園の開設)

学校選択制度実施に向けた学校案内冊子や制度周知チラシの発行、学校公開、学校説明会

戸塚・大久保地区中学校の適正配置、四谷地区小学校の適正配置、西戸山地区中学校の適正配置

課題

子どもの健全育成のため、地域や家庭の教育力の向上を支援する取組みの充実や、就学前の子どもの教育・保育の豊かな環境づくりが課題です。

「確かな学力」の定着と個性と創造力を伸ばす教育をさらに進めるため、わかりやすい授業の創造や授業内容を向上させる具体的な取組み、少人数学習指導や学校選択制度等の効果を検証していくことが課題です。

評価

総合評価	
<p>本施策は、家庭、地域、学校の連携を基本に子どもの健全な育成を推進し、教育環境の変化に対応した特色のある教育内容・方法の開発、学校図書館の充実など学習環境の整備を図るとともに、学校適正配置の推進、教育環境の改善と充実を図ることを目的としています。</p> <p>幼稚園と保育園の連携・一元化では、四谷子ども園を開設するとともに、合同研修を通して職員相互の理解が深まり、日常的な連携の取組みにより保護者の安心感・期待感につながっています。</p> <p>家庭や地域の教育力の向上については、保護者自らが主体的に講座の運営に携わり、家庭教育に対する意識の高揚が図られました。また、活動に関わった地域の大人たち同士の連携も増えており、地域の人材育成、地域全体で子どもを育成する意識の向上につなげることができたと評価しています。</p> <p>特色ある学校づくりでは、平成17年度に各校(園)ごとに策定した「特色ある学校づくり教育活動計画」に沿って、経営上の目標を的確に設定しつつ、実践を続けています。予算編成の段階から校(園)長の裁量を拡大する取り組みとして、概ね順調に事業実施できたものと評価しています。</p> <p>少人数学習指導の推進では、個に応じたきめ細かな指導への各学校・保護者からの期待は高く、区の費用負担による講師派遣により指導体制を充実させ、確かな学力の育成に成果をあげています。</p> <p>学校の適正配置計画は、第六次学校適正配置計画を進め、19年度四谷小学校が開校しました。第五次学校適正配置計画については、関係者の協力により計画どおりに進み、20年2月の新校舎竣工に向けて建設工事に着手しました。また、西戸山地区中学校の適正配置は第七次学校適正配置計画が決定し、統合協議会での協議を進めています。</p> <p>心身障害教育の充実では、小学校2校目の通級指導学級の開設に続き、中学校に情緒障害通級指導学級を新設し、小中学校を通じて情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童生徒に専門的な教育の場を設けることができました。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

子どもの「学力」や「学ぶ意欲」の低下に対する不安や議論が展開される中で、「確かな学力」の育成や個性を伸ばす教育の推進が強く求められています。また、子どもたちが家庭や地域で過ごすうえで、家庭や地域が果たす役割は大切さを増しており、学校教育と家庭・地域の教育力がそれぞれの機能を補完しあいながら運営されることが必要です。教育の環境整備の面では、学校の適正配置を更に進め、よりよい教育環境と地域開放にも配慮した魅力ある学校づくりを進める必要があります。今後は、「確かな学力」の育成のため学校の体制づくりを進めるほか、わかりやすい授業の創造と教員の資質・指導力の向上が課題です。学校と家庭・地域の教育力との連携では、地域の人材の掘り起こしや相互連携の円滑化を図るとともに、家庭の教育力向上のため、保護者の学びの機会を拡充することが必要です。また、学校適正配置においては、計画を進める際に計画段階から地域住民の意向を確認する手法を検討していきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁		総合評価	頁
家庭の教育力の向上	B	65	地域学校協力体制の整備	B	79
地域の教育力との協働・連携の推進	B	67	心身障害教育の充実	A	81
特色ある学校づくり	B	69	幼稚園と保育園の連携・一元化(再掲)	A	39
情報教育の推進	B	71	学校適正配置の推進	B	83
少人数学習指導の推進	B	73	学校施設の計画的整備	B	85
確かな学力推進員の配置	A	75	学校施設の改修	B	87
学校図書の実	B	77	学校施設の改善	B	89

章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	02	開かれた学校づくり

目的

児童、生徒や地域の実態を踏まえた教育活動を行い、適切な学校運営を行うため、地域に開かれた学校づくりを積極的に推進します。また、国際的視野を持ち、我が国や諸外国の伝統や文化についての理解を深め、進んで国際社会に参加する態度を養います。

対象・手段

対象：地域、子ども

手段：学校評価（自己評価・外部評価）の公表や学校情報の公開を積極的に行います。また、学校評議員制度により、地域の意見を学校運営に反映させていきます。

小中学校に外国人指導員を配置し、国際理解教育の推進します。また、外国人児童・生徒に対し日本語指導等の適応指導を行います。

施策の方向

保護者や地域がともに学校をつくる仕組みづくりを推進し、児童、生徒や地域等の実態を踏まえた、教育活動と適切な学校運営を行っていきます。

国際社会に生きるため、児童・生徒に国際的視野を持たせ、コミュニケーション能力などを育成します。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
自己評価の公表率		小、中、養護学校全校における自己評価の保護者・地域へ結果公表率		(平成19年度に)	(100%)の水準達成	
外国人英語指導員を活用して英語教育の推進に取組む学校数		区内小中学校全校中の実施校数		(毎年度に)	(全校)の水準達成	
				()年度に	()の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	%	0.00	100.00	100.00	17年度統廃合により2校減になっています。
	実績1	%	0.00	57.14	90.40	
	目標達成率1 = /	%		57.14	90.40	
	目標値2	校	43.00	41.00	41.00	
	実績2	校	43.00	41.00	41.00	
	目標達成率2 = /	%	100.00	100.00	100.00	
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

主な取組み

開かれた学校づくり(学校評価の実施、学校評議員制度の運営)
 日本語適応指導
 小学校国際交流学習
 外国人英語教育指導員の配置

課題

学校は学校公開等を積極的に行うのみならず、区民から学校運営等について適切な評価を受けるため、学校評議員の活性化と、自己評価・外部評価を含む学校評価制度を総合的に検証する視点が必要です。
 国際理解教育の推進においては、小学校で外国人交流が定着していることから、日常的に児童と接する担任の英語に関する指導力の向上や発育段階に応じた英語教育指導体制の研究を行う必要があります。

評価

総合評価	
<p>学校評価については、外部評価の公表が全学校で実施されるなどの成果をあげています。また、学校公開や情報公開の積極的な活用や学校評議員の導入による地域の意見を学校運営に反映させる制度が着実に定着し、地域に開かれた学校づくりに成果を挙げてきました。</p> <p>子どもを国際性をもった豊かな人間として育てるために、国際理解教育の推進を図り、併せて外国人児童・生徒に対し日本語指導等の適応指導を行うことを目的としていますが、概ね成果をあげていると評価しています。今後は、施策の成果を検証し、さらに積極的に推進することが必要です。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

より地域に開かれた学校づくりを行うため、公募による学校評議員の拡充するなど制度の運用を改善していきます。また、学校評価の新しいシステム作りとして、学校評議員との連携や内部評価と外部評価の更なる活用など、中長期的に取り組んでいきます。

小学校全校で実施している英語活動については、中学校教育との円滑な接続のための教育プログラムなど、その実施方法を含め、研究していきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
開かれた学校づくり	B	91		
国際理解教育の推進	B	93		

章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	03	生涯学習、スポーツの条件整備

目的

人生80年を前提に区民が充実した生涯を送れるように、区民各世代の学習意欲に応え、生涯学習活動、スポーツ活動などの場と機会の確保、充実を図ります。

対象・手段

対象：区民

手段：生涯学習、スポーツ活動の場と機会の確保、充実を図ります。

人々が社会や地域で学んだことを、地域で生かせる環境を整備します。

身近な地域で学習・スポーツ活動ができ、それを通して地域づくりに参画できる仕組みをつくります。

施策の方向

区民がいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習の推進を図ります。また、スポーツ施設の整備や学校体育施設の開放を推進するとともに、民間との協力関係を促進し、スポーツ活動の場と機会の拡充を図ります。

一人ひとりの自主的な学習、スポーツ活動の促進を図るとともに、グループの育成やグループ間の交流を推進します。

図書館資料や施設の充実等を進めて、図書館機能の強化を図るとともに、各種図書館との協力・連携体制を確立し、区民の自主的、主体的学習を支援します。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
各課が提供する講座数の総数		前年度講座総数実績からの増加数		(毎) 年度に		
				(5講座増)	の水準達成	
文化等学習支援者バンク登録者		文化等学習支援者バンク登録者数		(平成19) 年度に		
				(250人)	の水準達成	
区立図書館の子どもの利用登録率		区立図書館に利用登録している子どもの割合		(平成19) 年度に		
				(小学生以下)	の水準達成	
				(65%)		
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	講座	104.00	101.00	103.00	
	実績1	講座	96.00	98.00	117.00	
	目標達成率1 = /	%	92.31	97.03	113.59	
	目標値2	人	250.00	250.00	250.00	
	実績2	人	99.00	128.00	157.00	
	目標達成率2 = /	%	39.60	51.20	62.80	
	目標値3	%	65.00	65.00	65.00	
	実績3	%	54.00	59.40	50.00	
	目標達成率3 = /	%	83.08	91.38	76.92	

主な取組み

職員の地域派遣事業(ふれあいトーク宅配便)の実施
 屋外運動場や民間運動施設を活用したスポーツ活動の場の確保
 生涯学習指導者・支援者バンクの充実
 総合型地域スポーツ・文化クラブの育成
 「新宿区子ども読書活動推進計画」の推進

課題

区民の学習やスポーツ活動への要求に応じていく中で、学習の成果を地域づくりにつなげ、区政への関心喚起や区政への参画意識の向上を図ることが重要です。

職員の地域派遣事業では区民のニーズにあった魅力ある講座メニューの充実が必要です。また、民間運動施設等の活用により区民の身近な場所に新たなスポーツの場の確保が必要です。

学校施設を活用した総合型地域スポーツ・文化クラブの育成を支援する人材として活用するため、生涯学習指導者・支援者バンクの登録者数や活動範囲を拡大する必要があります。

評価

総合評価	
<p>本施策は、区民が充実した生涯を送れるように、区民各世代の学習意欲に応え、生涯学習活動、スポーツ活動の場と機会などの条件整備を進めることを目的としています。</p> <p>職員の地域派遣事業は、派遣実績、受講者数は前年度と同様の実績をあげ、区民の区政への関心や地域課題等の知識を深めるきっかけとなっていると評価しています。</p> <p>スポーツ活動の場の確保については、運動広場を確保することの必要性は高いと考えますが、区内で新たな運動広場を確保することは困難です。学校施設・学校跡地の活用を視野に入れたスポーツの場の確保を図っていく必要があります。</p> <p>生涯学習指導者・支援者バンクは、通年での登録周知や積極的な事業関与の呼びかけを行なったことで登録者の増加とともに活用実績も向上し、効果をあげました。</p> <p>総合型地域スポーツ・文化クラブについては、区内全地区にスポーツ交流推進委員会が発足し、全地域で活動が行なわれるようになっていきます。</p> <p>「新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき「子ども読書活動推進会議」との協働による普及啓発を行っており、子どもが自主的に読書活動ができる環境整備が進んでいます。さらに平成18年5月に「こども図書館」が開館し、新宿区の子どもの読書活動のセンターの機能を持つことで、より子どもたちの読書活動を支援しています。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

職員の地域派遣事業については、区民ニーズに応える豊富な講座メニューを揃え、各課最低1講座体制の実現を目指し、より多くの団体に利用されるよう周知と充実を図っていきます。また、スポーツ活動の場の確保については、学校施設開放のあり方や学校跡地の活用等も視野に入れながら検討していきます。

総合型地域スポーツ・文化クラブは、学校施設開放事業を再編し、関連組織等との連携・融合・統合を進めていきます。また、生涯学習指導者・支援者バンクの充実を図ることで、クラブの育成を支援する人材として活用していきます。

「新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき、引き続き数値目標の達成に向けて努力するとともに、こども図書館を拠点に学校・地域との連携を図っていきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
職員の地域派遣事業の推進(ふれあいトーク宅配便)	B	95		
屋外運動場や民間運動施設を活用したスポーツ活動の場の確保	B	97		
生涯学習指導者・支援者バンクの充実	B	99		
総合型地域スポーツ・文化クラブの育成	B	101		
子ども読書活動の推進	B	103		

章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	02	個性ある地域文化づくり
施策	01	地域文化活動の活性化

目的

区民が、自分が住み暮らすまちやまちの歴史・文化に誇りと愛着を持ち、まちづくり等に関わっていく様々な行動の中から、まちの文化が生まれ、育まれていきます。
 区内の、歴史・文化資源を再発見し、広く情報発信をする施策を推進することで、懐が深く、活力に満ちた、文化の薫るまちを実現します。

対象・手段

区民が、低廉かつ気軽に文化・芸術が体験できる機会を提供します。
 区民に、身近な歴史・文化資源を発掘し、情報を提供してもらい、データベース化して、情報の共有化を図ります。
 文化観光ルートを整備して、観光情報を積極的に発信し、来街者を増やし、地域の活性化を図ります。
 区内の自主文化活動団体の育成を推進します。
 新宿文化センターの修繕を行い、区内の文化・芸術活動の核として引き続き活用します。

施策の方向

文化・芸術を体験できる機会の多様化を図り、区民の文化・芸術に対する関心を更に高めていきます。
 提供した情報から新たな歴史・文化資源が発掘されるように、文化・歴史資源の情報提供を強化していきます。
 新宿区全体で文化・観光を発信するための行政と関係機関の協働の推進体制を整備します。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
文化体験プログラムの参加団体数		文化体験プログラムの各プログラムを行った団体の数		(平成19年度に)	(10団体) の水準達成	
観光案内標識の設置数		観光案内標識の設置数		(平成18年度に)	(10基) の水準達成	
観光パンフレット(日本語版)配布数		パンフレット配布数		(平成18年度に)	(30,000枚) の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	団体		10.00	10.00	観光案内標識については、平成18年度で事業完了。
	実績1	団体		10.00	9.00	
	目標達成率1 = /	%		100.00	90.00	
	目標値2	基		5.00	10.00	
	実績2	基		3.00	15.00	
	目標達成率2 = /	%		60.00	150.00	
	目標値3	枚			30,000	
	実績3	枚			32,015	
	目標達成率3 = /	%			106.72	

主な取組み

9種の文化体験プログラムを実施し、気軽に文化芸術を体験できる機会を提供しました。
 地域文化の発掘については、対象を歴史・文化資源等から地域のお宝へと広げて、進めました。
 観光パンフレットの作成、観光案内標識の設置、観光モバイルサイトの運営により、広く文化観光情報を発信するとともに、地域ブランドのコンセプトイメージ及びPR支援施策の検討を行いました。
 文化・観光施策を総合的に推進するため、文化観光関連団体と、文化・観光施策の推進体制について意見を交換しました。

課題

地域文化の発掘：区民からの情報について、既知の文化資源に関するものが少なくなかったため、新たな発掘を促進する取組みが必要です。
 文化・観光ルートの整備：地域・産業のブランド化を促すためには、新宿区の持つ多様性という魅力を損なわないような方法を検討し、個々のプロダクト(商品)ブランドの品質管理等を徹底させるなど、リスクマネジメントを指導・強化できるような体制づくりを促すことが必要です。
 文化・観光施策推進体制の整備：文化・観光施策を推進するために総合的に推進できる組織のあり方の検討が必要です。

評価

総合評価	
<p>本施策は、区民が区内の様々な文化資源に出会い、まちを知ることにより、まちへの愛着と誇りを育むことを促進することで、活力に満ちた、文化の薫るまちづくりを目的とするものです。 観光案内標識の設置数、観光パンフレット配布数などの成果指標は、目標値を達成しています。 また、文化体験プログラムは、前年度までの国の補助がなくなった中で、地域文化団体との協働等の工夫により9プログラムを実施することができ、多くの区民の参加を得られ、アンケートにおいても、満足度は高いという結果が出ました。以上のことから、事業は概ね計画どおりに進行し、事業の成果が得られたと評価しています。 さらに地域における文化・芸術活動を活性化するため、文化・芸術的な体験をした区民が家族や友人を誘う、また、身近な歴史・文化資源を知った区民が新たな歴史・文化資源を発掘するというように、裾野の広がるように、施策を進めていきます。 また、観光は、他産業への波及効果も期待できることから、今後の展開としても引き続き観光施策を継続し、地域経済の活性化を図る仕組みとしていくことが必要です。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

地域の文化・観光資源を発掘し、価値を高め、発信するなどの各事業について、事業を連携させて効率的・効果的に実施するとともに、個々の事業についても更なるレベルアップを行うことで、事業効果を高めていきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
文化体験プログラム事業の展開	B	105		
文化・観光施策の推進	B	107		
文化・芸術活動への区民参加の促進	B	109		
新宿文化センターの整備	B	111		

章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	02	個性ある地域文化づくり
施策	02	文化資源の保護と文化環境づくりの推進

目的

歴史、民俗を始めとする各種の文化資源を有機的にネットワーク化し、その保全と活用を図るとともに、文化を継承し創造する環境づくりを進め、地域文化の向上を図ります。

対象・手段

対象：文化資源

手段：博物館については博物館友の会の推進及びその充実を図ります。

既設ミニ博物館7館の一層の活性化とそのためへの整備を図るとともに、新たな開設館を整備します。

施策の方向

歴史博物館の郷土資料の整備や展示の充実及び講座等への区民参加を進めて、郷土の歴史と文化に対する区民の理解を深め、地域文化の向上を図ります。

地域の文化資源の活用とともに景観の向上等、美しいまちづくりを推進し、文化環境の整備を図ります。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
一般友の会会員登録数		一般友の会登録状況		(平成19年度に)	160人の水準達成	
ミニ博物館開館状況		ミニ博物館開館達成率		(平成18年度に)	8館開館運営の水準達成	
				()年度に	()の水準達成	
施策の達成状況						
	単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
施策 成果 指標	目標値1	人		160.00	160.00	
	実績1	人		206.00	241.00	
	目標達成率1 = /	%		128.75	150.63	
	目標値2	館	8.00	8.00	8.00	
	実績2	館	7.00	7.00	7.00	
	目標達成率2 = /	%	87.50	87.50	87.50	
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

主な取組み

歴史博物館の充実(こども友の会と一般友の会の推進・充実、林芙美子記念館への解説ボランティアの登録・活用)
文化環境づくりの推進(既設ミニ博物館の一層の活性化と整備、新館1館の計画)

課題

すでに博物館友の会や林芙美子記念館解説ボランティア活動が定着しつつあり、さらに参加・協働型博物館運営に向けた取組みを進める必要があります。

ミニ博物館を、まちづくりや文化・観光施策に積極的に位置づけられるようにするとともに、文化資源の魅力をより有効に活用していく必要があります。

評価

総合評価	
<p>本施策は、博物館友の会の推進により新宿区の歴史文化を継承するとともに、ミニ博物館の充実と推進により、区内に存する歴史、民俗を始めとする各種の文化資源をネットワーク化し、その保全と活用を図ることを目的としています。この間、新宿区の地域文化の向上を図るための基盤整備を進めることができたことと評価しています。</p> <p>こども友の会と一般友の会とともに、すでに具体的な活動が進められ、区民に開かれた博物館への環境が整備されてきています。こども友の会は、歴史・文化の学習を通じて子どもの考える力や生きる力を育む教育的効果が期待できるとともに、次世代に郷土の文化と歴史を正しく継承させる意義も大きいです。</p> <p>ミニ博物館は、区内の文化資源を再評価し、これをもとに区内の文化環境を整備するという貴重な役割を果たしてきたと評価しています。今後も、ミニ博物館の活性化を進めることで、新宿区の新たな魅力を伝えることができ、文化・観光施策の一つとして位置づけられることが期待できます。新館開館はセキュリティに関する重大な事項のため条件が整うまで延期となりましたが、既存館展示施設改修の条件整備や新たな活性化策についての検討を行いました。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

協働と参画による、より区民に開かれた博物館運営を実現するためには、こども友の会及び一般友の会の活動を継続・発展させ、協働のパートナーとしても位置づけられるよう、博物館の経常的本来業務として位置づけ、推進していきます。

ミニ博物館については、既存館の展示施設改修整備を進めるとともに、ミニ博物館を文化・観光施策の一つとして積極的に位置づけられるようにしていきます。また、各博物館の新たな魅力を伝え、活動をより活性化させていくために、各博物館の持ち主とも十分な連携を図っていきます。これらの施策に関しては要綱を新たに整備し、継続的な事業として遂行していくため事業を経常化していきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
博物館友の会の推進	B	113		
ミニ博物館の充実及び推進	B	115		

章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	03	ふれあい、参加、協働の推進
施策	01	コミュニティ活動の充実と支援

目的

地域における様々なコミュニティ活動を支える場と機会の充実を図ります。
 区民を始めNPOなどの新しい市民組織やボランティア、地域で活動する企業など様々な活動主体の協働による地域問題等についての主体的な取組みを支援します。

対象・手段

地域におけるコミュニティ団体から提案された地域イベント・地域活動及び地域センター事業を支援することにより、地域交流を促進し住民主体の活動の充実を図ります。また、NPO等との協働事業や活動を促進するため、協働の過程で生じる具体的な問題を協議する場として「協働支援会議」の運営と、協働推進基金によるNPOへの財政支援を推進します。

施策の方向

IT機器等も活用し、地域の情報を提供していく中で、地域の課題を区民自らが考え、解決に向けて主体的に取り組むための協働の仕組みづくりを推進します。また、ボランティアやNPO等と地域活動との連携を図る等、住みよい地域社会づくりを支援します。

地域における区民の参加と交流、協働に向けた地域団体相互の連携の促進、交流と参加の場としての地域センターの活性化、コミュニティ活動への支援を計画的に進めます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
協働カレッジの開催		協働カレッジの受講終了者人数		(平成19年度)	100名	
公募制自主事業数		自主事業の数		(平成19年度)	20件	
事業参加者数		自主事業参加者数		(平成19年度)	6855人	
施策の達成状況						
		単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考
施策 成果 指標	目標値1	人		100.00	100.00	17年度35人 18年度70人 19年度100人
	実績1	人		37.00	88.00	
	目標達成率1 = /	%		37.00	88.00	
	目標値2	件	20.00	20.00	20.00	
	実績2	件	21.00	11.00	32.00	
	目標達成率2 = /	%	105.00	55.00	160.00	
	目標値3	人	6855.00	6855.00	6855.00	
	実績3	人	4441.00	5085.00	15034.00	
	目標達成率3 = /	%	64.78	74.18	219.31	

主な取組み

NPO活動資金助成の実施及び協働推進基金の趣旨普及
 趣旨普及として協働推進基金「NPO活動資金助成事業の案内」冊子作成
 地域リーダー養成講座「協働カレッジ基礎・ステップアップ講座」を開催
 協働事業提案制度及び協働事業評価制度導入に向けての検討・実施
 公募制自主事業の拡充の検討・実施

課題

区民ニーズへの対応と地域の実情に即した課題に取り組むためには、先駆性・専門性を持ったNPOをはじめとする地域を支える多様な主体との協働が必要です。そのためには、NPOをはじめとする地域の様々な活動団体とのネットワークをつくり、協働・参画を進めるとともに多くの区民等、地域の方々の地域参加を促進するため、今後、更に地域を支える新たな人材発掘と地域リーダーの養成を図っていく必要があります。

評価

総合評価	
<p>本施策は、区の協働事業の仕組みを整え地域との協働を推進するとともに、地域センターを基点とした地域活動やコミュニティ活動を支援、促進するための環境整備を行うものです。後期基本計画期間においては、今後の新宿区と地域との関係を協働という視点からまとめた「新宿区・地域との協働推進計画」を策定し、具体的な取組みが実践されたことは、新宿区のコミュニティ施策の展開とこれからの協働と参画を進めていくうえで、大きな一歩を刻んだものと評価しています。</p> <p>NPOなどの多様な主体による協働環境の整備とその取組みは、協働と参画によるまちづくりの実現において、とても重要です。地域課題の解決の担い手としてのNPOなどが地域に根ざした組織としてNPO同士及びNPOと地域との連携を深め具体的な課題に対応できるように、NPOのネットワーク化、協働カレッジの開催などの取り組みは一定の成果を上げてきましたが、今後更に環境を整備することが必要です。その意味では、協働事業提案制度や協働事業評価制度の導入により、多様な主体との協働による事業を選定し、第三者機関による協働事業評価が実施できたことは、協働と参画を推進するうえで意義のあることです。今後、この取組みを推進し、協働と参画によるまちづくりの実現に結びつけていきます。</p> <p>地域協働事業への支援といった視点からは、地域行事・イベントへの支援を通じて、コミュニティ活動の活性化と地域における連帯感の醸成に、一定程度寄与できたものと評価しています。今後も地域で活動している団体が行うコミュニティ事業を助成することにより、地域コミュニティの醸成を図ることは重要であり、多様な団体の参加や機会を確保することになります。</p>	A

今後の取組み・改革の方針

多様できめ細かな区民ニーズへの対応と地域の実情に即した課題への取組みには、地域を支えるNPO等多様な主体との協働が必要です。そのためには、NPOなどの多様な主体の財政基盤を強化しながら、実効性のあるネットワーク組織を確立し、協働事業提案制度などの具体的な仕組みを拡充して区との協働の事例を積み重ねることにより、NPOなどの社会貢献活動に対する多くの区民の理解を深めるとともに、地域を支える新たな人材の発掘と地域リーダーの養成を図っていきます。自主事業への支援を広く周知させることにより、地域でのコミュニティ活動団体を掘り起こし、地域コミュニティ活動への参加者を増やしていきます。その取組みとして、補助事業などの地域イベント情報を「新宿区民活動支援サイト(仮称)」等により発信させるとともに、地域協働事業の審査会に地区協議会委員等を参加させることにより、公平性、透明性を向上させ、より多くの地域住民が参加・協働する機会を作っていきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
NPO等との協働の環境づくりの推進	A	117		
地域協働事業への支援	B	119		

章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	03	ふれあい、参加、協働の推進
施策	02	コミュニティ施設の充実と利用の促進

目的

地域における様々なコミュニティ活動を支える場と機会の充実を図ります。

対象・手段

対象:区民、各種団体、NPO、ボランティア等

手段:コミュニティ活動の拠点としての地域センターを整備します。

対象:四谷第四小学校跡地を地域のひろばとして活用

手段:ひろばづくりにあたっては、地域の方が自主的・主体的に企画・立案の段階から参画し、運営するという、参加と協働によるひろばづくりのモデル事業とします。

施策の方向

特別出張所(10箇所)の単位で地域センターを整備し、地域のコミュニティ活動を支える場と機会を充実し、地域の連帯・自治意識の醸成を図ります。

また、ひろばづくりにあたっては、地域の方が自主的・主体的に企画・立案の段階から参画し、運営するという、参加と協働によるひろばづくりのモデル事業とします。

成果指標

指標名		定義			目標水準	
地域センター整備達成率		10特別出張所でセンター化された割合			(平成21年度に)	100%の水準達成
地域センター利用率		地域センター利用率			(平成21年度に)	70%の水準達成
地域の検討会(四谷ひろば運営協議会準備委員会)の設置・開催		平成18年度 6回開催			(平成18年度に)	6回の水準達成
施策の達成状況						
		単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考
施策 成果 指標	目標値1	センター	10.00	10.00	10.00	
	実績1	センター	8.00	8.00	8.00	
	目標達成率1 = /	%	80.00	80.00	80.00	
	目標値2	%	70.00	70.00	70.00	
	実績2	%	63.90	66.50	66.00	
	目標達成率2 = /	%	91.29	95.00	94.29	
	目標値3	回		6.00	6.00	
	実績3	回		6.00	6.00	
	目標達成率3 = /	%		100.00	100.00	

主な取組み

落合第二地域センターは、平成19年6月の地域センター開設に向けて、管理運営委員会を立上げ、各種規程の策定、事業計画、予算案の作成、事務局職員の採用など順次進めます。また、建設工事・設備工事の工程において、近隣対策や環境対策を行い、地域(近隣者)の理解を得られるようにします。

(仮称)戸塚地域センターは、建設準備会で施設構成等基本計画案を決定します。

平成18年10月に四谷ひろば運営協議会準備委員会を設置し、施設跡地の活用の方向性・運営方法など検討します。

課題

落合第二地域センターは、地域の方で組織された管理運営委員会が指定管理者として管理代行することになりました。管理運営委員会がしっかりと地域センターを管理運営できるように、体制作りの支援を行う必要があります。

(仮称)戸塚地域センターは、建設準備会で決定した基本計画案を踏まえた基本・実施設計案について、地域住民の合意形成に努める必要があります。

平成19年度中の施設利用開始に向けて、ひろば事業を運営する地域住民を主体とした運営協議会を設置し、具体的な事業計画の策定等の準備を進めていく必要があります。また、耐震工事等の施設整備を行う必要があります。

評価

総合評価	
<p>落合第二地域センターは、建設工事・設備工事について各種対策を行い、近隣者の理解を得ながら竣工することができました。(仮称)戸塚地域センターは、平成19年3月に課題であった東京都市計画公園の変更が決定され、施設内容の検討においても基本計画案が建設準備会において決定されました。</p> <p>このように、両施設とも計画通りに進捗しており、21年度には全ての地域に協働の核となる地域センターが設置され、地域の方が気軽に集え、交流できる場を提供することで地域の連帯・自治意識の醸成に寄与することが期待できます。</p> <p>四谷ひろば運営協議会準備委員会において、地域住民による地域貢献活動の場・世代を超えた交流の場としての活用が検討されています。幅広い地域団体からボランティアを募り、大勢の方が運営に携わっていく仕組みが検討されており、ともに支え合い助け合う都市型コミュニティの創出や新たな交流と活力が生まれることが期待できます。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

落合第二地域センターは、19年6月の開設に向けた準備を進める一方、管理運営委員会による地域センター事業を支援していきます。(仮称)戸塚地域センターは、建設準備会で決定した基本計画案を踏まえた基本・実施設計案について、地域住民の合意形成が図れるように取組みます。さらに、全地域センターでは指定管理者制度の移行や、利用区分の細分化など、柔軟な管理運営、利用促進に向けた取組みが進んでいますが、その効果や影響等について、地域センター指定管理者の評価委員会を通じて検証していきます。

平成19年度中に地域のひろばとしての施設利用が開始できるよう、ひろば事業を運営する地域住民を主体とした運営協議会を設置し、具体的な事業計画の策定等の準備を進めていきます。また、耐震工事等の施設整備を行います。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
学校跡地を活用したひろばづくり	B	121		
地域センターの整備	B	123		

章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	04	男女共同参画社会の構築
施策	01	男女平等のための意識づくり

目的

男女共同参画社会の実現を目的として、講座等により啓発活動を充実させます。

対象・手段

区内在住、在勤、在学者、地域団体、事業者を対象とした講座等(シンポジウム、性と生の講座、エンパワーメント講座、パートナーシップ講座、講師派遣)を実施します。

施策の方向

男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合い、ともにあらゆる分野に参画できるような意識の浸透を図ります。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
啓発事業参加者数		参加者数/16年度参加者の2割増		(平成19年度に16年度の2割増)	の水準達成	
啓発事業参加者の評価		アンケートの肯定回答数/全体回答数		(平成19年度に100%)	の水準達成	
				()	年度に	
				()	の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	%	732.00	732.00	732.00	
	実績1	%	610.00	739.00	608.00	
	目標達成率1 = /	%	83.33	100.96	83.06	
	目標値2	%	100.00	100.00	100.00	
	実績2	%	87.60	92.20	88.20	
	目標達成率2 = /	%	87.60	92.20	88.20	
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

所管部	総務部
-----	-----

主な取り組み

男女共同参画シンポジウム 1回 110人
 性と生の講座 3回 151人、エンパワーメント講座 4回128人
 パートナーシップ講座 3回 87人
 講師派遣 5回 132人

課題

今後も若い世代など新たな参加者を増やしていくため、常に社会情勢や区民ニーズの変化・多様化を捉えた事業を考え
 ていく必要があります。また、区民が男女共同参画についてより深く学ぶために、講座の企画・運営を区民との協働により
 行う機会を増やしていくことが必要です。

評価

総 合 評 価	
<p>本施策は、男女共同参画社会の構築に向け、啓発活動等を通して、男女平等のための意識作りを行うも のです。女性の社会進出が各分野で進むなど、社会全体の環境の変化ともあいまって一定の成果をあげて いるものと評価しています。しかし、一方では、未だ男性を優位とする意識も根強くみられる面もあるため、 今後とも地道に継続して男女平等に向けた意識づくりを進めていくことが必要です。</p> <p>意識啓発を目指した各種講座の効果を検証するために、講座開催時にはアンケートを実施し、次の講座 に役立てています。18年度は、シンポジウムの参加者が少なかったため参加者総数は減少しましたが、エ ンパワーメント講座の「セルフ・コーチング」や性と生の講座「見た目は不平等？」で、従来少なかった若い世 代が多く参加するなど目に見える成果があげられました。今後は企画段階からの区民との協働をより一層推 進し、区民ニーズを取り入れていく工夫をしていくことが必要です。</p>	B

今後の取り組み・改革の方針

シンポジウム及びパートナーシップ講座については従来から区民との協働により開催してきましたが、その他の講座にも
 区民による企画・運営を取り入れることで、社会情勢の変化や区民のニーズを反映させるとともに、区民が男女共同参画を
 より深く学ぶ機会を増やします。また、男女平等や男女共同参画の意識調査を行い、その結果を今後の事業に反映させて
 いきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
男女共同参画への啓発活動の充実	B	125		

章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	04	男女共同参画社会の構築
施策	02	あらゆる分野における男女共同参画の促進

目的

女性が十分に能力を発揮し、区政における政策形成をはじめ、働きやすい職場づくりなど社会のあらゆる分野に女性が参画しやすい環境整備を進めます。

対象・手段

対象：社会一般

手段：新宿区男女平等推進計画に掲げた「審議会等において一方の性が40%を割らないこと」を目標に、男女共同参画行政連絡推進連絡会議を通して登用計画を策定し、比率調査を実施しています。また職員についても、全庁的に意識改革を促進しています。区内事業者に対する取組みとして、男女の参画状況及び次世代育成支援に関するアンケート調査を実施し、男女共同参画や働きやすい環境・職場風土づくりについての啓発を行っています。

施策の方向

政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

区内事業者に対して、啓発の一環としてアンケート等による男女共同参画の推進

成果指標

指標名		定義		目標水準		
審議会における女性委員の割合		審議会等における女性委員の配置及び委員比率の達成率		(平成19年度に)	(40%)の水準達成	
全係長級職員に占める女性係長級職員数		全係長級職員に占める女性係長級職員の割合		(平成19年度に)	(33%)の水準達成	
女性が働きやすい環境・職場風土づくりを推進している事業者		女性が働きやすい環境・職場風土づくりを推進している事業者の割合		(平成19年度に)	(80%)の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	%	40.00	40.00	40.00	<実績1> 18年度 10/1現在
	実績1	%	36.10	36.70	35.40	
	目標達成率1 = /	%	90.25	91.75	88.50	
	目標値2	%	34.00	36.00	33.00	<目標値2、実績2> 保育園長含む 事務系のみでは18%(H18.4)
	実績2	%	31.50	32.40	31.80	
	目標達成率2 = /	%	92.65	90.00	96.36	
	目標値3	%	80.00	80.00	80.00	<実績3> 平成18年度調査は調査項目を 変更し実施したため比較できな い。推進事業者30.10% 達成 率37.63%
	実績3	%	70.20	72.20		
	目標達成率3 = /	%	87.75	90.25	0.00	

主な取組み

審議会等における女性委員の比率調査を実施しました。(平成18年10月1日現在、女性委員の比率35.4%、女性委員のいる審議会81.6%)

職場における男女共同参画の推進として、300人の職員に対しセクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を行いました。

区内の事業者に対し、男女共同参画状況等に関するアンケート調査を実施しました。調査数1,000社、回答162社。

課題

審議会等における女性委員の登用に関しては、職務指定、団体推薦があるものは女性の登用が困難な面があります。職員を対象としたセクシュアル・ハラスメントについてのアンケートでは、防止規定の認知度が低いことや何がセクシュアル・ハラスメントになるのか、その基準を明確にすることなどが課題であることが分かりました。

事業者への男女共同参画の促進としては、16年度から啓発を兼ねたアンケート調査を行ってきました。18年度は1,000社を対象にアンケートを行い、回収率は16.2%でした。啓発という面では多くの事業者を対象にすることができましたが、回収率が低いこと正確な実態の把握までには至りません。そのため、アンケート方法の検討や事業者に直接働きかけるための新たな取組みが必要です。

評価

総合評価	
<p>本施策は、男性も女性も、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が保障され、多様な選択肢の中で自己実現を追及できる社会、それぞれの能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指したものです。</p> <p>女性の参画の促進では、男女平等推進計画の中で「審議会等において一方の性が40%を割らないこと」を目標とし、女性委員の登用を積極的に推進してきました。審議会等における女性委員の比率は国の31.3%(平成18年9月末現在)、東京都の21.4%(平成18年4月1日現在)、特別区平均の29.1%(平成18年4月1日現在)に対し、新宿区は35.4%(平成18年10月1日現在)となっており、着実な成果があげられているものと考えます。しかしその一方で、職務指定や団体推薦の委員について、もともと女性が少ないため女性委員の登用が困難な審議会もあります。</p> <p>職員の意識改革については、男女共同参画行政推進連絡会議を通し全庁的に推進していますが、係長や管理職に占める女性の割合はあまり増加していません。今後も引き続き職員が能力を発揮し、政策決定過程に参画できる、働きやすい職場環境づくりのための働きかけを行っていきます。</p> <p>区内の事業者に対しては、今年度は東京商工会議所新宿支部との連携により、同支部加入事業者から1,000社を抽出し、働きやすい職場環境、風土づくり、仕事と家庭の両立支援を推進していくために、啓発を兼ねた男女の参画状況に関するアンケート調査を実施しました。一度に多くの事業者に啓発することはできましたが、アンケートの回収率が低く、正確な実態把握には至らなかったため、この結果を踏まえ再度アンケートの方法やアンケート以外の働きかけを検討する必要があります。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

審議会等における女性委員の比率や登用計画については、今後も目標に向けて、女性の参画を促進するとともに、人材に関する情報についても積極的に収集に努めます。

職員への取組みとしては、男女共同参画行政推進連絡会議を通して全庁的に推進するとともに、各職場においても日常業務の中で職員への意識改革の働きかけを行ない、男女とも能力を発揮できる働きやすい職場づくりを進めます。

区内事業者に対する男女共同参画の促進については、アンケート調査の規模を拡大し、区内事業者の男女共同参画に関する現状の把握と課題の抽出を行い、今後の具体的な取組みにつなげていきます。また、アンケート調査以外に、新たな事業者への働きかけとして「ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定制度」を実施します。さらに、国や東京都の関係機関と連携し、男女雇用機会均等法の改正など、事業者が必要な情報を提供していきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
女性の参画の促進	B	127		
職場における男女共同参画の推進	B	129		

章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	04	男女共同参画社会の構築
施策	03	家庭生活を男女がともに担うための支援

目的

固定的な性別役割分業にとらわれず、男女がともに家庭生活における責任を果たすための意識づくりを推進します。

対象・手段

対象:社会一般

手段:男女共同参画のための啓発誌「しんじゅくフォーラム」を発行します。

施策の方向

家庭生活における男女平等観の育成と支援策の推進

成果指標

指標名		定義		目標水準		
家庭における男女平等観		区政モニターアンケートで、「家庭生活で平等である」との回答割合		(平成19年度に)	() 年度に	
				(60%)	の水準達成	
				()	年度に	
				()	の水準達成	
				()	年度に	
				()	の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	%	60.00	60.00	60.00	
	実績1	%	24.60	35.70	36.40	
	目標達成率1 = /	%	41.00	59.50	60.67	
	目標値2					
	実績2					
	目標達成率2 = /					
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

所管部	総務部
-----	-----

主な取組み

「しんじゅくフォーラム」の発行(年1回)

課題

「しんじゅくフォーラム」は、区民の方を取材するなど、親しみやすく身近なものになるよう工夫しています。しかし、編集については業者委託しており、区民との協働という視点が欠けています。また、25年前の創刊当時と比べ社会情勢が大きく変化しており、情報提供のあり方を検討し、見直す必要があります。

評価

総合評価	
<p>本施策は、男女共同参画社会の構築に向け、固定的な性別役割分業観にとらわれず、さまざまな家庭が自立して生活を営み、男女がともに家庭における責任を果たす意識づくりを支援するための施策です。</p> <p>平成18年度の区政モニターアンケートでは、「家庭生活」において「男女平等」になっている、と回答した人は36.4%で、まだ十分に意識啓発が行われているとはいえません。今後も地道に意識啓発を推進していく必要があります。</p> <p>しかし、「しんじゅくフォーラム」は創刊から25年が経過し、この間の社会情勢の変化などから、編集方法や紙面づくりについて、他自治体の状況などの情報収集を行い、区民との協働を取り入れることや男女共同参画推進センターで発行している「ウイズ新宿」と統合することなど、情報提供のあり方を検討しました。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発のための情報提供のあり方を検討しました。「しんじゅくフォーラム」は創刊から25年が経過し、この間の社会情勢の変化などから一定の役割を終えたと考え、今号をもって最終号とします。今後は編集委員を公募し、新たな情報啓発誌「ウイズ新宿」として発行します。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
男女共同意識啓発のための情報提供	B	131		

章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	05	平和の推進と国際化への対応
施策	01	平和事業の推進

目的

世界の恒久平和を実現するため、様々な機会をとらえて、平和に関する学習と啓発を推進し、平和についての認識の強化を図ります。

対象・手段

対象：区民、特に戦争を知らない世代。

手段：地域に根ざした粘り強い啓発活動を行います。

平和のポスターを描くことを通して、平和を願う児童・生徒を育成します。

施策の方向

平和を願う児童・生徒と平和の大切さを深く認識できる区民を育てることで、平和な社会を構築します。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
平和ポスター展への参加率		応募校数/全学校数		(平成19年度に)	100% の水準達成	
平和講演会の参加者数		参加者数/参加目標数(100人)		(平成19年度に)	100% の水準達成	
				() 年度に	() の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	%	43.00	41.00	41.00	
	実績1	%	24.00	25.00	26.00	
	目標達成率1 = /	%	55.81	60.98	63.41	
	目標値2	%	100.00	100.00	100.00	
	実績2	%	100.00	77.00	100.00	
	目標達成率2 = /	%	100.00	77.00	100.00	
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

主な取組み

平和展は3会場で開催。うち新宿歴史博物館では教育委員会の平和ポスター展と同時開催しました。
 親と子の平和派遣では長崎市に親子7組14名(応募25組)を派遣しました。派遣先では平和記念式典への参列、長崎市主催の青少年ピースフォーラムに参加し、被爆体験講和・参加型平和学習・交流会等を体験しました。また派遣後、平和派遣報告会で報告し、報告書「親と子の長崎レポート」を作成しました。
 平和派遣の会との協働事業として、「平和派遣報告会・すいとんの会」と「平和講演会」を開催。講演会では被爆者による体験講和とディスカッションを行いました。

課題

戦後62年が経過し、戦争の悲惨さを直接に継承する人が少なくなっている中で、戦争体験を若い世代に語り継ぎ、平和の大切さに関する認識を一層深めてもらう必要があります。
 そのため、平和派遣者が区民の代表として平和派遣で得た知識、経験を周辺の人にさらに伝えていく機会を作ることが課題です。
 また、平和派遣の会との協働で行う、派遣報告会や平和講演会の参加者を増やす取り組みは今後も必要です。
 平和のポスター展への児童・生徒の参加率を高めることが重要ですが、学校教育の限られた授業時数の中で、そのための時間数を確保するための工夫が必要となっています。

評価

総合評価	
<p>平和は区民生活の基本を成すもので、平和について考える契機となる平和啓発事業は今後も継続的に推進していく必要があります。</p> <p>平和派遣事業では、戦争を知らない世代の親と子が、隔年で長崎と広島に行き、平和記念式典への参列等を通して平和の大切さを学ぶことで、地域での平和啓発の担い手となっています。また、平和派遣者の会との協働事業では、被爆体験者から直接被爆の実態を聞くことで、平和についてさらに深く考える契機となりました。</p> <p>平和展は、3か所で開催したことで、より多くの区民の方への啓発ができました。また、区民の戦争体験画を展示したことも好評でした。</p> <p>学校教育においては、今後とも教育全体の中で、継続して恒久平和を願う児童・生徒を育成することが重要です。平和のポスター展のみならず、各教科等における平和に関する単元での学習等、各学校の実態に即した多様な展開を模索することが重要です。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

戦後62年が経過し、戦争の悲惨さを直接体験した人が少なくなっているため、平和啓発事業により多くの人が関心を持ち参加してもらえるよう映画上映やコンサートを検討します。また、戦争体験を若い世代に伝えるための語り部の派遣を検討します。
 学校教育においては、全体の中で、多様な機会を活用し、恒久平和を願う児童・生徒の育成を継続していきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁		総合評価	頁
平和啓発事業の推進	B	133			

章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	05	平和の推進と国際化への対応
施策	02	国際化に対応した地域社会づくり

目的

日本人と外国人との交流を促進し、文化、歴史等の相互理解を深めることにより、多様な文化を持つ人々が共に生きる地域社会を形成します。

対象・手段

しんじゅく多文化共生プラザを拠点に地域住民や活動団体のネットワーク化を図るとともに、外国人を含めた様々な人や団体が交流し、互いの理解を深めることができる事業を展開します。また、外国人への情報提供や、相談業務を実施することなどにより総合的な事業として推進します。

また、日本語教室における学習機会の充実を図るとともに、既存の日本語ボランティア教室のネットワークづくりと活動への支援を行っていきます。

施策の方向

しんじゅく多文化共生プラザを拠点に、外国人、地域、活動団体からなるネットワークをさらに充実し、顔の見える関係を広げていきます。

また、外国人が日本語を学びながら、日本の生活習慣やマナーを身につけることができるよう工夫するとともに、外国人の情報提供や相談業務を充実します。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
多目的スペースの利用件数		2件/日×28開館日/月=56件/月		(平成18年度に)	(56件/月)の水準達成	
日本語教室の会場数		日本語教室の地域展開		(平成18年度に)	(8箇所)の水準達成	
日本語教室、日本語教授法講座の参加者数		日本語教室 20×9クラス×2回(前後期)=360人 教授法講座 定員40人×4回=160人		(平成18年度に)	(520人)の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	件/月		56.00	56.00	
	実績1	件/月		43.00	45.00	
	目標達成率1 = /	%		76.79	80.36	
	目標値2	箇所		8.00	8.00	
	実績2	箇所		8.00	8.00	
	目標達成率2 = /	%		100.00	100.00	
	目標値3	人		520.00	520.00	
	実績3	人		377.00	432.00	
	目標達成率3 = /	%		72.50	83.08	

主な取組み

しんじゅく多文化共生プラザで各種講座や交流事業を実施するとともに、地域住民や活動団体のネットワークが主体となり 防災 子どもの教育・学習支援 情報提供 イベント などについて取組みを行いました。
 また、外国語版広報紙のページ数増加や、外国語版ホームページの毎月更新と新規画面の作成を行うことにより、外国人への情報提供の充実を図りました。
 さらに、日本語教室の地域展開と、日本語教授法講座やブラッシュアップ講座を行うことにより、日本語ボランティアが主体となった日本語学習支援へとつなげました。

課題

多文化共生のさらなる推進のためには、しんじゅく多文化共生プラザを拠点とした各種事業の成果を調査するとともに、地域の実情や区民ニーズを的確に把握することが必要です。
 日本語学習への支援については、日本語教室や日本語学習コーナーを、地域住民と外国籍住民の相互交流の場としても寄与させていくことが求められています。また、成人だけでなく、来日間もない外国人の子どもの日本語学習も課題になっています。

評価

総合評価	
<p>本施策は、外国人も地域住民の一員として受け止め、地域における外国人との異文化理解を促進し、参加と交流を通じて、共に生きる地域社会を築くことをめざしている施策です。 平成18年度は、しんじゅく多文化共生プラザを拠点に各種交流事業を展開するとともに、プラザ開設1周年を記念したイベントを行うことにより、利用者が着実に増加していきました。 また、地域住民や活動団体によるネットワークが主体となった事業が行われ、参加者の知識や経験など専門性を活かすことができました。 情報提供については、広報紙や生活情報紙の配布先の拡大や、ホームページの毎月更新など、効果的に情報提供ができるよう工夫しました。 さらに、日本語教室の会場を見直し、より広い地域で展開することにより、外国人が参加しやすい環境を整備することができました。 これらの成果は多文化共生のまちづくりを着実に推進させるものであると言えます。 今後は、これらの事業を発展させて、日本人と外国人がともに生活する地域社会づくりを進めていきます。</p>	A

今後の取組み・改革の方針

多文化共生のさらなる推進のためには、今までの事業を検証するとともに、地域の実情や区民ニーズを的確に把握することが必要です。このため、基礎データの収集を目的とした「多文化共生実態調査」を実施することにより、今後の施策に反映させていくこととします。
 日本語学習については、外国人が日本語を学びながら日本の生活習慣やマナーを身につけることができるように内容を充実させていくとともに、外国人の子どもの日本語学習についてもボランティア等と連携して対応していきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
多文化共生のまちづくり	A	135		
日本語学習への支援	A	137		

章	03	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	01	計画的なまちづくりの展開
施策	01	適切な都市構造の実現

目的

都市基盤の整備や土地利用の適正な規制誘導を図り、適切な都市構造を実現します。

対象・手段

- 都市マスタープランの改定を行います。
- 鉄道網や都市計画道路の整備を促進します。
- 地籍情報の調査を行います。
- 交通結節点(中井駅周辺)の整備を推進します。
- 交通バリアフリーの整備を促進します。

施策の方向

現行都市マスタープランを、策定後の社会経済状況の変化や都市基盤整備の進捗状況、また地方分権の推進や区民のまちづくりの機運の変化等を踏まえて改定し、適切な都市構造の実現を目指します。
 適切な都市骨格の形成を推進するため、鉄道網や周辺環境に配慮した都市計画道路等の整備を促進し、計画的なまちづくりを進めます。
 道路管理に必要な、道路と民有地等との境界等を調査し、確定していきます。
 交通結節点については、駅施設の整備を推進するとともに、駅前広場等の整備を図ります。また、新宿区交通バリアフリー基本構想で選定した重点整備地区において、特定事業計画を作成することにより整備を促進します。

成果指標

指標名		定義		目標水準			
都市計画道路(補助第72号線、期)の進捗率		補助72号線の事業用地に対する買収の進捗率		(平成19年度)	88% の水準達成		
交通バリアフリー重点整備地区(新宿駅周辺地区)における特定事業計画のまとめ		特定経路の設定まで50% 特定事業計画のまとめまで100%とします。		(平成19年度)	100% の水準達成		
交通バリアフリー重点整備地区(高田馬場駅周辺地区)における特定事業計画のまとめ		特定経路の設定まで50% 特定事業計画のまとめまで100%とします。		(平成18年度)	100% の水準達成		
施策の達成状況							
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
施策 成果 指標	目標値1	%		82.51	85.80	全体対象面積 18,986.22㎡ 目標値 17年度 82.51% 18年度 85.80% 19年度 88.00%	
	実績1	%	77.30	81.50	82.85		
	目標達成率1 = /	%		98.78	96.56		
	目標値2	%		30.00	80.00	新宿駅周辺地区について特定経路の設定までしたので50%としました。	
	実績2	%		30.00	50.00		
	目標達成率2 = /	%		100.00	62.50		
	目標値3	%		50.00	80.00	100.00	高田馬場駅周辺地区について特定事業計画までまとめたので100%としました。
	実績3	%		50.00	80.00	100.00	
	目標達成率3 = /	%		100.00	100.00	100.00	

主な取組み

都市マスタープランの改定にあたっては、区民会議からの提言書と地区協議会からの意見書の内容を尊重して、都市計画審議会で審議を進め、平成19年2月17日に「新宿区都市マスタープランの改定について」の答申を受けました。
 都市計画道路の整備は、補助72号線の道路用地の買収を進めました。
 交通バリアフリー推進委員会及び推進部会を6回開催し、重点整備地区における特定事業計画をまとめるため協議を進めました。また、平成18年4月に「新宿区鉄道駅エレベーター整備事業補助要綱」を策定し、この補助制度を適用して平成19年3月にJR信濃町駅にエレベーターが設置されました。

課題

都市マスタープランの改定にあたっては、今後、東京都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、現在の都市計画及び隣接区の都市マスタープランとの整合を図る必要があります。
 都市計画道路の整備は、補助第72号線の第 期区間で用地買収を進めていきますが、権利者との間に発生する移転補償等をきめ細かい対応をしていく必要があります。また、駅街路第10号線は、事業計画が未定である上、地価の上昇傾向により用地取得費が年々上昇しています。
 交通バリアフリーの整備促進については、重点整備地区である新宿駅周辺地区における特定事業計画の作成は、関係する事業者や駅利用者が多いため、相互の調整が課題となります。

評価

総合評価	
<p>適切な都市構造を実現するためには、各計画事業がそれぞれ必要性の高い事業です。都市マスタープランの改定では、区民会議の提言書及び地区協議会の意見書を尊重して、都市計画審議会や基本構想審議会と時間をかけ議論して頂きました。平成19年2月17日に両審議会名で基本計画・都市マスタープランが一体となった答申を得られたことは、今後の区のまちづくりを進めていく上で大きな成果であると言えます。 都市計画道路の整備では、補助第72号線の事業期間が長期化していますが、用地買収において一定の成果をあげました。 交通バリアフリーの整備促進では、高田馬場周辺地区で事業者による特定事業計画を作成できたことは大いに評価できます。また、新宿駅周辺地区においても、特定事業計画成案には至りませんでした。我が国に有数のターミナル駅で、それぞれの事業者と利用者による協議を行い、成案に向けて会議を進めることができました。このほか、区が補助を行い、JR信濃町駅のエレベーターが設置され、バリアフリーの推進が図られました。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

都市マスタープランの改定では、基本構想審議会及び都市計画審議会の答申に基づき、基本計画と一体の新宿区総合計画の案を作成し、パブリックコメントで区民等の意見をj得て改定を行います。
 都市計画道路の整備は、補助第72号線で優先度の高い第 期区間で用地買収を進めます。第 期区間は、第 期区間の用地取得完了後に用地買収に取り掛かるための調査を行ないます。
 現在、街区調査を行なっている地籍調査は、国の国土調査第6次10箇年計画策定に併せて、平成22年度から一筆地調査にも着手する予定です。
 交通バリアフリーの整備促進は、重点整備地区である新宿駅周辺地区の特定事業計画の作成を目指すとともに、その他の地区においても、駅施設の改修に必要な支援を行いながら、交通バリアフリーの整備を促進していきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
鉄道網の整備促進	B	139		
都市マスタープランの改定	A	141		
都市計画道路の整備(補助第72号線)	B	143		
都市計画道路の整備(駅街路第10号線)	D	145		
地籍情報の調査	B	147		
交通結節点の整備推進(中井駅周辺)	B	149		
交通バリアフリーの整備促進	B	151		

章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	01	計画的なまちづくりの展開
施策	02	地域の特性をいかした参加のまちづくり

目的

地域の特性をいかしたまちづくりを進めるとともに、居住環境上あるいは防災安全上、特に改善を必要とする地区の重点的整備を図ります。

対象・手段

再開発による市街地の整備を行います。対象地区：事業地区4地区、準備地区4地区
 地域別市街地整備を推進します。対象地区：神楽坂地区、若松・河田町地区
 区民主体のまちづくり、地区計画を推進します。

施策の方向

居住環境の改善や防災性の向上を要する地区について、区民や事業者等との参加と合意のもと、地域特性を踏まえた手法により、重点的にまちづくり事業を進めます。
 多様な参加の場づくりを進めるとともに、区民の自主的なまちづくりを積極的に支援し、地域の特性や歴史性をいかした地域別のまちづくりを推進します。
 まちづくり相談員の派遣や民間ボランティア等の活用によるまちづくりを推進します。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
再開発事業の事業進捗率		現在事業中を含め、都市計画決定をする地区数		(平成19年度に5地区)	の水準達成	
神楽坂地区におけるまちづくり協定の締結		神楽坂一丁目～五丁目まで25%、本多横丁沿道地区まで50%、六丁目地区まで75%、その他の地区まで100%。		(平成18年度に75%)	の水準達成	
地区計画等の策定数		地区計画等のまちづくりルール策定数		(平成19年度に12地区)	の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	%	5.00	5.00	5.00	
	実績1	%	4.00	4.00	4.00	
	目標達成率1 = /	%	80.00	80.00	80.00	
	目標値2	%	25.00	50.00	75.00	
	実績2	%	25.00	50.00	50.00	
	目標達成率2 = /	%	100.00	100.00	66.67	
	目標値3	%	12.00	12.00	12.00	
	実績3	%	8.00	9.00	10.00	
	目標達成率3 = /	%	66.67	75.00	83.33	

主な取組み

市街地再開発事業は、事業地区のうち2地区で建物が竣工し補助事業が終了しました。また、準備地区では、各地区ごとの進捗に従い助言等の支援を行いました。
 地域別市街地整備の推進事業は、神楽坂地区の本多横丁沿道地区において、街並み環境整備事業による道路の美装化工事を行いました。
 区民主体のまちづくり・地区計画の推進事業では、新宿六丁目西北地区の街並み再生方針を策定しました。

課題

市街地再開発事業では都市計画事業として法的強制力が働きます。計画の公益性を重視しつつ権利者等の合意形成を図りながら進めていく必要があります。
 地域の特性をいかしたまちづくりを推進していくためには、地区計画制度の活用が有効です。神楽坂地区では、街並み整備環境事業が平成18年度で終了のため、今後は、地区計画等の手法によりまちづくりを進めていく必要があります。

評価

総合評価	
地域の特性をいかしたまちづくりでは、それぞれの地域の特性に合った手法のまちづくり事業が展開されています。これは、これまでの地域の方々への合意形成に向けた努力が事業として結実したものであり、それぞれの事業が地域の防災性の向上や居住環境の改善を図るうえで大きな成果となっているといえます。しかし、一方で様々な課題を抱えつつも合意に至っていない地域もあります。地域の合意形成に向け、更なる努力が必要です。	B

今後の取組み・改革の方針

市街地再開発事業では、事業地区では工事着手に至っていない地区の権利者等の合意形成を支援し、早期着工を目指すとともに、準備地区では、準備組合に対し都市計画決定及び事業計画の認可に向けた支援を行っていきます。
 街並み環境の整備事業が終了した神楽坂地区では、まちづくり協定の実効性を担保するため、地区計画の策定に向けた合意形成を図っていきます。
 区民主体のまちづくりは、それぞれの地区の特性に合ったまちづくり手法を地元の方々とともに検討を行っていきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
再開発による市街地の整備	B	153		
地域別市街地整備の推進	B	155		
区民主体のまちづくり・地区計画の推進	B	157		

章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり
施策	01	防災都市づくり

目的

建築物の不燃化、耐震化の促進及び道路や広場の整備等により、都市防災機能の向上を図るとともに、総合的な治水対策の推進を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

対象・手段

都市防災機能の向上を図ります。
 地区計画に基づく道路・公園の整備を推進します。
 総合的な治水対策を推進します。
 安全・安心なまちづくりを推進します。
 建築物等の耐震化を支援します。

施策の方向

木造住宅密集地区において、老朽木造住宅の建替えや道路等の整備を進め、都市の防災機能を高めていきます。
 百人町三・四丁目地区では、地区計画による道路・公園の整備と不燃化のまちづくりを進めます。
 河川改修や下水道の整備を促進し、総合的な治水対策を推進します。また、水害防止に関わる情報を提供していきます。
 歌舞伎町を誰もが安心して歩き、楽しむことができるまちへと再生します。
 区民と事業者、区が協働・連携して、安全・安心なまちづくりを進めます。
 建築物の中間検査、完了検査の受検率の向上を図るとともに、建築に関する相談体制を強化、充実します。
 木造・非木造住宅の耐震調査・計画及び木造住宅の補強工事に対する助成を行います。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
建築物工事中間検査受検率		中間検査受検数 / 対象件数		(平成19年度に)	90% の水準達成	
重点地区指定数		条例に基づく安全推進地域活動重点地区指定数		(平成19年度に)	20地区 の水準達成	
予備耐震診断実施件数		予備耐震診断実施件数		(平成19年度に)	年100件 の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	件	299.70	380.70	331.20	中間検査の目標値は対象建築物の90%としました。
	実績1	件	313.00	370.00	347.00	
	目標達成率1 = /	%	104.44	97.19	104.77	
	目標値2	地区	20.00	20.00	20.00	
	実績2	地区	11.00	13.00	20.00	
	目標達成率2 = /	%	55.00	65.00	100.00	
	目標値3	件			100.00	
	実績3	件			95.00	
	目標達成率3 = /	%			95.00	

主な取組み

木造住宅密集地区の整備推進では、若葉3-2地区の共同建替え事業を推進するため、補助金等の支援を行ないました。

総合的な治水対策の推進を図るため、水位警報局を増局しました。

安全・安心なまちづくりの推進では、新たに7地区を安全推進地域活動重点地区に指定し、計20地区に対して活動用の物的支援を行いました。

建築物の中間検査・完了検査の受検率の向上を図るとともに、建築に関する相談体制を充実させました。

課題

木造住宅密集地区では、個別の建替えや共同建替えを支援して、建物の不燃化や耐震化を進めることが急務となっています。しかし、地区内居住者の高齢化等で建替えや道路などの公共施設の整備が進まない状況にあります。

建築物等耐震化支援事業により、木造・非木造住宅の耐震調査・計画及び木造住宅の補強工事に対する助成を行ないましたが、この助成制度の周知やより利用しやすい事業としていくことが課題となります。

評価

総合評価	
<p>防災上危険な状況にある老朽化した木造の建築物が密集する密集市街地の改善は、全国的にも大きな課題となっています。しかし、密集市街地は一般的に、狭隘な道路や行き止まり路が多いなど道路、公園の公共施設が十分でなかったり、敷地規模が狭小で借地・借家が多い等、土地建物に関する権利関係が複雑であったり、また地区内の居住者の高齢化が進んでいるなど自力での建替えが進みにくい状況にあります。こうした状況の中で権利者の合意により若葉3-2地区で共同化による建替えが進んでいます。</p> <p>百人町三・四丁目地区では、公園整備方針に基づき、順次ポケットパークの整備が進んでおり、公共空間の確保による居住環境整備と防災性向上が図られています。</p> <p>防災の基本は、自らのまちは自らが守るという「自助、共助」の考え方があり、防災まちづくりにあっては住民が主体となって合意を形成し、相互に連携を図りながらまちづくりに取り組むことが求められています。このため、住民主体のこうした取り組みに対し公共からの支援を有機的に組み合わせることが有効です。平成18年度には新宿区民の安全・安心の推進に関する条例に基づく安全推進地域活動重点地区が7地区増えました。これは新宿の防災都市づくりに向け大きな推進力となるものです。</p> <p>耐震化支援事業では、事業が年度途中に実施され周知が十分でなかったことや期限を区切った募集を行ったため区民が十分な検討を行えず応募を控えたこと等により数値的成果を十分には上げられませんでした。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

防災都市づくりを推進する上で、防災上危険な密集市街地の整備は最も重要な課題の1つです。しかし、広範囲に分布する密集市街地を全面的に更新していくことは、財政上、実態上困難です。今後は都市構造の観点から、必要な延焼防止機能や避難機能を確保すべき地区を抽出した上重点的に整備していきます。

耐震化支援事業は、耐震改修促進計画を踏まえて拡大・充実を検討する一方、区民への周知方法や募集の方法等についても検討していきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁		総合評価	頁
都市防災機能の向上	B	159	建築物等耐震化支援事業	B	173
百人町三・四丁目地区の整備推進	B	161	道路・公園擁壁等の安全対策	B	175
百人町三・四丁目地区の道路・公園整備	B	163			
水位警報装置の改良	B	165			
歌舞伎町対策の推進	B	167			
安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	A	169			
安全・安心な建築物づくり	B	171			

章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり
施策	02	地域ぐるみの防災体制づくり

目的

減災社会の実現に向け、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という視点に立ち、区民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を分かち合い、災害に強いまちづくりを地域ぐるみで協働することができる体制づくりを推進することで、災害時における区民の生命、身体、及び財産を災害から保護します。

対象・手段

対象：区民、事業者等

手段：多目的環境防災広場に防災資機材倉庫を設置し、地域には防火貯水槽や飲料水・生活用水を確保することで防災体制の強化を図ります。防災ボランティアの活動を地域と連携させ、防災力の向上を図ります。避難所の耐震補強工事を実施するとともに災害用トイレを設置し、避難者の安全確保と不安感の軽減を図ります。職員防災住宅を整備し、災害発生時の初期活動に従事する職員を確保します。

施策の方向

- 地域の防災体制の確保
- 救援・救護体制の整備
- 災害活動体制の整備

成果指標

指標名		定義			目標水準	
地域の防災体制の確保		多目的環境防災広場の確保(6箇所設置) 防災ボランティアの育成(56名登録)			(平成18年度に)	定義欄の水準達成
救援・救護体制の整備		災害対策用各種水利の確保及び充実(小型防火貯水槽229基) 避難所機能の充実(災害用トイレ9箇所)			(平成18年度に)	定義欄の水準達成
災害活動体制の整備		職員防災住宅の整備(36人確保)			(平成19年度に)	30人の水準達成
施策の達成状況						
		単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考
施策成果指標	目標値1	件	(6)(-)(1)	(6)(60)(3)	(6)(56)(20)	<地域の防災体制の確保> 左:多目的環境防災広場の件数 中:防災サポーターの件数 右:小中学校・幼稚園・児童館耐震補強工事の件数
	実績1	件	(6)(-)(1)	(6)(58)(3)	(6)(56)(20)	
	目標達成率1 = /	%	-	-	-	
	目標値2	件	(227)(16)	(228)(24)	(229)(31)	<救援・救護体制の整備> 左:小型防火貯水槽の件数 右:災害用トイレの設置件数
	実績2	件	(227)(16)	(228)(24)	(229)(31)	
	目標達成率2 = /	%	-	-	-	
	目標値3	人	0.00	24.00	30.00	<災害活動体制の整備> 災害対策要員の人数
	実績3	人	0.00	24.00	36.00	
	目標達成率3 = /	%		100.00	120.00	

主な取組み

- 100㎡程度の多目的環境防災広場を各出張所管内に1箇所ずつ設置
- 再編成した防災サポーターの育成
- 旧耐震基準(昭和56年以前)で設計・建築された区立小・中学校と福祉施設について耐震補強設計、耐震補強工事の実施
- 小型防火貯水槽の設置・維持管理
- 災害用トイレの設置
- 災害対策要員の確保

課題

多目的環境防災広場は、平成8年度以降は適地がないため確保できていません。防災ボランティアの育成では、防災サポーターの活動が防災区民組織に十分に浸透できていません。教育施設の耐震補強工事では夏休みを工期に当てていますが、校舎全体に及ぶ大規模工事では夏休み以降も工期となり、仮設校舎が必要となる場合があります。また、福祉施設の多くが複合・併設施設のため、仮設施設の必要性がでできます。各種水利の確保では、水利不足地域に小型防火貯水槽(5t)を毎年度1基ずつ設置してきましたが、概ね充足しています。避難所運営管理協議会については年1回以上の開催により維持・活性化を図ってきましたが、何年も開催していない避難所運営管理協議会が若干あります。職員防災住宅の管理体制、運営については関係部署と検討する必要があります。

評価

総合評価	
<p>多目的環境防災広場は、未達成の5地域について用地の確保に努めてきましたが、8年度以降用地の確保が困難になってきています。</p> <p>防災サポーターは防災アドバイザーと避難所情報ボランティアの統合後の活動を通じて両者の間に一体感が生まれ始め、区民に対する防災意識の普及手段としては効果が期待できます。</p> <p>第一次避難所となる区立小・中学校の校舎・屋内運動場では、平成17年度から3か年で計画していた耐震補強工事を前倒して実施し、避難所としての安全性を高めてきました。第二次避難所となる幼稚園・福祉施設の耐震対策は、緊急性・必要性を総合的に判断して、可能な限り実施時期を前倒しすることで整備を行っています。</p> <p>各種水利の確保は順調に進められ、災害時消火用水・生活用水は概ね充足されました。</p> <p>避難所の運営管理は順調に進んでおり、今後も継続させていくことが妥当といえますが、避難所運営管理協議会の開催は、全ての協議会について年1回以上の開催を実現したいと考えます。</p> <p>職員防災住宅は、職員の施設から区民のために機能する施設への転用の第一歩として、区の防災施策に寄与します。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

多目的環境防災広場の用地取得は難しいため、今後は富久町公務員宿舍跡地に予定されている区立公園を防災広場として活用し、地域の防災体制を強化します。防災サポーターには図上訓練・ワークショップなどの研修を行うことでスキルアップを図り、地域活動の場を広げていきます。耐震補強工事が未整備の小・中学校は、19年度末までに工事を完了させ、福祉施設では、緊急性・必要性の高い施設から改修を行います。小型防火貯水槽は概ね充足したため、新規設置は18年度で終了します。災害時の避難所運営を安定したものとするため、年2回開催する地域防災会議で避難所運営管理協議会の必要性を十分に説明し、すべての協議会で年1回以上の定例的な開催を促進し、持続的な活性化を図ります。なお、備蓄倉庫が建物内に整備できていない避難所については引き続き代替策を含め検討します。職員防災住宅は勤務時間外の災害発生の際に活動する災害対策要員の確保に努めます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
多目的環境防災広場の確保	D	177		
防災ボランティアの育成	B	179		
避難所等の震災対策	A	181		
災害対策用各種水利の確保及び充実	B	183		
避難所機能の充実	B	185		
災害情報システムの更新	B	187		
職員防災住宅の整備	B	189		

章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	03	快適な生活環境づくり
施策	01	住みよい環境づくり

目的

快適な住環境の形成とそれを踏まえた定住の促進を図ります。

対象・手段

分譲マンションの管理組合員・所有者等を対象に、マンション管理に関する相談やセミナー等を実施します。
 民間賃貸住宅に住む高齢者等を対象に、居住継続の支援を行ないます。
 区内の民間賃貸住宅に住む、または住む予定の子育て世帯を対象に、転居一時金や家賃差額を助成します。
 都心域における良質な住宅供給を推進するため、都心共同住宅供給事業により、共同建替え事業に対し共同施設整備費などを助成します。

施策の方向

分譲マンションの維持・管理・建替え等についての相談や情報提供など、支援体制の充実を図ります。
 高齢者等が地域社会で安心して自立した生活を維持できるよう居住継続の支援を図るとともに、子育て世帯が快適に住み続けられるよう居住環境の改善を支援していきます。
 共同建替え事業を支援することにより、良質な住宅の供給を図るとともに、広場や歩道状空地などオープンスペースの確保を推進します。

成果指標

指標名		定義	目標水準			
住み替え居住継続支援助成決定世帯数		民間賃貸住宅の取り壊しによる転居に伴う家賃差額助成の決定を受けた対象世帯数	(毎)	年度に		
			(19世帯)	の水準達成		
子育て世帯転入・転居助成決定世帯数		年度内に新規に転入又は転居助成決定を受けた対象世帯数	(毎)	年度に		
			(50世帯)	の水準達成		
マンション管理相談件数		相談件数	(毎)	年度に		
			(24件)	の水準達成		
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	世帯		19.00	19.00	
	実績1	世帯		2.00	5.00	
	目標達成率1 = /	%		10.53	26.32	
	目標値2	世帯		50.00	50.00	
	実績2	世帯		32.00	30.00	
	目標達成率2 = /	%		64.00	60.00	
	目標値3	件		24.00	24.00	
	実績3	件		28.00	22.00	
	目標達成率3 = /	%		116.67	91.67	

主な取組み

分譲マンションの適切な管理運営の支援は、マンション管理相談やマンション管理セミナー、マンション管理組合交流会等を行いました。

住み替え居住継続支援は、民間賃貸住宅の立ち退きを余儀なくされた高齢者世帯等を対象とし、転居前後の家賃の差額を助成しました。

子育てファミリー世帯居住支援は、区内の民間賃貸住宅に居住または居住予定の子育て世帯を対象に、転居一時金や家賃差額を助成しました。

課題

定住人口が回復する中で、単身世帯の増加や少子・高齢化の進行、世帯の多様化など住宅・住環境を取り巻く状況が変化しています。このことから、高齢者や子育て世帯などの住生活の安定や居住環境の維持・向上のため支援を進めていく必要があります。また、老朽化マンションの建替え・修繕など、既存ストックの有効活用に向けた支援を進めていく必要があります。

評価

総合評価	
<p>本施策は、分譲マンションの適切な管理運営の支援や高齢者等の居住継続の支援、子育て世帯の住み替えに対する家賃等の助成を行うことにより、居住の安定化を促進するとともに、快適に住み続けられる居住環境の改善や地域コミュニティの活性化を目指しています。これらの施策目標を実現するために実施した各事業のうち、分譲マンションの適切な管理・運営の支援や子育てファミリー世帯居住支援の転入助成についてはほぼ計画通りの目標を達成できたと評価しています。</p>	D

今後の取組み・改革の方針

住み替え居住継続支援は、計画の目標値を下回っているため、平成19年度から家賃差額の一部助成のほか転居にかかる費用についても一部助成をしていきます。

子育てファミリー世帯居住支援のうち転居助成については、平成19年度から家賃差額の一部助成のほか転居にかかる費用についても一部助成し、事業の利用促進を図ります。

都心共同住宅供給事業については、募集期間内に応募がなかったため、応募期限を定めた公募制から随時受け付けに移行するとともに、わかりやすいパンフレットを作成するなど制度の周知に努めていきます。また、補助採択基準を見直し、より居住環境の改善に資する良質な共同建替え事業に助成していきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
分譲マンションの適切な管理運営の支援	B	191		
住宅建設資金融資あっ旋	D	193		
住み替え居住継続支援	B	195		
子育てファミリー世帯居住支援	B	197		
都心共同住宅供給事業等の推進	D	199		
子育て支援マンションの整備誘導	D	201		

章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	03	快適な生活環境づくり
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備

目的

交通の利便性や防災性の向上及び快適な生活空間の形成を図るために、区民生活に密着した生活道路等の整備を進めるとともに、誰もが安全で快適に歩くことができる歩行者空間等の整備をします。

対象・手段

既存道路を対象として歩道拡幅、歩車共存道等の整備を行うとともに、建築や開発に併せた細街路等の道路拡幅を行います。また、放置自転車対策など地域との協働により交通安全施策を展開します。

施策の方向

事業の重点化と地域との協働を基本に、以下の取り組みを進めます。
 地区内主要道路、主要区画道路の整備促進、細街路の拡幅整備、コミュニティに配慮した道路形成
 人にやさしい道路・交通施設の整備
 道路や橋りょうの点検と改善
 交通安全施設の充実、放置自転車対策の推進

成果指標

指標名		定義		目標水準		
道路整備率(区道)		整備累積延長(区道) / 細街路延長(区道)		(平成19年度に12.6%)	年度にの水準達成	
自転車駐車場等の整備量		整備済自転車駐車場収容台数の合計		(平成19年度に6,916台)	年度にの水準達成	
地中化整備路線延長		電線類を地中化した区道延長 / 整備予定延長		(平成21年度に940m)	年度にの水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策成果指標	目標値1	%	12.60	12.60	12.60	
	実績1	%	4.80	6.55	8.12	
	目標達成率1 = /	%	38.10	51.98	64.44	
	目標値2	台	6,916	6,916	6,916	
	実績2	台	6,707	6,747	6,837	
	目標達成率2 = /	%	96.98	97.56	98.86	
	目標値3	路線		940.00	940.00	
	実績3	路線		200.00	460.00	
	目標達成率3 = /	%		21.28	48.94	

主な取組み

- 主要生活道路の大規模敷地開発等に合わせた整備誘導
- 細街路拡幅整備条例による細街路の拡幅整備
- 舗装改良工事並びに電線類の地中化整備
- 橋りょうの架け替え・補強工事
- 放置自転車対策
- 交通安全施設の整備

課題

放置自転車対策、細街路拡幅整備等は喫緊の課題です。しかし、短期間で飛躍的效果が現れるものではないため、区民等との協働のもとに着実に取り組んでいく必要があります。
 道路の整備については、着実な整備を進めるほか、バリアフリー対策、緑化等による都市景観向上、保水性舗装による環境対策への寄与等の社会的な課題であり多様な機能が一層求められています。

評価

総合評価	
<p>本施策は、交通の利便性や防災性の向上及び快適な生活空間の形成を図るために、区民生活に密着した生活道路等の整備を進めるとともに、誰もが安全で快適に歩くことのできる歩行者空間等の整備を図ることを目的としています。</p> <p>区の費用負担による主要な生活道路の用地確保は困難なことから、開発等に併せた整備・誘導を行ってきました。また、細街路拡幅整備条例の施行により、細街路の整備も着実な成果を挙げています。</p> <p>まちをつなぐ橋の整備では、河川改修にあわせて1橋の架け替えに着手しました。また、電線共同溝方式による電線類の地中化については、大日本印刷通りにおいて道路拡幅に併せた整備が完了しました。道路の改良は、津の守坂通りにおいて既存の道路ストックの中での歩道拡幅が完了し、安全で快適な歩行空間の創出を図りました。</p> <p>放置自転車対策については、撤去、啓発活動に加え、自転車整理区画を新たに4区画整備したことにより、前年に比べ駅周辺の放置自転車台数が大幅な減となりました。一方、新たな自転車等駐車対策に関する総合計画の策定に向け、協議会を立ち上げ検討を開始しました。</p> <p>これらのことから、施策の目的に向けての取り組みを着実に進めることができたことと評価しています。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

- 民間の大規模開発やまちづくり等の面的整備にあわせた生活道路整備の推進
- 災害危険度の高い地域を対象にした細街路拡幅整備の啓発活動
- 地域との協働による賑わい向上のための規制緩和による新しい道路利用方策の展開や道路の無電柱化整備の促進
- 自転車総合計画の策定

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁		総合評価	頁
主要な生活道路の整備促進	B	203	まちをつなぐ橋の整備	B	217
細街路の拡幅整備	B	205	放置自転車対策の推進	B	219
人とくらしの道づくり	B	207			
道路の改良	B	209			
やすらぎの散歩道整備	B	211			
道路の無電柱化整備	B	213			
路面下空洞調査	A	215			

章	3	安全で快適なみどりのあるまち
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり
施策	01	みどりと水の豊かなまちづくり

目的

みどりの保全と創出を図るとともに、生き物が息できる環境の回復と水辺の整備を進めることによって、都市と自然が共生したうるおいとやすらぎのある空間の形成を目指します。

対象・手段

区内に残る貴重な樹木や樹林を保護樹木等に指定することにより、これらの樹木等を保全します。また、公共施設の緑化を進めるとともに建築物の屋上や壁面を緑化することにより、新たなみどりの創出と質の向上を図ります。併せて、神田川などの水辺空間の整備を進め、魚類等に親しみ、ふれあえる川づくりを行います。

施策の方向

区内に残された貴重な樹木や樹林の保全を図るとともに、区民や事業者との協働による多様な緑化手法によって、新たなみどりを創出します。また、区民等への緑化意識の啓発に努め、建築行為や開発に際して緑化誘導を図ります。さらに「新宿りっぱな街路樹運動」を通してみどりの拡充を図ります。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
保護樹木の指定本数		当該年度における保護樹木の指定本数		(平成19年度に)	1,250本の水準達成	
親水施設の整備率		親水施設整備箇所(累計)/整備予定箇所数7箇所		(平成19年度に)	100%の水準達成	
学校緑化の実施箇所数		区立小学校、中学校、養護学校及び幼稚園における緑化実施箇所数の累計		(平成19年度に)	44箇所の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	本	1250.00	1250.00	1250.00	目標数値は、小中学校の統廃合に伴い、46箇所から44箇所になった。
	実績1	本	1030.00	1021.00	1014.00	
	目標達成率1 = /	%	82.40	81.68	81.12	
	目標値2	箇所	7.00	7.00	7.00	
	実績2	箇所	6.00	6.00	6.00	
	目標達成率2 = /	%	85.71	85.71	85.71	
	目標値3	箇所	46.00	44.00	44.00	
	実績3	箇所	20.00	28.00	37.00	
	目標達成率3 = /	%	43.48	63.64	84.09	

主な取組み

公共施設の緑化と民間施設の緑化の推進 生垣助成事業の推進
 保護樹木制度によるみどりの文化財の指定
 「新宿りっぱな街路樹運動」の一環として街路樹の目標樹形の設定や道のサポーター制度の拡充。
 神田川の河川公園整備の推進

課題

新宿は、都市化の進展が著しいために建築行為や開発によって既存の緑地が喪失しやすい状況にあります。一方で、特に商業地域においては、新たな緑地を創出するための余地空間がほとんど存しないのが現状です。このような背景の中で、民有地のみどりを保全し、都心区にふさわしい特色あるみどりを創出していくための方策を確立していくことが課題です。また、水辺空間の整備については、河川公園整備構想の具現化に向けた具体的な施設整備の推進が課題です。

評価

総合評価	
<p>本施策は、みどりの保全と創出を図ると共に、生き物が生息できる環境の回復と水辺の整備を進めることにより、自然との共生を図ると共に、うるおいと安らぎのある空間をつくることを目的としています。</p> <p>公共施設の緑化としては、区立小中学校での多様な緑化や庁舎等の壁面緑化を実施し、街路樹については、街路樹管理指針に従い、今後の街路樹のあり方を見据えた管理を始めました。</p> <p>民有地の緑化では建築行為や開発に際しての緑化誘導、保護樹木制度による支援などを行い、既存樹木の保全と新たなみどりの創出に努めました。生垣助成については、防犯上の観点から生垣の整備が思うように進みませんでした。更なるPRに努めています。</p> <p>水辺空間の整備については、河川公園整備に向けて関係機関と協議を進めました。</p> <p>平成17年度に実施した新宿区みどりの実態調査(第6次)の結果では、区内の緑被率は前回平成12年度の調査と比べて実質的には0.32%の減少となりました。区では様々な施策に取り組みその効果は着実に現れていますが、今あるみどりを残し、新たに創出する一方で、開発によって失われるみどりの方が大きいために、区のみどりの総量は漸減しているといえます。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

新宿区みどりの実態調査(第6次)の結果から、区のみどりは漸減していることがわかりましたが、これは草草が大幅に減少したことによるもので、樹木・樹林と屋上緑化面積は前回調査時よりも増えています。また、緑被率の増減を地域別に見ると、落合地域や単筒・榎地域などの住宅地のみどりが減少していることがわかりました。平成19年度に実施する新宿区みどりの基本計画の改定の中で、みどりを守り、増やすための更なる有効な施策を検討していきます。

また、水辺空間の整備については、関係機関との協働のもと、具体的な施設整備の実施に取り組んでいきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
公共施設の緑化・民間施設の緑化	B	221		
安心のみどり整備	D	223		
みどりの保全	B	225		
新宿りっぱな街路樹運動	B	227		
アユが喜ぶ川づくり	B	229		

章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり
施策	02	公園、広場などの整備充実

目的

安全・快適で特色ある公園・広場の整備・充実を図るため、公園の利用を促進し、住む人が愛着を持てる公園に整備します。

対象・手段

公園の整備計画作成や管理を行なうにあたり、地域住民をはじめ区民や団体に参加を求め、地域のコミュニティの核として公園を活性化します。

施策の方向

公園の規模や内容及び文化・歴史からの視点を踏まえつつ、特色ある公園づくりや身近な広場の整備を進めます。また、管理・運営面では、サポーター制度をはじめ、公園の特色を生かした管理運営を、地域住民や団体と協働で行い、公園環境の向上と利用の活性化を図ります。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
みんなで考える公園の整備済数		目標値5園に対する整備数		(平成19年度に5園整備)	の水準達成	
公園サポーター実施公園数		団体・個人に関わらず、公園単位で1活動者として換算します。		(平成19年度に45園)	の水準達成	
漱石公園のリニューアル		平成19年度の整備に向けて、17年度は基本設計、18年度は実施設計を行います。		(平成19年度に整備)	の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	園	3.00	3.00	4.00	【みんなで考える公園の整備】 15年度以前 まつ川公園、原町公園整備 16年度 やまぶき児童遊園整備 17年度 しんかいばし児童遊園検討 18年度しんかいばし児童遊園整備、西早稲田児童遊園検討 19年度 西早稲田児童遊園整備予定 【漱石公園のリニューアル】 17年度 基本設計(30%) 18年度実施設計(30%) 19年度 整備工事(40%)
	実績1	園	3.00	3.00	5.00	
	目標達成率1 = /	%	100.00	100.00	125.00	
	目標値2	園	42.00	41.00	43.00	
	実績2	園	33.00	40.00	50.00	
	目標達成率2 = /	%	78.57	97.56	116.28	
	目標値3	%		30.00	60.00	
	実績3	%		30.00	60.00	
	目標達成率3 = /	%		100.00	100.00	

主な取組み

- みんなで考える身近な公園整備(しんかいばし児童遊園の計画)
- 公園サポーターによる公園管理
- 漱石公園のリニューアル(住民参加型による基本設計作成)
- 妙正寺川公園第 期整備の調査・検討

課題

地域住民をはじめとした協働により整備された公園は、利用が促進され、住む人に愛着を持てる公園に生まれかわりました。一方で、公園の管理・運営面では、公園サポーター制度をはじめ、管理運営に携わる参加者が少ないことも現状です。今後は、整備計画段階においても管理運営面について議論したり、公園サポーター制度の充実を図ることが必要と考えます。

評価

総合評価	
<p>本施策は、安全・快適で特色ある公園の整備拡充を進める中で、特に身近な小規模公園の再整備について、改修案の作成から運営管理までを地域住民と協働で行うことにより、公園の利用を促進し、住む人がより愛着を持てる公園づくりを進めることを目指している施策です。</p> <p>本事業では改修の案作成をワークショップ方式により進めており、計画どおり4園(やまぶき児童遊園・原町児童遊園・まつ川公園・しんかいばし児童遊園)で施策の目的に向けての着実な取り組みを進めることができました。年々ノウハウも蓄積され、特に「しんかいばし児童遊園」では、子供から大人までの幅広い意見が整備に生かされ、公園の活性化が図れました。現在は、「西早稲田児童遊園」において、児童館や早大講師陣の協力を得ながら、子供と大人の両方の視点から整備内容はもとより運営面においても議論を行い、19年度の整備を目指しています。</p> <p>同様に、サポーターによる公園管理は、地域住民にとって快適な公園の実現を目指す上で、非常に有効な手法と評価しています。今後も参加者の拡大を図っていきたくと考えています。</p> <p>漱石公園のリニューアルでは、有識者をはじめ漱石に思い入れを持つ多くの区民から整備に対する助言や提案をいただき、漱石終焉の地の記憶を伝えるにふさわしい実施設計ができたことと評価しています。19年度は、整備工事を行いながら、リニューアル後の運営方法について議論をしていきたくと考えています。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

公園の整備にあたっては、整備後の管理運営面において議論を行ない、地域住民との協働を一層推進していきます。また、サポーター制度では、サポーター同士の情報交換を行うなどボランティア意識の醸成を図るとともに、活動内容の多様化を検討し、公園管理の手法を拡充します。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁		総合評価	頁
みんなで考える身近な公園整備	A	231			
サポーター制度による公園管理	B	233			
漱石公園のリニューアル	B	235			
妙正寺川公園第 期整備	B	237			

章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	01	魅力あふれるまちづくり
施策	01	魅力ある都市空間づくり

目的

新宿駅周辺を始め、主要な駅周辺の道路・交通機関等の整備によって、混雑の緩和を図るとともに、人々が集う個性的で魅力的な都市空間の形成を目指します。

対象・手段

関係機関との協議を行い、混雑現象の緩和を図るとともに、駅周辺の道路・交通施設の整備によって、魅力ある都市空間の形成や回遊性の確保を図ります。

歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の提言を受け、クリーン作戦プロジェクト・地域活性化プロジェクト・喜兵衛プロジェクト・まちづくりプロジェクトにおいて、地元・事業者・行政等が一体となり歌舞伎町の活性化と再生に取り組んでいます。

施策の方向

主要な駅の周辺を中心に、快適な歩行空間、魅力ある買い物空間の整備を図り、魅力的な都市空間の形成とまちづくりを推進します。また、新宿駅東西自由通路や新宿駅東口地区の整備については、関係機関と協議を続け、その実現に向けて努力していきます。

人々が集う個性的で魅力的な都市空間の形成に向け、歌舞伎町が大衆文化や娯楽の企画・生産・消費の拠点となり、誰もが安心して歩き、楽しむことができるまちへと再生します。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
新宿駅東西自由通路の都市計画決定		都市計画決定をして100%		(平成19年度に)	100% の水準達成	
放置自転車台数		歌舞伎町地区の放置自転車台数		(平成19年度に)	1400台以下の水準達成	
シネシティ広場の使用日数		シネシティ広場におけるイベント等実施日数		(平成19年度に)	365日 の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	%		100.00	100.00	
	実績1	%		50.00	60.00	
	目標達成率1 = /	%		50.00	60.00	
	目標値2	台		1,800.00	1,600.00	放置自転車台数 (平成18年度目標値1600台以下)
	実績2	台		1,629.00	1,428.00	
	目標達成率2 = /	%		110.50	112.04	
	目標値3	日		365.00	365.00	平成18年度は舞台設置工事が 行なわれたため、シネシティ広 場が2ヶ月間使用できませんで した。
	実績3	日		237.00	217.00	
	目標達成率3 = /	%		64.93	59.45	

主な取組み

新宿駅周辺については、新宿駅周辺整備計画検討委員会及び幹事会で東西自由通路の幅員を25mとして早期実現の確認をしました。また、靖国通り地下歩行者道の延伸については、関係者間で歩行者交通量調査等の具体的な現況調査に着手しました。

歌舞伎町対策については、クリーン作戦・地域活性化プロジェクトの継続実施や喜兵衛プロジェクトによるインターネット放送局のサテライトスタジオの開局、旧四谷第五小学校への吉本興業株の誘致、まちづくりプロジェクトによるまちづくり誘導方針案の策定など歌舞伎町の再生に向けたハード・ソフトのまちづくりを重点的に推進しました。

課題

新宿駅東口地区は、新宿駅南口の基盤整備事業や地下鉄副都心線整備等の都市基盤整備にあわせ、まちの再生に向けた機運が高まりつつあります。魅力ある都市空間を形成するには、まちづくりと連動した整備を行なう必要があります。

歌舞伎町ルネッサンスの取り組みが進められる中、課題として、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会のあり方の見直し、歌舞伎町版タウン・マネージメント組織設立準備があります。

評価

総合評価	
<p>新宿駅周辺では、新宿駅周辺整備計画検討委員会において、新宿駅東西自由通路の幅員を25mでの早期実現を確認したほか、靖国通りの地下通路延伸については東京都等の関係者で具体的な調査に着手しました。これらにより新宿駅周辺の回遊性向上に向け着実に進捗しています。</p> <p>駅北側に位置し繁華街である歌舞伎町では、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下、クリーン作戦による環境浄化・環境美化は成果を挙げ、歌舞伎町からの情報発信も軌道に乗っており、今後も継続して進めていきます。また、大衆文化・娯楽の企画・政策・発表の拠点づくりに向けた事業者誘致、都市整備のガイドラインであるまちづくり誘導方針案のなどハード・ソフトのまちづくりへの取り組みも順調に進められています。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

新宿駅周辺では都市基盤整備にあわせ、まちの再生に向けた機運が高まりつつあるなか、交通環境の整備とともに自由通路から駅前広場、まちへの円滑なアクセス、まちの更新などを視野に入れた一体的な計画の策定を行なっていきます。

また、歌舞伎町の将来ビジョンを実現していくためには、総合的なまちづくりが必要とされるため、ルネッサンス推進協議会のあり方の見直しと各プロジェクトを担っていく歌舞伎町版タウン・マネージメント組織の設立に向けた準備を行なうこととします。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
新宿駅周辺地区の交通環境整備推進	B	239		
歌舞伎町対策の推進(再掲)	B	167		

章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	01	魅力あふれるまちづくり
施策	02	清潔で美しいまちづくり

目的

「ポイ捨て防止」の意識改革と美化活動の充実、「路上喫煙禁止」のPRとパトロール、豊かな生活環境や地域活性化のための良好な景観形成により、区、区民、事業者が役割分担しながら、相互に協力して清潔できれいなまちづくりを進めます。

対象・手段

区民に加え、通勤・通学者も対象として、公共の場所でのポイ捨てによるごみの散乱防止に向けた啓発活動、地元住民との協力による美化活動を行います。また、路上喫煙禁止を推進するため、街頭キャンペーンやパトロール、事業所を通じた従業員への啓発活動、商店街等の協力によるPR等、区、区民、事業者が相互に協力して進めます。良好な景観形成に向けては、区民や専門家の意見を踏まえた景観法に基づく景観計画を策定するとともに、都と協議を行ない、景観行政団体になります。

施策の方向

清潔で快適に過ごせる都市環境づくりを推進するため、駅周辺地区を中心に環境美化・環境衛生対策の充実を図ります。ポイ捨てによるごみの散乱や路上喫煙がなくなるように啓発活動を積極的に推進するとともに、地域の美化活動としてゴミゼロ運動を全区的に広げていきます。また、路上喫煙禁止のPR・パトロールに加え、地域住民等による協力員制度も実施します。平成19年度に景観計画を策定し、良好な景観形成を図っていくことにより、区民にとって潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の活性化や賑わいを創出していきます。こうした事業展開をしていく中で、区、区民、事業者が役割分担しながら相互に協力して清潔できれいなまちづくりを進めます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
ゴミゼロデー参加団体数		新宿区一斉道路美化清掃の日(5月30日)における参加団体数		(平成19年度に)	(200団体)の水準達成	
路上喫煙の減少率		条例施行前(平成17年6月)からの路上喫煙率の減少率 4.13%から1%に減らす		(平成19年度に)	(75.8%)の水準達成	
景観計画の策定		基礎調査終了時点で20%、景観街づくり審議会の答申時点で50%、景観計画策定時点で100%とします。		(平成19年度に)	(100%)の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	団体	200.00	200.00	200.00	
	実績1	団体	262.00	267.00	207.00	
	目標達成率1 = /	%	131.00	133.50	103.50	
	目標値2	%		75.80	75.80	
	実績2	%		56.70	71.70	
	目標達成率2 = /	%		74.80	94.59	
	目標値3	%		100.00	100.00	
	実績3	%		20.00	50.00	
	目標達成率3 = /	%		20.00	50.00	

主な取組み

新宿駅東口周辺、西口周辺、高田馬場駅周辺の美化推進重点地区における散乱防止計画の策定
 ポスター・標識等による美化意識の啓発 商店会等を中心とした美化キャンペーン・クリーン作戦、ゴミゼロデー斉清掃活動の展開 「新宿区空き缶等の散乱防止及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」施行
 区内主要駅周辺等における路上喫煙禁止のキャンペーン・パトロール
 町会・商店街・事業所・学校・集客施設等におけるポスター・ステッカーの掲出、路面標示等のPR
 企業・学校向け路上喫煙禁止説明会、出張研修 景観計画策定の基礎調査、景観計画検討小委員会の設置

課題

路上喫煙やポイ捨ては減少してきていますが、夜間や休日における苦情がまだまだ多く、その解決が課題となっています。区内事業所・学校等に対するPRの徹底とともに、休日に買い物等に訪れる来街者に対するPRやパトロール指導も必要です。また、路上喫煙対策協力員制度を各地で立ち上げ、区民との協働による施策の推進が必要です。景観計画は、区総合計画や都市マスタープランとの整合性を図りながら、策定をする必要があります。また、地域特性を踏まえた景観まちづくりを推進していくためには、地形や土地利用の歴史等の詳細な調査を踏まえた、きめ細やかな単位での景観形成方針を作成する必要があります。

評価

総合評価	
<p>本施策は、ポイ捨てによるごみの散乱や路上喫煙がなくなるように啓発活動やルールづくりを積極的に推進するとともに、駅周辺地区を中心に環境美化・環境衛生対策の充実を図り、また、地域の美化活動としてゴミゼロ運動を全区的に広げていくことを目指しています。</p> <p>ゴミゼロの日の参加団体数は着実に増えてきています。また、歌舞伎町や大久保地区等では、地元事業者や多くのボランティアが参加するクリーン作戦活動が、持続的に展開されています。このように、区民や事業者の美化に対する意識は浸透しつつあり、参加と協働の取り組みも整いつつあるものと評価しています。来街者のポイ捨てや路上喫煙禁止についての意識もだいたい向上し、効果は出てきていますが、繁華街のごみやタバコのポイ捨ては、必ずしも減っていません。また、路上喫煙に対する苦情も少なくありません。そのため、引き続き、区・区民・事業者が、協働して美化活動を展開し、快適なまちづくりを推進していく必要があります。</p> <p>景観計画の方向性については、景観まちづくり審議会からの答申を得られたことから、景観計画を策定するための準備は概ね整ったと考えられます。今後は、景観行政団体になり、景観計画を策定することが課題となります。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

まち美化については地元商店会、団体及びボランティアとの協働による清掃活動が定着してきていますが、更なる推進のため、美化推進重点地区を中心に、区民等との協働による清掃活動とポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーンを総合的に実施していきます。路上喫煙禁止のパトロールによる個別指導については、地域の拡大や時間を延長し、地域団体との連携による路上喫煙対策協力員制度を更に広め、区民との協働により路上喫煙率ゼロを目指します。また、本年度、区長が指定する喫煙所を5箇所から6箇所に増設しましたが、分煙の徹底のため、敷地管理者と協議のうえ、受動喫煙にならない場所での喫煙所の設置に更に取り組んでいきます。景観計画については、都市マスタープランとの整合性を図りつつ、特に地形や土地利用の歴史を十分に踏まえ、今後の景観まちづくりを効果的に誘導していくものとしていきます。そのためにも、平成20年度中に景観行政団体になります。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
路上喫煙対策の推進	B	241		
ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進	B	243		
新たな景観まちづくりの推進	B	245		

章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	02	活力ある地域産業づくり
施策	01	中小企業の振興

目的

産業の構造的な転換等に迅速かつ柔軟に対応できるよう、中小企業の経営力の強化を支援し、地域産業の活性化を図ります。

対象・手段

区内中小企業等を対象として、情報の提供・学習・相互交流・人材育成の機会を拡大する事業を実施します。

施策の方向

中小企業の事業活動の活性化を図るため、創業・経営革新を支援し、既存産業の経営基盤の強化や、新産業の成長を促進します。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
育成企業の応募企業数 (ベンチャー企業道場しんじゅく)		育成企業の応募企業数		(毎) 年度に (8企業) の水準達成		
応募企業数 (優良企業表彰)		応募企業数		(毎) 年度に (22企業) の水準達成		
講座の受講率 (学習支援の実施)		受講者数 / 講座の定員数 (平均)		(毎) 年度に (100%) の水準達成		
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	企業	8.00	8.00	8.00	ベンチャー企業道場しんじゅく: 16年度創設
	実績1	企業	6.00	5.00	8.00	
	目標達成率1 = /	%	75.00	62.50	100.00	
	目標値2	企業	22.00	22.00	22.00	
	実績2	企業	21.00	17.00	25.00	
	目標達成率2 = /	%	95.45	77.27	113.64	
	目標値3	%	100.00	100.00	100.00	
	実績3	%	52.20	29.20	69.00	
	目標達成率3 = /	%	52.20	29.20	69.00	

所管部	地域文化部
-----	-------

主な取組み

企業育成の専門家を継続的に派遣して育成。(「ベンチャー企業道場しんじゅく」16年度創設、18年度:8企業)
 他の模範となる中小企業等を表彰。(「優良企業表彰」12年度創設、18年度:6企業表彰)
 創業・経営等を支援する各種講座の実施。(「学習支援の実施」15年度創設、18年度:創業支援講座・経営支援講座)

課題

区内事業者に、実施する事業を広く周知し、対象企業の募集方法を工夫して応募企業等を増やすことで、より効果的な事業実施を計る必要があります。

評価

総合評価	
<p>本施策は、中小企業が新しい産業動向・ニーズに対応した経営力の強化が得られるよう、支援することを目的としています。 事業実施の際の募集等周知方法について、現況を評価しながら、費用対効果を検証し、検討をすすめる必要があります。</p> <p>「ベンチャー企業道場しんじゅく」は、育成企業の応募数の増加を図るとともに、育成企業の実情に合わせた指導を推進する必要があります。</p> <p>「優良企業表彰」は、平成12年度事業開始より継続して実施してきたことで周知されつつありますが、より事業効果を高めるためのPR方法の検討をすすめる必要があります。</p> <p>「各種支援講座」は、一定の効果が上がっていますが、受講者が少なく費用対効果が低いため、求められている情報を提供する場となるよう検討する必要があります。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

事業効果をより高めるため、募集方法等について、産業・企業団体への働きかけなども行いながら検討していきます。
 「ベンチャー企業道場しんじゅく」は、複数の指導団体により、企業の実情に応じた指導を目指していきます。
 「優良企業表彰」は、19年度から受賞企業相互の情報交換等を目的とした交流の場の提供等を実施します。
 「各種支援講座」は、情報提供及び人材育成の場として、19年度から『産業振興フォーラム』を開催する事業に転換し、事業内容の抜本の見直しを行います。
 平成18年度に実施した産業実態調査の分析結果を踏まえ、産業振興施策を再構築していくことで、事業の見直しや充実を図り、中小企業の活性化を進めていきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
中小企業活性化支援	B	247		

章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	02	活力ある地域産業づくり
施策	02	地場産業の振興

目的

新しい産業が創造される環境づくりを促進し、地域にふさわしい活力ある産業づくりを目指します。

対象・手段

印刷・製本関連産業及び染色業を対象として、各団体が自主的・自立的に実施する事業を支援します。
 新宿区の製造業・情報サービス業等を営む中小企業・団体・グループ等を対象として、新製品開発・技術開発・販路開拓等の事業を支援します。

施策の方向

新宿区の地場産業である印刷・製本関連産業及び染色業を広く周知し、団体が自主的・自立的に実施する事業を支援します。
 IT関連産業を含む製造業(ものづくり産業)を営む中小企業等を支援します。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
ものづくり産業支援事業補助金 交付申請件数		ものづくり産業支援事業補助金の交付申 請件数		(平成18年度に 10件)	年度に の水準達成	
				()	年度に の水準達成	
				()	年度に の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	件		20.00	10.00	
	実績1	件		13.00	7.00	
	目標達成率1 = /	%		65.00	70.00	
	目標値2					
	実績2					
	目標達成率2 = /					
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

主な取組み

- 「新宿区地場産業団体支援事業補助金」交付事業（新宿区染色協議会、新宿区印刷・製本関連団体協議会）
- 「地場産業表彰」（印刷・製本関連産業功労者表彰、染色業優秀技能者表彰）
- 「新宿区ものづくり産業支援事業補助金」交付事業（5件）
- 「新宿区産業実態調査」実施

課題

平成19年度の「産業振興プラン策定会議」で、産業実態調査の分析結果等を基礎資料として、地場産業振興施策の方向性や手法などを検討していく必要があります。
 また、IT関連産業等を含む製造業を対象として17年度に創設した「新宿区ものづくり産業支援事業補助金」事業については、平成20年度以降の産業振興施策の構築にあわせて、実施方法等を検討していくことが必要です。

評価

総合評価	
本施策は、地場産業（印刷・製本関連産業、染色業）の活性化を支援し、地域経済の発展を図ることを目的としています。 区では、昭和52年から、印刷関連産業と染色業を新宿区の地場産業と位置づけ、振興策を実施してきました。 今後は、区内の産業構造の変化を踏まえ、地場産業振興手法についても検討していく必要があります。 また、印刷・製本関連産業、染色業の事業者自身の意識改革と主体性をもった新製品開発・販路拡大等への取り組みを促す必要があります。 ものづくり産業への補助事業を実施しつつ、産業実態調査が今後の産業振興施策構築のための基礎資料となるよう、調査票等について検討し、調査を実施しました。 産業実態調査を分析し、新たな「産業振興プラン」の策定に活かしていく必要があります。	B

今後の取組み・改革の方針

印刷・製本関連産業、染色業の事業者自身の意識改革と主体性をもった新製品開発・販路拡大等への取り組みなどの事業運営を促す必要があります。
 平成18年度に実施した産業実態調査の分析結果等を基礎資料として、平成19年度に「産業振興プラン」を策定し、新たな産業振興施策について検討します。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
地場産業の振興	B	249		
ものづくり産業支援	B	251		

章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	03	魅力ある地域商店街づくり
施策	01	商店街の活性化

目的

商店街を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、商店会が自主的に取り組む調査・研究等の事業に対して、その経費の一部を助成し、商店街の活性化、自立化支援を図ります。

対象・手段

区内商店会が自主的に取り組む研修事業、プラン策定事業、商圈拡大、商店街PR事業等に対して助成します。(補助率:補助対象経費の2/3、補助限度額:30万円)

施策の方向

商店会が地域に密着した事業(商店街のマップ・ホームページ作りなど)に主体的に取り組むことを区が支援することにより、商店街の活性化が促され、まちの活性化につながります。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
補助事業実施件数		商店会に対する補助金交付予定件数		(毎) 年度に (7件) の水準達成		
補助事業実施効果度		商店会に対するアンケートで、「効果があった」と回答を得た事業の割合		(毎) 年度に (100%) の水準達成		
				() 年度に () の水準達成		
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	件	7.00	7.00	7.00	事業効果アンケートは、平成17年度から実施
	実績1	件	5.00	4.00	3.00	
	目標達成率1 = /	%	71.43	57.14	42.86	
	目標値2	%		100.00	100.00	
	実績2	%		100.00	100.00	
	目標達成率2 = /	%		100.00	100.00	
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

所管部	地域文化部
-----	-------

主な取組み

商店会が自主的に行う、地域に密着した事業(商店街のマップやホームページ作りなど)を支援しました。

課題

商店会に対して、事業内容を説明するとともに、「ステップアップフォーラム」で具体的な成功事例・活動報告等の情報提供を行い、より効果的に事業が行われるよう支援していくことが必要です。
 また、区が積極的に商店会の現状に合わせ助言し、商店会の自主的な取組みをさらに進めていく必要があります。

評価

総合評価	
<p>本事業を活用することで、地域住民の商店会に対する認知度が上がるなど、一定の成果が上がっています。</p> <p>商店会が自らの商店街の特性を活かした活動や地域資源を見直す取り組みを行うことによって、商店会の組織強化、地域コミュニティとの連携を図ることができ、商店街の活性化につながっています。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

現在は、主にHP作成や商店街マップ作成等の商店会PR事業として活用されています。

今後は、『まちづくり』に視点を向けた勉強会、マーケティング調査等、商店会の様々な取り組みについて情報を提供し、より効果的な支援策となるよう、積極的に助言等を行う必要があります。

「ステップアップフォーラム」で商店会サポーター制度と連携させ成功事例を紹介し、また、事業内容について相談できる場を設けることにより、商店街活性化事業として効果を高めていきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
商店街ステップアップ支援事業	B	253		

章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	03	魅力ある地域商店街づくり
施策	02	魅力ある買物空間づくり

目的

商店会が実施する施設整備事業、IT活用事業及びイベント事業等を支援することにより、人が集まり交流する、楽しい買物の場としての魅力ある商店街づくりを図ります。

対象・手段

区内商店会が実施する商店街の施設整備・地域コミュニティ事業、IT活用事業、イベント事業について補助金を助成します。

(施設整備等の補助率:補助対象経費の2/3、補助限度額:2,000万円)

(イベント事業の補助率:補助対象経費の2/3、補助限度額:200万円)

施策の方向

商店街の環境整備等やイベントを支援することにより、魅力的な買物空間作りや、地域のコミュニティ・交流の場としての商店街のにぎわいや潤いの創出を図ります。

また、施設整備がまちづくりと一体となって推進されるよう他部門との連携を図っていきます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
魅力ある商店街づくり支援事業実施効果度		商店会に対するアンケートで、「効果があった」と回答を得た事業の割合	(毎) 年度に (100%) の水準達成			
商店街にぎわい創出支援事業実施効果度		商店会に対するアンケートで、「効果があった」と回答を得た事業の割合	(毎) 年度に (100%) の水準達成			
			() 年度に () の水準達成			
施策の達成状況						
	単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
施策 成果 指標	目標値1	%		100.00	事業効果アンケートは、平成17年度から実施	
	実績1	%		100.00		
	目標達成率1 = /	%		100.00		100.00
	目標値2	%		100.00		100.00
	実績2	%		95.10		98.80
	目標達成率2 = /	%		95.10		98.80
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

主な取り組み

商店会が地域の特性を活かし、自主的に行う商店街の街路灯の設置・建替え、カラー舗装の改修工事、ITシステムの
新設等の施設整備事業や、地域のコミュニティ交流、商店街の売り上げ向上を目的としたイベント事業を支援しました。

課題

魅力ある買物空間の創出には、施設整備のハード部分と、コミュニティづくり・街づくりという視点でのソフト部分の両面の
支援が必要不可欠です。
 今後は、隣接する商店街の連携事業への助成事業、地域の特性・変化に対応した取り組み等、広域的な観点からの支
援のあり方を検討していく必要があります。

評価

総 合 評 価	
<p>本施策は、商店街が、人が集まり交流する『魅力ある買い物空間』となるよう振興を図る上で必要なもので す。 多額の経費を要することが多く、商店会にとって大きな負担となっている施設整備事業等に対して、本施策 に基づく事業助成を行うことで、商店街のハード・ソフトの整備や活性化に寄与してきたものと評価していま す。 また、イベント事業に対する事業助成については、商店会からの申請件数が増加傾向にあり、商店街への 集客力向上と地域との交流を深める事業として評価しています。 今後も、商店街や地域の実情にあった事業運営に努めていく必要があります。</p>	B

今後の取り組み・改革の方針

『魅力ある買い物空間づくり』を目指して、近接する商店街との連携事業への助成等を視野に入れながら、継続的な効果
が得られるよう、商店会サポーターの助言活動と連携させ取り組んでいきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
魅力ある商店街づくり支援事業	B	255		
商店街にぎわい創出支援事業	B	257		

章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	04	豊かな消費生活の実現
施策	01	消費者の自立支援

目的

消費者が、自ら進んで必要な知識を習得できるような環境を整備するとともに、消費者教育の充実を図り、消費者が主体的かつ合理的な判断と行動に基づいて、豊かで自立した消費生活を送れるよう支援します。

対象・手段

出前講座：区内事業所、学校、消費者団体、地域団体等を対象に、その要請に応じて講師を派遣します。
副読本の作成配布(平成14年度から実施計画事業)：中学生を対象とした消費者教育のための副読本を作成し、「社会科、家庭科、総合学習」授業で使用することを通じて早期の段階から消費生活に関する正しい知識の普及を図ります。

施策の方向

消費者が自ら問題を解決していけるよう、消費者情報の提供を充実するとともに、消費者講座等、消費者教育の充実を図ります。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
出前講座		実施回数		(平成18年度に)	(年12回)の水準達成	
副読本の作成配布		中学生用消費者教育副読本の作成配布		(平成18年度に)	(100%配布)の水準達成	
				()年度に	()の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	回	9.00	9.00	12.00	
	実績1	回	11.00	27.00	19.00	
	目標達成率1 = /	%	122.22	300.00	158.33	
	目標値2	%	100.00	100.00	100.00	
	実績2	%	100.00	100.00	100.00	
	目標達成率2 = /	%	100.00	100.00	100.00	
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

所管部	地域文化部
-----	-------

主な取り組み

出前講座 年19回 (消費生活相談員 19回)
副読本作成配布 3,000部 (平成18～19年度使用)

課題

消費者が悪質商法による新たな消費者問題にも対処するためには、最新の消費者情報の提供や消費者教育の普及啓発が必要です。このため、学校、地域、団体等へ出前講座、出張相談、訪問相談を効率・効果的に実施できる普及啓発システムの構築が課題となっています。

評価

総合評価	
<p>消費者教育や情報提供事業は、消費生活の諸問題について区民が消費者として必要な知識を習得できる環境づくりを推進し、消費者が自ら問題を解決し自立した消費生活を送れるよう支援しています。</p> <p>18年度から悪質商法防止支援事業を本格実施し、特に高齢者の被害防止、被害の早期救済を図るために介護保険事業者や民生児童委員などを対象とした出前講座を実施し成果を挙げています。</p> <p>今後、悪質商法の手口が益々巧妙化する中で、消費者被害の未然防止を図る観点からも消費者教育と情報提供の充実を図ることが必要です。</p>	B

今後の取り組み・改革の方針

悪質商法による新たな被害の発生に対し、区民が消費者として自ら対処できるよう支援するためには、最新の被害事例などタイムリーに紹介するなど、区民に適確な情報を提供していきます。特に高齢者を狙った悪質商法の被害を防止するために、高齢者の身近で活動している介護保険事業者や民生児童委員などを対象とした出前講座、出張相談、戸別訪問を積極的に行っていきます。中学生への消費者教育については、教育委員会との連携をより一層強化し、学校教育における消費者教育の拡充に努めます。

今後、悪質商法の手口が益々巧妙化する中で、消費者被害の未然防止を図るために消費者教育と情報提供の充実を努めます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
消費者学習の充実	B	259		

章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち
大項目	01	環境への負荷の少ない社会システムの構築
施策	01	環境への負荷の低減

目的

区内の大気汚染、騒音・振動、悪臭の状況を把握するとともに、公害の発生源に対する規制・指導を充実し、汚染物質の排出低減を図ります。

対象・手段

本庁、四谷の2測定局で大気質等の常時測定、区内4交差点での大気汚染測定 神田川及び妙正寺川の水質調査 酸性雨調査 ダイオキシン類調査 自動車騒音・道路交通振動の測定・評価(1. 要請限度に関する測定 2. 環境基準に関する測定) 繁華街の騒音対策 工場・事業所等の臭気・燃料調査 アスベスト除去・建設作業の監視 有害化学物質の対策

施策の方向

大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、悪臭の状況を監視し、大きな発生源に対しての対策を進めることで、区民の健康を保護し、生活環境を保全していきます。

成果指標

指標名		定義			目標水準	
公害の苦情処理に係る相談者の満足度		年間の苦情処理件数のうち、区の処理に対して「満足」又は「一応満足」と感じた件数の割合。			(平成24年度)	() 年度に
					(80%)	の水準達成
					()	年度に
					()	の水準達成
					()	年度に
					()	の水準達成
施策の達成状況						
		単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考
施策 成果 指標	目標値1	%	80.00	80.00	80.00	平成18年度の苦情処理件数全140件「満足」及び「一応満足」とした件数74件
	実績1	%	56.00	56.80	52.90	
	目標達成率1 = /	%	70.00	71.00	66.13	
	目標値2					
	実績2					
	目標達成率2 = /					
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

所管部	環境土木部
-----	-------

主な取組み

本庁、四谷の2測定局で大気質等の常時測定、区内4交差点での大気汚染測定 神田川及び妙正寺川の水質調査
 酸性雨調査 ダイオキシン類調査 自動車騒音・道路交通振動の測定・評価(1. 要請限度に関する測定 2. 環境基準に関する測定) 繁華街の騒音対策 工場・事業所等の臭気・燃料調査 アスベスト除去・建設作業の監視 有害化学物質の対策

課題

近年は自動車排出ガスによる大気汚染の解消が重要な課題となっています。また、建築ラッシュ等に伴い、建築作業に係る騒音・振動の苦情が増加しており、対応に追われているほか、アスベスト除去工事の監視の充実を図る必要があります。

評価

総合評価	
<p>本施策は、区内の大気汚染、騒音・振動、悪臭の状況を把握するとともに、公害の発生源に対する規制・指導を充実し、汚染物質の排出低減を図ることを目的としています。本施策における取組みである地道な測定とデータの蓄積が、環境問題への意識啓発のバックボーンとなっているものと評価しています。また、法定測定や都への報告も事業の中には含まれており、引き続き事業を継続していく必要があります。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

地道な測定とデータの蓄積及び公表が、区民の環境問題への意識啓発にもつながっています。また、法定測定や東京都への報告等もあり、引き続き事業の継続が必要です。
 今後の予定として、平成20年4月戸山測定局再開があります。戸山測定局の再開に際しては、自動車排排出ガス測定局での測定項目の再検討を行い、事業経費の適正化を図る必要があります。
 また、四谷測定局についても老朽化及び環境負荷低減のため、測定機器の更新を検討すべき時期にあります。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
公害の監視・規制・指導の充実	B	261		

章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち
大項目	01	環境への負荷の少ない社会システムの構築
施策	02	資源循環型社会の形成

目的

環境への負荷が少なく、限りある資源を有効利用できる資源循環を基調とした社会を築くことを目的とします。

対象・手段

区は区民、事業者、地域活動団体と連携し、区民や事業者がそれぞれに環境に対する意識や行動の変革をもたらすよう、環境学習など普及啓発事業を推進します。
また、集団回収など、協働型のリサイクル活動への区民参加を進めると共に、区は資源回収事業を推進します。

施策の方向

循環型社会形成推進基本法の下、「食品リサイクル法」、「家電リサイクル法」など様々なリサイクル法の整備が進み、「容器包装リサイクル法」の見直しも行われたところです。また、平成18年4月に、都の派遣扱いであった清掃事業職員も区職員となり、名実ともに清掃業務が完全移管されました。今後とも、行政、区民、事業者がそれぞれに責任と役割を果たし、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を通じて、ごみの減量とリサイクルを推進します。
また、廃棄物の収集・処理について、推進体制の充実を図ります。

成果指標

指標名		定義		目標水準			
資源化率(%)		資源回収量 / (行政が収集するごみ + 資源回収量)		(平成19年度に)	(20%) の水準達成		
環境学習実施回数		区立小学校等での環境学習実施学校数		(平成19年度に)	(35校) の水準達成		
集団回収への参加率(%)		資源集団回収参加世帯数 / 区内世帯数		(平成19年度に)	(60%) の水準達成		
施策の達成状況							
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
施策 成果 指標	目標値1	%	20.00	20.00	20.00	(目標値2) 17年度 15校 18年度 25校 19年度 35校 15、16年度は 17年度の目標値を設定	
	実績1	%	17.30	17.40	18.30		
	目標達成率1 = /	%	86.50	87.00	91.50		
	目標値2	校	15.00	15.00	25.00		
	実績2	校	11.00	15.00	45.00		
	目標達成率2 = /	%	73.33	100.00	180.00		
	目標値3	%	55.00	55.00	58.00		(目標値3) 17年度 55% 18年度 58% 19年度 60% 15、16年度は 17年度の目標値を設定
	実績3	%	48.30	49.00	48.70		
	目標達成率3 = /	%	87.82	89.09	83.97		

主な取組み

資源循環型社会形成に向けた普及啓発
 資源集団回収団体への支援
 区による資源回収の実施

課題

区民や事業者、地域活動団体、学校等と連携し協力しながら、環境に対する意識や行動の変革をもたらすための効果的、効率的な普及啓発策を検討し、実施することが課題です。
 集団回収への参加率や資源化率の目標達成に向けては、更なる方策を検討し、実施することにより、ごみ減量とリサイクルを計画的に推進することが必要です。
 また、東京23区は、平成20年度を目標に、現在不燃ごみである廃プラスチックを可燃ごみの扱いとし、焼却により熱回収する、サーマルリサイクル実施の方針を出しました。これを受けて、新宿区は容器包装プラスチックの資源回収の実施を決定しました。資源・ごみの分別方法の変更をいかに円滑に行うかが大きな課題です。

評価

総合評価	
<p>本施策は、「容器包装リサイクル法」や「食品リサイクル法」等の循環型社会形成推進に向けた法体系の整備や、清掃事業の区への移管を背景として、行政、区民、事業者がそれぞれに責任を果たし、ごみの発生抑制や分別、資源の再利用等を通じて、ごみの減量とリサイクルの推進を図るとともに、廃棄物の収集・処理についての推進体制を充実することを意図した施策です。 今計画期間においては、景気の低迷やリサイクルの推進により、ごみの減量が見られました。また、18年度はペットボトルの拠点回収を始め、回収量は二倍に増えました。循環型社会形成に向けた普及啓発や資源回収の推進等の取り組みは着実に展開することができたと評価しています。 国は循環型社会形成推進法をはじめとする各種の法律を制定し、限りある資源を有効利用できる社会を構築することを重要施策として位置づけています。資源循環型社会は一朝一夕には実現することはできません。しかし、区としては最終処分場の延命化や地球資源の枯渇防止という観点からも、資源循環型社会の形成をめざし、区民・事業者の意識改革を図ることが重要であると考えています。今後も普及啓発事業の拡充と資源回収事業の積極的展開により、施策として高い成果を上げていく必要があります。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

資源の回収方法や回収品目を拡充することで資源回収率を向上させ、ごみの減量を図ります。
 事業者への排出指導の際に積極的に普及啓発活動を行うなど、普及啓発活動の拡充に努めます。
 また、平成20年度から東京23区で実施する、廃プラスチックの焼却による熱回収を踏まえ、ごみの発生抑制、再生利用の推進に向けた普及啓発を進めるとともに、ペットボトル・白色トレイの他に新たに容器包装プラスチックの資源回収を行い、ごみとなるプラスチックを極力減らす取り組みを行います。区全域での本格実施に先立ち、19年7月からは、資源・ごみの新しい分別収集をモデル地区で実施します。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
ごみの発生抑制に向けた普及啓発	B	263		
資源回収の推進	B	265		

章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち
大項目	01	環境への負荷の少ない社会システムの構築
施策	03	環境保全思想の普及と啓発

目的

環境学習情報センターを活用して適切な情報提供、環境に関連するイベントなどを行い、環境問題への関心・理解を深め、環境に配慮した生活や行動ができるように普及・啓発を図ります。

対象・手段

環境学習情報センターを核として、区民・企業・NPO・学校との連携と協働を進め、環境に関する意識を向上させ、具体的に環境改善を実践できるよう、啓発パンフレット等の作成と配布、出前環境学習の実施、ホームページへの掲載、区民・企業・NPO・学校への環境保全活動の支援を行います。

施策の方向

環境学習情報センターを核とした、各種イベントの開催、事業者との連絡会を通じて、普及・啓発、支援をより一層効果的に進め、区民、事業者、NPOが環境保全活動を実践しやすい条件を整えていきます。

成果指標

指標名		定義	目標水準			
「エコリーダー養成講座」の参加者数		地域の環境活動リーダーを養成することを目的とした連続講座の参加者数です。	(平成19年)	年度に	(300人) の水準達成	
「まちの先生見本市」の参加者数		学校の環境学習・環境活動推進のため、各関係者が連携して実施する「まちの先生見本市」(1回)の参加者数です。	(平成19年)	年度に	(500人) の水準達成	
			()	年度に	() の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	人	300.00	300.00	300.00	
	実績1	人	265.00	340.00	150.00	
	目標達成率1 = /	%	88.33	113.33	50.00	
	目標値2	人	500.00	500.00	500.00	
	実績2	人	650.00	2000.00	700.00	
	目標達成率2 = /	%	130.00	400.00	140.00	
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

所管部	環境土木部
-----	-------

主な取組み

環境学習情報センターの管理運営
 小・中学校での環境学習
 エコリーダーの養成
 夏休み親子体験教室「神田川たんけん隊」
 環境保全活動を地域に広げていくことを目的としたエコライフ推進員の活動、エコ事業者連絡会の開催

課題

環境学習情報センターを核として、幼・小・中学校での環境学習、エコリーダーの養成等、地域の環境改善につながる企画が進められてきています。今後も、こうした企画を増やしていくことにより、環境保全思想の一層の普及啓発を進めていくことが必要です。また、環境学習情報センターによる事業の推進、区による基盤整備等、役割分担を明確にしていくことも必要です。

評価

総合評価	
<p>本施策は、イベントや適切な情報の提供等を通じて、環境に関する啓発の場と機会の充実を図るとともに、幼・小・中学校と連携し、体験学習等の機会を充実させることを意図した施策です。</p> <p>こうした環境保全の普及啓発と活動の拠点となる環境学習情報センターを核として、NPOや区民・事業者との協働のもとに施設の運営や事業が展開されていることから、施策の意図する環境に関する啓発の場と機会の充実ということについて、大きく前進させることができたことと評価しています。また、区立の幼稚園・小中学校における環境学習や親子体験教室等、環境学習のプログラムの取組みも着実に進めてきています。今後も引き続き取り組みを進めていくことが必要です。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

環境学習情報センターを核とした、区民・地域団体・NPO・企業・学校等の連携、協働を一層推進します。また、エコライフ推進員を一層活用し、環境保全思想の定着を担う仕組みづくりをしていきます。さらにホームページの充実等、手段の改善を図り、今後もより一層効果的な普及啓発活動の展開を図ります。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
環境学習情報センターを核とした普及・啓発	B	267		

章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち
大項目	02	快適環境の保全と創出
施策	01	環境施策の総合的展開と推進

目的

区民、事業者、様々な団体等との連携により、環境基本計画を推進します。環境白書によって環境基本計画の進捗状況を点検するとともに、環境白書の報告会を開催して、環境保全の取り組みについて普及啓発を図ります。

対象・手段

環境白書報告会を通して、環境行動指針の普及を図るとともに、環境基本計画の進行管理をします。白書報告会の中で問題点が出てきた場合には、ワークショップを開いて検討し、パネルディスカッションを行います。18年度には、ワークショップでの検討結果について区民等から広く意見を聞くため、シンポジウムを開催しました。

施策の方向

環境白書の作成と報告会の開催により、環境基本計画を着実に推進し、環境施策の総合的展開を図ります。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
環境白書の作成		環境白書の作成		(毎) 年度に (1回) の水準達成		
環境白書報告会の開催		環境白書報告会の開催		(毎) 年度に (1回) の水準達成		
				() 年度に () の水準達成		
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	回	1.00	1.00	1.00	
	実績1	回	1.00	1.00	1.00	
	目標達成率1 = /	%	100.00	100.00	100.00	
	目標値2	回	1.00	1.00	1.00	
	実績2	回	1.00	1.00	1.00	
	目標達成率2 = /	%	100.00	100.00	100.00	
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

所管部	環境土木部
-----	-------

主な取組み

- 毎年度1回、環境白書を作成
- 毎年度1回、環境白書報告会を開催
- 必要に応じて、ワークショップ、シンポジウムを開催

課題

区民・事業者・NPO等と連携、協働して環境基本計画の進行管理、見直しを行っていく必要があるため、「環境白書を読む会」への参加者をさらに増やしていくことが課題です。

評価

総合評価	
<p>本施策は、環境基本計画や環境行動指針に基づき、環境施策を総合的に展開するとともに、環境に関する区民・団体・事業者の活動促進や団体の育成を行うものです。</p> <p>平成16、17年度には環境白書を作成し、環境基本計画の進捗状況を点検しました。平成17年度には環境白書の報告会を開催し、環境基本計画に掲げられた施策の進捗状況を公表するとともに、区民・事業者・NPO等と検証することもでき、環境施策の着実な推進と必要な見直しことができました。</p> <p>平成18年度には、後期の環境基本計画策定に向けて、「環境施策検討会」(ワークショップにあたる会議)を開催して環境基本計画の見直しを進めました。環境白書を作成し、「環境白書を読む会」(「環境施策検討会」のメンバーをパネリストとしたシンポジウムと、白書の報告会を兼ねた会)を開催しました。これらのことから、計画見直しに向けて着実な取組みを進めることができたと評価しています。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

- 環境白書の無償頒布、ホームページ上での公開、区民・事業者等を交えた報告会のほか、シンポジウムの開催などにより環境施策を広く公表していきます。
- また、地球温暖化対策の推進を強化するための環境基本計画の見直しについて、環境審議会に諮問し、審議会及び環境施策検討会で検討を進めていきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
環境白書の作成と報告会の開催	B	269		

章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち
大項目	02	快適環境の保全と創出
施策	02	環境保全型まちづくり

目的

環境に配慮した舗装を実施することでヒートアイランド抑制効果を高めるとともに、道路施設において、資源の有効活用を進めます。

対象・手段

温度低減効果舗装の実施（遮熱透水性舗装）
 既存資源の有効活用（木製防護柵）

施策の方向

温度低減効果がある舗装の実施や既存資源の有効利用を図ることで、身近なところから、環境に配慮したまちづくりを進めます。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
遮熱透水性舗装の施工面積		遮熱透水性舗装の面積		(毎) 年度に (1,300㎡) の水準達成		
木製防護柵の施工延長		木製防護柵の延長		(毎) 年度に (100m) の水準達成		
				() 年度に () の水準達成		
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	㎡		1300.00	1300.00	
	実績1	㎡		1229.00	1370.00	
	目標達成率1 = /	%		94.54	105.38	
	目標値2	m		100.00	100.00	
	実績2	m		110.70	161.40	
	目標達成率2 = /	%		110.70	161.40	
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

所管部	環境土木部
-----	-------

主な取組み

平成18年度実績
 遮熱透水性舗装 1,370 m²
 木製防護柵 161.4 m

課題

遮熱透水性舗装については、ヒートアイランド対策に効果がある環境配慮型舗装として、東京都土木技術研究所等の協力の下、試験的に導入しました。今後とも、その効果を検証していくことが必要です。
 木製防護柵については、経年変化による劣化状況を経過観察することが必要です。

評価

総合評価	
<p>本施策は、環境負荷を抑制もしくは減少させるまちづくりを目指しています。特に区が管理する道路において、新たな工法や材料を取り入れ、積極的に環境に配慮した事業に取り組んでいます。 遮熱透水性舗装や木製防護柵の整備は、地域に身近な区道における施策であることから、区民が享受しやすく、事業効果が高い施策であると考えており、今後とも耐久性の検証や性能評価等の検討を続けながら、環境保全型まちづくりの推進を目指すとともに、新たな取組みについても研究していきます。 また、区民等へは、間伐材利用の効果を紹介するなど、資源の有効活用に関する普及啓発を行っていきます。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

研究機関とも連携して評価・検証を進めていきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
環境に配慮した道づくり	B	271		

章	6	構想の推進のために
大項目	02	参加と協働のまちづくりの推進
施策	01	参加と協働のまちづくりの推進

目的

区民の区政への参画意識の一層の高揚と、特別区債の資金調達手法の多様化を図ります。

対象・手段

区民が区が実施する特定の施設整備や事業について、直接投資できる仕組みとして市場公募型の特別区債の発行に取り組めます。

施策の方向

区民のまちづくりへの参加意識や事業への監視・チェック意識が高まることが期待できます。資金調達手段が多様化するとともに、区民の行政への意識を高めることにつながります。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
区民参加型ミニ市場公募債の発行		落合第二特別出張所等区民施設建設公募債発行		(平成18年度に1回)	年度に1回の水準達成	
				()	年度に()の水準達成	
				()	年度に()の水準達成	
施策の達成状況						
		単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考
施策成果指標	目標値1	回			1.00	
	実績1	回			1.00	
	目標達成率1 = /	%			100.00	
	目標値2					
	実績2					
	目標達成率2 = /					
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

主な取組み

IR活動(投資家への財務情報提供)の一環として、区の財政に関するリーフレットを作成するとともに、落合第二区民センター建設を目的とした住民参加型市場公募債(新宿夢まち債 発行額:293百万円)を発行しました。

課題

区民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から、今後とも効果的な「住民参加型市場公募債」について研究を進める必要があります。区民にとって市場公募債の商品性の向上と合せ、発行条件や調達コストについても他自治体の例を参考にしながら、さらに検討を行うことが重要です。

評価

総合評価	
計画どおり、平成18年度に「落合第二特別出張所等区民施設建設」の資金として、住民参加型市場公募債(新宿夢まち債)を発行することができました。	B

今後の取組み・改革の方針

地方債市場の動向及び新たな実行計画の策定を踏まえ、住民参加型市場公募債に適する事業を選定します。具体的な実践を通し、今後の直接金融による資金調達手法のノウハウを蓄積していきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
区民参加型ミニ市場公募債の発行	B	273		

章	6	構想の推進のために
大項目	03	地域を基盤にした区政の推進
施策	01	地域を基盤にした区政の推進

目的

区民は、地域を生活の場とし、地域で様々な課題に直面します。区は、こうした地域で日々営まれる区民生活の実態やそこで発生する課題に対応するため、常に地域に目を向けると同時に、地域からの視点を重視したまちづくりをすすめていくことが重要です。そのために、地域における区民の創意を大切に、地域ごとの計画づくりを支援します。

対象・手段

区民や地域団体、NPO、企業等が区民の目線から基本構想・基本計画原案を検討することにより、区民生活の生活実態に対応した、区民にとって自分たちの生活と区の施策とのつながりが分かりやすい計画づくりを行ないます。また、各特別出張所の地域単位で、区民の区政への参画及び地域課題を解決する場として設立した地区協議会が、議論と意見交換を行うことで、区政への参画を促すとともに、自らの発想と力で地域課題を解決する役割を担うことにより、住民自治の拡充を図ります。

施策の方向

区と区民や地域団体、NPO、企業等とが、互いに尊重・協働しながら基本構想の見直し及び新たな基本計画の策定に取り組むことにより、参画と協働による、地域や区民生活の実態に根ざした計画づくりを進め、区民と行政が将来のまちづくりの方向性を共有できるようにします。

各地区において、地区協議会が機能していくことで、地域の自治意識の高まりと自らの発想で地域課題を解決する力の醸成を図ります。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
新宿区民会議へ100人規模の区民等の参画を得ること		新宿区民会議への参加数		(平成17年度に)	100人の水準達成	
区へ提出(意見書)		10箇所地区協議会が地区別まちづくり方針などについて区へ提出(意見書)した地区協議会の数		(平成18年度に)	10箇所の水準達成	
地区協議会の運営		各分科会及び各課題プロジェクトごとに月1回程度の会議を開催する。		(平成18年度に)	10所で516回の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	人		100.00	100.00	平成17年度目標値地区協議会の設立は平成17年度内に100%達成済のため、平成18年度は新たな指標に変更しました。
	実績1	人		376.00	376.00	
	目標達成率1 = /	%		376.00	376.00	
	目標値2	箇所		10.00	10.00	
	実績2	箇所		10.00	10.00	
	目標達成率2 = /	%		100.00	100.00	
	目標値3	回		245.00	516.00	
	実績3	回		228.00	449.00	
	目標達成率3 = /	%		93.06	87.02	

主な取組み

平成17年6月に区民検討組織である「新宿区民会議」を立ち上げ、基本構想、基本計画に盛り込むべき内容について検討いただき、平成18年6月に基本構想、基本計画について提言書を区長に提出していただきました。この提言書を受け基本構想審議会を設置し審議いただきました。また、平成18年8月に10箇所の地区協議会から地区の将来像を検討した地区別まちづくり方針意見書が区長に提出されました。地区協議会では、主にまちづくり関連・安全安心関連及び福祉に関する分科会を設け、活発な議論が行われました。

課題

区民会議の提言書を尊重した審議会答申を踏まえた区素案づくりを行うとともに、区素案に対する区民意見を聴く必要があります。

区は、地区協議会の自主性を重んじながら、その活動の充実が図られるように協議会の位置づけを明確化し、一定の責任と権能を付与するための仕組みづくりを検討していく必要があります。地区協議会が多くの区民との協働を進め、地域の自治意識を高め、地域課題の解決に向けての取組みを通じて「皆でまちを担うしくみ」として地域に根ざすことが重要です。

評価

総合評価	
<p>区民会議には当初想定した以上の区民等の参画を得られ、月2回の定例的な会議以外にも自主的な打ち合わせが行なわれるなど、非常に活発な活動が行われました。その検討成果を提言書としてまとめたいただくことができました。</p> <p>また基本構想審議会では活発な議論をいただき、区民会議の提言を尊重した答申を得ることができました。</p> <p>以上により基本構想、基本計画策定の過程が順調に進捗するとともに、区民会議参加者のまちの担い手としてのこれからの活躍を大いに期待することができます。</p> <p>また、地区協議会が10地区で設立されたことは、これからの新宿区における住民自治のあり方を考えるうえで、極めて意義があります。地区協議会には、448人の区民等の方が委員として参加し、常設の機関として、区政への参画と地域の課題解決に向けた取り組みがなされていることは、新たな住民自治の第一歩を記したものと評価します。こうした活動の積み重ねにより、地域における人々の交流や連携を深めていくことができます。</p>	A

今後の取組み・改革の方針

基本構想、基本計画の策定にあたっては、区民会議及び地区協議会の提言・意見を尊重した審議会答申の内容を踏まえ各計画素案を作成し、パブリック・コメントを実施するとともに、各地域ごとに説明会を開催し、区民及び各地区協議会から意見をいただき区案をまとめていきます。

また、地区協議会については、より一層の周知を図り、地域コミュニティの核となり、「区政参画」「地域課題の解決の場」として、自主・自立的組織となれるよう区は支援していきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
区民との協働による基本構想・基本計画づくり	A	275		
地区協議会の設立・運営(地区協議会との協働)	A	277		

章	6	構想の推進のために
大項目	04	広域的な都市課題への対応
施策	01	広域的な都市課題への対応

目的

大都市問題であるホームレス問題の解決のために、『新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画』に基づき、区全体で取り組んでいくための総合的な対策を整備していく中で、区とNPOや区民等との協力・連携、都及び各区との連携による事業の推進によりホームレスの自立を支援します。

対象・手段

対象は、区内のホームレス、区民・事業者・NPO等民間団体です。
 手段は、 宿泊所等入所者相談援助事業、 NPO・住民との連携、 啓発事業、 拠点相談事業です。

施策の方向

『宿泊所等入所者相談援助事業』では、自立生活への相談指導、再びホームレス生活へ戻らないよう相談、援助指導を支援します。『NPO・住民との連携』では、区と区民・団体等が連携して、自立支援のネットワークづくり、また、NPOや活動団体によるシンポジウム、研究会の開催を支援し情報の共有化を図ります。『啓発事業』では、ホームレスの実情や自立支援策を説明するパンフレットを作成、配布し区民等に理解と協力を得られるよう啓発活動を行います。『拠点相談事業』では、継続的にホームレスの相談に応じ、自立に関する情報や福祉施策に関する情報を提供することで早期の自立を支援します。

成果指標

指標名		定義		目標水準		
新宿区区民意識調査の区政への要望で、ホームレスに関する施策への要望を減らす。		ホームレスの自立が進めば、ホームレスに関する要望が減り、前年度を下回れば100%。		(毎年度)	年度に	
				(100%)	の水準達成	
				()	年度に	
				()	の水準達成	
				()	年度に	
				()	の水準達成	
施策の達成状況						
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
施策 成果 指標	目標値1	%		100.00	100.00	
	実績1	%		100.00	100.00	
	目標達成率1 = /	%		100.00	100.00	
	目標値2					
	実績2					
	目標達成率2 = /					
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3 = /					

所管部	福祉部
-----	-----

主な取組み

- ・ホームレスの自立支援等に関するシンポジウム等への支援。(3回)
- ・区立小中学校教師研究会への講師派遣。(1回)
- ・ホームレスの自立を支援する団体等の連絡会議を開催。(12回)
- ・『宿泊所等入所者相談援助事業』、『拠点相談事業』を実施。
- ・都区共同事業『地域生活移行支援事業』及び『自立支援システム事業』を実施。

課題

区民・NPOとの連携、都・区の共同事業、区の単独施策などホームレスの自立支援のための仕組みが整えられてきています。今後はより困難な自立への阻害要因を抱えるホームレスが再び路上生活に戻ることのないように、阻害要因を一つ一つ解決するために、自立支援の仕組みを最大限活用しながら自立を支援することが課題です。

評価

総 合 評 価	
ホームレス問題に関する啓発活動を行うとともに、区民やNPO、都・他区との協力・連携が進み協力や業務の委託などにより、ホームレスの自立支援は効果を上げており、施策の有効性を示しています。	B

今後の取組み・改革の方針

ホームレスを路上生活に再び戻さないためには、都区共同事業や区の施策などの事業利用者を増やすことが重要です。そのためには、区民、NPO・都、他区との連携を基本に事業の体系化・総合化を図り、効率性をより一層高めた継続的な取組みが必要です。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
ホームレス対策	B	279		

章	6	構想の推進のために
大項目	05	行財政の効率的運営
施策	01	行財政の効率的運営

目的

総合的で弾力的な執行体制の確立 効率的な区政運営の確立
 施策の優先順位等を踏まえた行財政運営の推進 施設の有効活用と再編整備
 財源確保の強化 区職員の資質向上

対象・手段

対象:行政
 手段:ITの活用、新しい行政管理手法の開発、効率的な内部管理システムの活用等

施策の方向

高度情報化への対応として、住民サービスの向上と簡素で効率的な行政運営の実現を目指した電子区役所の推進を図ります。
 効率的な区政運営の確立として、迅速かつ的確に対応できる行政の意思決定システムを構築するとともに、職員の意識改革により行政の体質改善を図ります。区有施設を効率的・効果的に活用して、新たな需要への対応と、施設維持管理経費の抑制の両立を図ります。公金の納付環境整備としてコンビニ収納を導入することにより、納付者の利便性の向上を図るとともに、財源確保を強化します。

成果指標

指標名		定義	目標水準			
電子申請		手続き数	(平成19年度に)	(30手続き)	の水準達成	
事業別行政コスト計算書による事業のあり方見直しへの寄与		事業のあり方見直しにつながった事業数/コスト計算書の実施事業数	(毎年)	(分析事業の100%)	の水準達成	
保全支援システムへの建物基礎データの集積		区有施設176建物のうち、計画保全対象施設144建物の現況調査及び劣化調査を行い、データを集積	(平成18年度に)	(100%)	の水準達成	
施策の達成状況						
		単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考
施策成果指標	目標値1	手続き		30.00	30.00	18年度より事業別コスト計算書の成果をひき、行政評価による事業見直しに移行したため、成果指標の数値を掲載しておりません。
	実績1	手続き		13.00	21.00	
	目標達成率1 = /	%		43.33	70.00	
	目標値2	事業	2.00	3.00	0.00	
	実績2	事業	0.00	0.00	0.00	
	目標達成率2 = /	%	0.00	0.00	0.00	
	目標値3	建物	144.00	144.00	144.00	
	実績3	建物	43.00	105.00	144.00	
	目標達成率3 = /	%	29.86	72.92	100.00	

主な取組み

- 申請手続きの電子化、情報セキュリティ外部監査の導入
- 行政評価の見直し
- コンビニ収納の導入
- 区公共施設の保全計画の推進

課題

電子申請件数の増加及びセキュリティ外部監査のノウハウを利用した内部監査の充実が必要です。コスト意識を持って事業をマネジメントする職員意識の醸成と職場作りを実現していくためには、区の事業では事業別行政コスト計算書の手法が適応しにくい事業があり、行政評価制度を見直し、全庁的に展開できる工夫が必要です。また、コンビニ収納の周知、個人情報保護対策の徹底が課題です。

評価

総 合 評 価	
<p>電子区役所推進のため、電子申請手続き業務の拡大は予定どおり実施することができました。また、情報セキュリティの確保のため、内部監査員養成研修や職員向け研修、情報セキュリティ内部監査を行うと共に、2課3システムを対象とした情報セキュリティ外部監査を実施し、セキュリティレベルの向上を図ることができました。</p> <p>効率的な区政運営の確立のため、事業別行政コスト計算書の成果を踏まえて主に施設整備を行った事業について、発生主義の考え方を取り入れ、試行的にトータルコストに減価償却費を組み入れ、行政評価を実施することにより、事業が使用する資産にかかる日常の費用の把握に努めました。また、19年度の予算編成において、行政評価と予算との連動を深めて予算編成過程を公表し、行政運営の意思決定サイクルの中に、行政評価を一層定着させました。さらに、コンビニ収納の開始により公金の納付手段を拡大した結果、区民サービスの向上を図ることができました。そして、施設保全推進協議会を立上げ、新宿区建築物保全実施要綱等の作成や施設のデータを収集し、中長期修繕計画案の立案したことにより、効率的な施設修繕の実施に向けた準備を整えることができました。</p> <p>以上の取組みにより、区政の効率性だけにとどまらず、区民サービスの向上や職員のコスト意識の醸成にもつながっており、限られた財源や人的資源の中で、数多くある行政需要に適切に応えていくための総合的で弾力的な行政運営を推進できました。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

電子申請の拡大に向けて、他自治体の導入例を参考にしたり、民間機関との連携協力を検討し、区民等が電子申請の恩恵を受けられるようにしていきます。また、更なる情報セキュリティレベルの向上に向けて、外部監査のノウハウを有効活用し、内部監査を充実していきます。

行政評価制度の評価の客観性・透明性を高めるため、外部評価制度の導入について具体的に検討を進め、外部評価のしくみを創設します。また、コンビニ収納の周知を努めるとともに、サービスの拡大等の利便性の向上を図ります。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
電子区役所の推進	B	281		
行政評価制度	B	283		
コンビニ収納業務委託	A	285		
区公共施設の保全計画の推進	B	287		

10 事務事業評価シートの見方

事務事業

目的
施策を実現するための
手段

成果
事業により実現を目指す
状態

事業成果指標
成果を計る測定可能な
指標

事業の実施内容
事業の実施状況

事務事業	44	学校施設の改修					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	01	学習・教育環境の充実					
事業内容							
目的	区立学校の校舎棟・屋内運動場を計画的に改修することにより、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境を確保します。さらに、将来的な維持費の軽減と施設の延命を図ります。						
対象・手段	建設又は改修後一定年数を経過した区立小・中学校を対象とします。						
成果（事業が意図する成果）							
改修を行うことにより、施設の機能維持と安全性の確保を図り、良好な学習・教育環境を整備できます。							
事業成果指標							
	指標名	定義	目標水準				
改修割合		各年度に計画している改修の達成率	(毎) 年度に	(100%)	の水準達成		
			() 年度に	()	の水準達成		
			() 年度に	()	の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業 成果 指標	目標値 1	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績 1	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	= /	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値 2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	<外壁改修工事> 小学校・校舎 - 1校 <屋上防水工事> 小学校・校舎 - 3校、中学校・校舎 - 1校						
平成18年度	<外壁事前調査> 小学校・校舎 - 2校、小学校・屋内運動場 - 1校 <屋上防水工事> 小学校・校舎 - 3校						

トータルコスト
決算数値である

減価償却算出の考え方
施設の残存価格を整備費の10%とし、「定額法」により耐用年数に応じて減価償却費を算出した

部名称		教育委員会事務局		課名称		教育環境整備課	
	単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考	
トータルコスト	事業費	千円	72,113	45,421	0	0	事業費については、17年度から発生主義の考え方を取り入れています。 <減価償却費の算定> (外壁改修)工事費 7,035千円×90%(残存価値10%)÷耐用年数20年=317千円 (屋上防水)工事費 46,828千円×90%(残存価値10%)÷耐用年数15年=2,810千円
	人件費	千円	0	1,167	1,251	1,490	
	事務費	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等	千円	0	0	5,818	8,945	
	総計 = + + +	千円	72,113	46,588	7,069	4,617	
	受益者負担	千円	0	0	0	0	
	純計 = -	千円	72,113	46,588	7,069	10,435	
受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	千円	72,113	46,588	7,069	10,435	
	特定財源	千円	0	0	0	0	
	一般財源投入率 /	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.14	0.15	0.18	
	非常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	

耐用年数
基本的に税法上規定に基づいている

事業に関する検討課題
目的に対する妥当性、目的に対する事業実施上の問題、成果に対する実施状況など

- 1: 計画どおりにすすんでいない
- 2: ほぼ計画どおり
- 3: 計画どおり

事業に関する検討課題

老朽化した学校施設を多く抱える現状から考えると、統合も含めた施設の建替えは喫緊の課題ですが、建替えまでには時間がかかり、経費調達も不可欠です。したがって、建替えまでの間、児童・生徒の安全と施設の延命のため計画的改修がますます重要となってきています。その際、学校施設の保全計画、統合計画を立案しつつ、さらなる効率的な改修を行っていく必要があります。

事業の達成度
目的としているところが達成できているのか

事業実施の効率
投入した「事業費」「人数」「時間」に対して効率的か

事業実施による成果
事業実施したことで、事業の意図する成果があったか

行政関与の妥当性
行政関与の仕方は妥当か

目的・手段・対象の妥当性
目的に対して、選択している手段・対象は妥当か

施策寄与度
事業実施したことで、施策の目的としているところに寄与したか

評価基準に基づく評価と理由 3・2・1の3段階評価です。	達成度	3	計画どおりに進捗しています。
	効率性	2	児童・生徒の安全と施設の延命効果を見据えながら経費の節減を図ることができました。ただし、計画策定時に計画的保全の面から必要であっても、実施時期を先送りした施設もあるので、モニタリングしながら時宜に合った改修を行っていく必要があります。
	実施の成果	3	改修により施設の維持管理をすることで、児童・生徒の安全が確保できます。
	行政の関与	3	良好な学習・教育環境の整備は、学校設置者である区の責務です。
	妥当性	3	学校施設の保全計画、統廃合計画を立案しつつ、計画的・効率的な改修を行っており、妥当です。
	施策寄与度	3	統廃合による建て替え等は、予定が立つものではないので、施設の計画的な改修により、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境を確保します。

総合評価	学校施設の改修は、良好な学習・教育環境を整備する上での安全性を担保するために、施設の現状と将来を勘案しながら、計画的に進めてきました。しかし、改修に多額の経費を要するとともに、老朽化した学校施設が多いので、今後は統合も含めた建替え計画を視野に入れながら改修を行っていく必要があります。	B
		過年度評価
		17年度 B
		16年度 A

総合評価、17年度過年度評価
A: 目標以上の成果
B: 計画どおりの成果
C: 制度改正等により見直し
D: 目標を下回った
平成16年度以前の過年度評価

改革方針	老朽化した学校施設を多く抱える現状から考えると、統合も含めた施設の建替えは喫緊の課題ですが、建替えまでには時間がかかり、経費調達も不可欠です。したがって、建替えまでの間、児童・生徒の安全と施設の延命のための計画的な改修が重要です。学校施設の統合計画を立案しつつ、予防保全の考え方にたった中長期修繕計画に基づき、適切で効率的な改修を行っていきます。	1
		現状のまま継続

方向性
A: 目標以上の成果
B: 計画どおりの成果
C: 制度改正等により見直し

- 方向性
- 1: 現状のまま継続
 - 2: 手段改善
 - 3: 縮小
 - 4: 拡大
 - 5: 統合
 - 6: 休廃止
 - 7: その他

総合評価
事業の目的や意図する成果に対して達成できているか

改革方針
事業に関する検討課題を踏まえた事業の方向性

事務事業評価シートの変更点

事務事業	44	学校施設の改修					
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち					
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進					
施策	01	学習・教育環境の充実					
事業内容							
目的	区立学校の校舎棟・屋内運動場を計画的に改修することにより、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境を確保します。さらに、将来的な維持費の軽減と施設の延命を図ります。						
対象・手段	建設又は改修後一定年数を経過した区立小・中学校を対象とします。						
成果（事業が意図する成果）							
改修を行うことにより、施設の機能維持と安全性の確保を図り、良好な学習・教育環境を整備できます。							
事業成果指標							
	指標名	定義	目標水準				
	改修割合	各年度に計画している改修の達成率	(毎) 年度に (100%) の水準達成				
			() 年度に () の水準達成				
			() 年度に () の水準達成				
成果の達成状況							
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
事業 成果 指標	目標値 1	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績 1	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	= /	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値 2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値 3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	<外壁改修工事> 小学校・校舎 - 1校 <屋上防水工事> 小学校・校舎 - 3校、中学校・校舎 - 1校						
平成18年度	<外壁事前調査> 小学校・校舎 - 2校、小学校・屋内運動場 - 1校 <屋上防水工事> 小学校・校舎 - 3校						

部名称		教育委員会事務局		課名称		教育環境整備課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
トータルコスト	事業費	千円	72,113	45,421	0	0	事業費については、17年度から発生主義の考え方を取り入れていません。 <減価償却費の算定> (外壁改修)工事費 7,035千円×90%(残存価値10%)÷耐用年数20年=317千円 (屋上防水)工事費 46,828千円×90%(残存価値10%)÷耐用年数15年=2,810千円
	人件費	千円	0	1,167	1,251	1,490	
	事務費	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等	千円	0	0	5,818	8,945	
	総計 = + + +	千円	72,113	46,588	7,069	4,617	
	受益者負担	千円	0	0	0	0	
	純計 = -	千円	72,113	46,588	7,069	10,435	
受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	千円	72,113	46,588	7,069	10,435	
	特定財源		0	0	0	0	
	一般財源投入率 /	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.14	0.15	0.18	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	
事業に関する検討課題							
<p>老朽化した学校施設を多く抱える現状から考えると、統合も含めた施設の建替えは喫緊の課題ですが、建替えまでには時間がかかり、経費調達も不可欠です。したがって、建替えまでの間、児童・生徒の安全と施設の延命のため計画的改修がますます重要となってきています。その際、学校施設の保全計画、統合計画を立案しつつ、さらなる効率的な改修を行っていく必要があります。</p>							
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	計画どおりに進捗しています。				
	効率性	2	児童・生徒の安全と施設の延命効果を見据えながら経費の節減を図ることができました。ただし、計画策定時に計画的保全の面から必要であっても、実施時期を先送りした施設もあるので、モニタリングしながら時宜に適った改修を行っていく必要があります。				
	実施の成果	3	改修により施設の維持管理をすることで、児童・生徒の安全が確保できます。				
	行政の関与	3	良好な学習・教育環境の整備は、学校設置者である区の責務です。				
	妥当性	3	学校施設の保全計画、統廃合計画を立案しつつ、計画的・効率的な改修を行っており、妥当です。				
	施策寄与度	3	統廃合による建て替え等は、予定が立つものではないので、施設の計画的な改修により、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境を確保します。				
総合評価	<p>学校施設の改修は、良好な学習・教育環境を整備する上での安全性を担保するために、施設の現状と将来を立案しながら、計画的に進めてきました。しかし、改修に多額の経費を要するとともに、老朽化した学校施設が多いので、今後は統合も含めた建替え計画を視野に入れながら改修を行っていく必要があります。</p>						
	<p style="text-align: right;">B 過年度評価 17年度 B 16年度 A 15年度 14年度 方向性</p>						
改革方針	<p>老朽化した学校施設を多く抱える現状から考えると、統合も含めた施設の建替えは喫緊の課題ですが、建替えまでには時間がかかり、経費調達も不可欠です。したがって、建替えまでの間、児童・生徒の安全と施設の延命を図るための計画的な改修が重要です。学校施設の統合計画を立案しつつ、予防保全の考え方にたった中長期修繕計画に基づき、適切で効率的な改修を行っていきます。</p>						
	<p style="text-align: right;">1 現状のまま継続</p>						

18年度までは当該年度の評価のみでしたが、過年度の評価もあわせて表示することにより、事業の実施に対する区の評価の移り変わりを容易に把握できるようにした。

重点項目評価シート(1)

整理番号

作成: 年 月 日

基本項目		
部名称		課名称
課 題		
重点項目		

重点項目内容	
目的	
対象・手段	
重点項目の方向	

重点項目成果指標		
指標名	定義	目標水準
		() 年度に () の水準達成
		() 年度に () の水準達成
		() 年度に () の水準達成

重点項目の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
重点項目成果指標	目標値1						
	実績1						
	目標達成率1 = /						
	目標値2						
	実績2						
	目標達成率2 = /						
	目標値3						
	実績3						
	目標達成率3 = /						

重点項目評価シート(2)

整理番号

作成: 年 月 日

主な取組み

〔重点項目の実施状況・重点項目継続の前提条件記入欄〕

	評価基準		評価基準	評価	評価基準を判断した具体的理由
1	重点項目の達成度	(1)	計画通りに進んでいない		
		(2)	ほぼ計画通りである		
		(3)	計画通りである		
2	重点項目実施の効率性	(1)	効率的でない		
		(2)	ほぼ効率的である		
		(3)	効率的である		
3	重点項目実施による成果	(1)	小さい・ない		
		(2)	中位		
		(3)	大きい		
4	緊急性	(1)	低い		
		(2)	中位		
		(3)	高い		
5	今後の成果期待性	(1)	低い		
		(2)	中位		
		(3)	高い		
合 計					

課題

重点項目評価シート(3)

整理番号

作成: 年 月 日

評価基準	評価
重点項目の達成度	
重点項目実施の効率	
重点項目実施による成果	
緊急性	
今後の成果期待性	
合 計	

総合評価	
A	意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの。施策の目的や方向性に照らして、取組内容の達成度が施策総体として高いもの。
B	「計画どおり」又は「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの。
C	法律・制度の改正等により、計画の見直しを求められるもの。
D	目標水準を下回り、計画そのものの見直しを求められるもの。

総合評価	
	B

今後の取組み・改革の方針

重点項目を構成する計画事業					
計画事業名	総合評価	頁	計画事業名	総合評価	頁

施策評価シート(1)

整理番号

作成: 年 月 日

基本項目		
部名称		課名称
章		
大項目		
施策		

施策内容	
目的	
対象・手段	
施策の方向	

施策成果指標		
指標名	定義	目標水準
		() 年度に
		() の水準達成
		() 年度に
		() の水準達成
		() 年度に
		() の水準達成

施策の達成状況							
		単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考
施策成果指標	目標値1	%					
	実績1	%					
	目標達成率1 = /	%					
	目標値2	%					
	実績2	%					
	目標達成率2 = /	%					
	目標値3	%					
	実績3	%					
	目標達成率3 = /	%					

施策評価シート(2)

整理番号

作成: 年 月 日

主な取り組み

[施策の実施状況・施策継続の前提条件記入欄]

	評価基準		評価基準	評価	評価基準を判断した具体的理由
1	施策の達成度	(1)	計画通りに進んでいない		
		(2)	ほぼ計画通りである		
		(3)	計画通りである		
2	施策実施の効率性	(1)	効率的でない		
		(2)	ほぼ効率的である		
		(3)	効率的である		
3	施策実施による成果	(1)	小さい・ない		
		(2)	中位		
		(3)	大きい		
4	緊急性	(1)	低い		
		(2)	中位		
		(3)	高い		
5	今後の成果期待性	(1)	低い		
		(2)	中位		
		(3)	高い		
合 計					

課題

施策評価シート(3)

整理番号

作成: 年 月 日

評価基準	評価
施策の達成度	
施策実施の効率	
施策実施による成果	
緊急性	
今後の成果期待性	
合 計	

総合評価	
A	意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの、施策の目的や方向性に照らして、取組内容の達成度が施策総体として高いもの。
B	「計画どおり」又は「概ね計画どおり」に施策を推進し、予定していた成果をあげたもの。
C	法律・制度の改正等により、計画の見直しを求められるもの。
D	目標水準を下回り、計画そのものの見直しを求められるもの。

総合評価	
	B

今後の取組み・改革の方針

施策を構成する計画事業					
計画事業名	総合評価	頁	計画事業名	総合評価	頁

既存事務事業評価シート（１）

整理番号	
------	--

作成：	年	月	日
-----	---	---	---

基本項目			
部名称		課名称	
章			
大項目			
施策			
事務事業コード			
通番			
部長氏名		課長氏名	
事業区分			
事業区分 A		事業区分 B	
事業区分 C		事業区分 D	
事業区分 E			
事業の種類と位置付け			
関係部課		根拠法令 ・要領等	
実施期間		個別計画での 位置付け	
事業内容			
目的			
対象・手段			
成果（事業が意図する成果）			
事業の実施内容			
平成15年度			
平成16年度			
平成17年度			
事業に関する検討課題			
類似事業			
事業コード	事業名	課名称	

既存事務事業評価シート(2)

作成： 年 月 日

整理番号	
通番	

事業成果指標		
指標名	定義	目標水準
		() 年度に () の水準達成
		() 年度に () の水準達成
		() 年度に () の水準達成

成果の達成状況及び事業の実績						
	単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業 成果 指標	目標値1					
	実績1					
	目標達成率1	%				
	目標値2					
	実績2					
	目標達成率2	%				
	目標値3					
	実績3					
	目標達成率3	%				
トータル コスト	事業費	千円				
	人件費	千円				
	事務費	千円				
	減価償却費等	千円				
	総計 = + + +	千円				
	受益者負担	千円				
	純計 = -	千円				
	受益者負担率 /	%				
財源 内訳	一般財源 = -	千円				
	特定財源					
	一般財源投入率 /	%				
事業 に係る 職員	常勤職員	人				
	非常勤職員					

既存事務事業評価シート（３）

作成： 年 月 日

整理番号		
通番		

【 事業の実施状況・事業継続の前提条件記入欄 】

	評価基準	評価内容	課長	評価基準を判断した具体的理由	部長	部長所見
1	事業の達成度	(1) 計画通りに進んでいない				
		(2) ほぼ計画どおりである				
		(3) 計画どおりである				
2	事業実施の効率性	(1) 効率的でない				
		(2) ほぼ効率的である				
		(3) 効率的である				
3	事業実施による成果	(1) 小さい・ない				
		(2) 中位				
		(3) 大きい				
4	区関与の妥当性・必要性	(1) 妥当でない				
		(2) ほぼ妥当である				
		(3) 妥当である				
5	目的・手段・対象の妥当性	(1) 妥当でない				
		(2) ほぼ妥当である				
		(3) 妥当である				
6	施策目的達成への寄与	(1) 寄与していない・あまり寄与していない				
		(2) 寄与している				
		(3) 大いに寄与している				
合 計						

既存事務事業評価シート（４）

作成： 年 月 日

整理番号		
通番		

評価基準	課長評価	部長評価
事業の達成度		
事業実施の効率性		
事業実施による成果		
区関与の妥当性・必要性		
目的・手段・対象の妥当性		
施策目的達成への寄与		
合 計		

総合評価	
A	意図する成果に対して、目標以上の大きな成果をあげたもの。事業の目的や意図する成果に対して、取組内容の達成度が事業総体として高いもの。
B	「計画どおり」又は「概ね計画どおり」に事業を推進し、予定していた成果をあげたもの。
C	法律・制度の改正等により、計画の見直しを求められるもの。
D	目標水準を下回り、計画そのものの見直しを求められるもの。

	課長評価	
総合評価		

今後の方向性	
1	現状のまま継続
2	手段改善
3	縮小
4	拡大
5	統合
6	休廃止
7	その他

事業の総合評価と改革方針	
総合評価 (6つの評価基準に基づく総合的評価・施策に対する事業の有効性)	
今後の方向性	
改革方針	